

日野町 緑の基本計画



令和7年12月
日野町

日野町緑の基本計画

令和 7 年 12 月

日 野 町

目 次

第1章 はじめに	1
1.1 緑の基本計画とは	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 計画の目標年次と対象区域	1
1.4 計画の対象とする緑	1
1.5 緑被、緑地の定義	2
1.6 近年の緑をとりまく社会動向	3
1.7 緑地の保全及び緑化の推進の意義（「緑の基本方針」より抜粋）	7
第2章 上位・関連計画	9
2.1 第6次日野町総合計画	9
2.2 日野町国土利用計画(第6次)	11
2.3 日野町都市計画マスターplan	13
2.4 近江八幡八日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	15
第3章 本町の現状	17
3.1 自然的条件	17
3.2 社会的条件	25
第4章 緑の現状	45
4.1 緑被現況調査	45
4.2 緑地現況調査	47
4.3 緑に関する住民意向	49
4.4 滋賀県、日野町の緑化推進に関する施策	57
4.5 系統別の緑の評価	58
第5章 課題の整理	61
第6章 基本方針、目標の設定	64
6.1 基本理念	64
6.2 基本方針	65
6.3 緑地の保全及び緑化の目標	67
6.4 緑地の配置方針と将来像	70
6.5 都市公園の整備と管理の方針	76
第7章 緑地の保全及び緑化推進のための施策	77
7.1 施策の体系	77
7.2 緑地保全及び緑化推進施策	78
第8章 計画の推進体制と進行管理	82
8.1 推進体制	82
8.2 進行管理	83
参考資料	84
用語説明	84

第1章 はじめに

1.1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

本計画は、近年の社会潮流の変化や住民のニーズも多様化する中で、それらに対応した緑地の保全及び緑化の目標を設定することを目的として策定するものです。本計画においては、本町の緑の特性に即して、緑の基本理念、将来像を示すとともに、緑化に関する具体的な数値目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策、計画の推進体制等を定めています。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するものです。また、「第6次日野町総合計画」、「日野町国土利用計画（第6次）」を上位計画とし、「日野町都市計画マスターplan」と適合し、「近江八幡八日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、他の関連計画とも整合を図ったものとなっています。

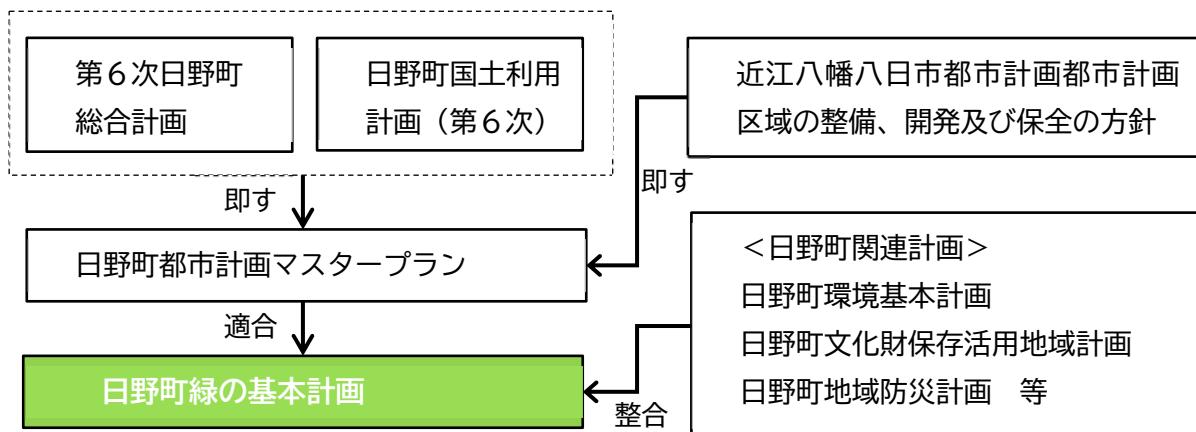


図1 本計画の位置づけ

1.3 計画の目標年次と対象区域

本計画の目標年次は、令和7（2025）年から20年後の令和27（2045）年とします。本計画の対象範囲は、町全域（117.60 km²）とします。

1.4 計画の対象とする緑

本計画で扱う「緑」とは、都市緑地法第3条に定義されている「緑地」を対象とします。

都市緑地法 第3条

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

1.5 緑被、緑地の定義

本計画は、「緑」を表す用語として、「緑被」、「緑地」という言葉を使っています。それぞれの定義は、以下の通りです。

○緑被

緑被とは、樹木や草等の植物で覆われている土地、もしくは水面を指し自然的環境の状態にある土地の総称として使用します（一般的には、裸地を含む場合もありますが、本計画では含めていません）。

法、協定、又は条例により担保されていない土地も含み、永続性があるとは限りません。

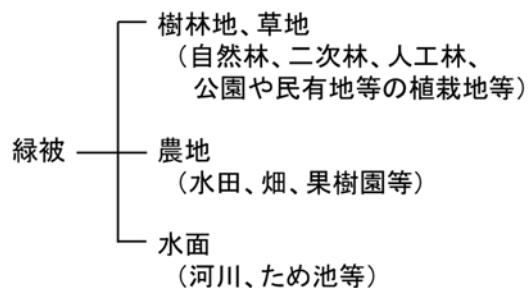


図2 緑被の例

○緑地

緑地とは、法、協定、又は条例により担保されている緑やオープンスペースで、永続性があるものをして使用します。



図3 緑地の例

1.6 近年の緑をとりまく社会動向

(1) 緑とオープンスペースを取り巻く状況

我が国では平成 20 (2008) 年をピークに人口減少社会となり、高齢化も進んでおり、今後もさらに進行するものと見込まれています。こうした社会経済の動向は、緑とオープンスペースを取り巻く状況にも様々な影響を及ぼしています。

森林については、国土の約 3 分の 2 を占め、天然林から人工林まで多様な生育段階や樹種の森林が存在し、豊かな生物多様性の保全に寄与しています。森林は、木材生産から土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止など多面的機能を持続的に発揮するための管理が求められていますが、一方で、林業従事者の高齢化に伴い、人工林の適切な管理が遅れ、森林の健全性を損なう要因となっています。

農地については、年々減少傾向にあり、農業従事者の高齢化も進行しています。これにより、耕作放棄地の増加や農地の荒廃が懸念されています。農地は食料生産だけでなく、景観の維持、生物多様性の保全、洪水の緩和など多面的な機能を有しており、特に都市部では、農地は住民の生活環境を保全する民有の緑地として貴重な空間となっています。

都市の緑とオープンスペースについては、公園施設をはじめ一定程度整備が進捗した一方で、地方公共団体の職員数や維持管理費は減少しており、公園施設の老朽化に起因する事故も発生しています。また、時代の変化や多様化するニーズに対して、十分そのポテンシャルを活かしきれていない公園も散見されるようになってきています。

今後の緑とオープンスペースの確保と活用にあたっては、これらの森林、農地、公園などを取り巻く状況を踏まえつつ、持続可能な地域づくりを目指していくことが重要となっています。

(2) 公園緑地政策の動向

① 平成 29 (2017) 年の都市公園法・都市緑地法等の改正

これからの中づくりに対応した都市公園政策のあり方に関しては、平成 28 (2016) 年 5 月に「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書）」において、①ストック効果をより高める、②民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、の 3 つの観点を重視し、緑とオープンスペース政策は『新たなステージ』に移行すべきとの方向性がとりまとめられました。この報告を踏まえ、平成 29 (2017) 年に都市公園法・都市緑地法等の改正が行われ、公募設置管理制度(Park-PFI)や協議会制度など以下に示す制度が創設されました。



図 4 平成 29 (2017) 年の都市公園法・都市緑地法等の改正概要

出典：国土交通省ホームページ

② 令和 6 (2024) 年の都市緑地法改正

平成 29 (2017) 年の都市公園法・都市緑地法等の改正により、多様な主体の連携により公園のハード面の充実を図る制度の活用は一定程度進みましたが、先進的・効果的な事例もあるものの、より柔軟に公園を使いこなすための公園の管理運営に関しては、依然として課題が残されたままとなっています。さらに、デジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたニューノーマル社会への対応など、社会経済状況の変化を踏まえた公園の新たな意義・役割への対応も求められています。

こうした背景から、令和 4 (2022) 年 10 月に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言が示され、都市公園の新たな時代を切り拓くための重点戦略（3 つの戦略と 7 つの取り組み）が示されました。

令和 6 (2024) 年 5 月には、近年の社会経済情勢の変化や都市における緑地の重要性の再認識を踏まえて、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、令和 6 (2024) 年 10 月に施行されました。

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国的基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設



特別緑地保全地区の例 (京都市)

3. 緑と調和した都市環境整備への

民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

優良緑地確保計画認定制度
(愛称: TSUNAG)都市再開発における緑地空間の創出の例
(千代田区 大手町)

図 5 令和 6 (2024) 年の都市緑地法の改正概要

出典：国土交通省ホームページ

③ 「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」の策定

都市緑地法において、国が都市における緑地の保全等の取り組みを国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等について定めた「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を策定することとされています。国土交通省では、「都市緑地法に基づく基本方針策定に向けた有識者会議」における議論等を踏まえ、本基本方針を策定し、令和6（2024）年12月20日に公表しました。

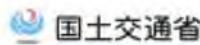
本基本方針では、将来的な都市のあるべき姿として、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」をあげ、国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定めるすべての「緑の広域計画」及び市町村が定めるすべての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取り組み及び関連する指標等を位置づけることを促すこととしています。

○環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

○人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

○Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

緑の基本方針の概要



意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」							
国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取り組み及び関連する指標等を位置づけることを促す							
全体目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市	人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市				
個別目標	CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献	緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する	地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく				
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等	多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要	緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施	緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成			
実現のための施策	行政による永続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 ・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・地方公共団体に対する技術的支援	民間による緑地の保全・創出の促進 ・良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 ・民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進	「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進 行政による永続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 ・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・地方公共団体に対する技術的支援	「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）	コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携 まちづくりDXとの連携等		
都道府県	「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 ・都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）	市町村 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）					

図6 緑の基本方針概要

出典：国土交通省ホームページ

1.7 緑地の保全及び緑化の推進の意義（「緑の基本方針」より抜粋）

「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」（令和6（2024）年12月20日）では、緑地の保全及び緑化の推進の意義を以下のように定めています。

（1）気候変動対策

都市の緑地は、植物の光合成による CO₂の吸収源としての役割を担うとともに、屋上緑化や壁面緑化による建物外壁等の表面温度の上昇や蓄熱の防止、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度の低減等を通じて、ヒートアイランド現象を緩和し、都市内に冷涼な空間を形成する機能を有しており、猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する暑熱対策としての機能をはじめとする気候変動適応策としての緑地の保全や緑化の推進が求められている。

（2）生物多様性の確保

都市の緑地は、動植物の生息地・生育地として地域固有の生態系を支える基盤であり、また、都市の住民がその生態系を学び、保全等に関わることのできる身近な場所でもある。ネイチャーポジティブの実現に向けて、良好な自然的環境を有する緑地の保全、再生が求められている。

（3）Well-being の向上

都市の緑地は、大気や水質の改善、騒音の低減、異常気象やヒートアイランド現象の影響の緩和等を通じて、都市生活における環境に起因する健康リスクの軽減に寄与すること、また、ストレスの緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等を通じて Well-being を支え、促進し、精神的・身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下等にも寄与することが報告されている。

（4）都市のレジリエンスの向上

都市の緑地は、地震等による火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路等となることに加え、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など気候変動影響への適応策としての機能を有するものであり、グリーンインフラや流域治水等の観点から都市のレジリエンスを高めるインフラとして再認識されている。

（5）歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用

都市の緑地は、地域の気候、風土に応じた特徴ある多様性を有することで、我が国固有の歴史や文化を形成する礎となるとともに、四季の変化を実感できる快適な生活環境や都市のシンボルともなる美しい景観を創出し、地域のアイデンティティや次代を担うこどもたちの感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらしている。

(6) 都市における生産機能、循環型社会への寄与

都市の緑地の一つである都市の農地は、地元産の新鮮な農産物の供給、防災や国土及び環境の保全、住民の交流の場等の多様な機能を有し、都市農業振興基本計画（平成 28（2016）年 5 月 13 日閣議決定）において、都市に「あるべきもの」として適正に保全し、有効活用することが求められている。

また、都市の緑地で発生した剪定枝・落ち葉等は、チップ化・堆肥化等により、緑地内での有効活用が進められているなど、都市における資源循環にも寄与している。

(7) ESG 投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応

都市における緑地確保の意義や効果の客観的な評価等により、環境面、社会面で効果の高い事業への資金の流れを促すことが重要である。

第2章 上位・関連計画

2.1 第6次日野町総合計画

第6次日野町総合計画は、時代の変化に的確に対応しながら、これまでのまちづくりの成果と課題を土台に更なる前進を重ねていくために、住民と行政の中長期的な指針となる総合的な計画で、本町の最上位計画となります。

表1 第6次日野町総合計画における緑に関する方向性

名称	第6次日野町総合計画（令和3（2021）年3月）												
計画期間	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで（10年間）												
計画概要	<p>【将来像】 時代の変化に対応しだれもが輝きともに創るまち“日野”</p> <p>【将来展望人口】 令和12(2030)年に19,500人を維持、令和42(2060)年に16,000人を維持</p> <p>【計画の体系】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>政策の柱</th> <th>政策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.未来を担うひとづくり</td> <td>①子育てにやさしい風土づくり ②生涯にわたる学びと活躍の推進</td> </tr> <tr> <td>2.暮らしを支えるしごとづくり</td> <td>③生活の基盤となる町内産業の持続発展 ④まちの魅力を活かした賑わいの創出</td> </tr> <tr> <td>3.安心、助け合いのくらしづくり</td> <td>⑤健やかで思いやりのある地域共生社会の形成 ⑥人と豊かな自然との共生</td> </tr> <tr> <td>4.住みたくなる都市基盤づくり</td> <td>⑦災害や危機への備えの強化 ⑧居心地のよい都市環境の整備</td> </tr> <tr> <td>5.みんなではぐくむ地域づくり</td> <td>⑨住民が主人公の地域形成 ⑩時代の変化に柔軟に対応できる行財政運営</td> </tr> </tbody> </table>	政策の柱	政策	1.未来を担うひとづくり	①子育てにやさしい風土づくり ②生涯にわたる学びと活躍の推進	2.暮らしを支えるしごとづくり	③生活の基盤となる町内産業の持続発展 ④まちの魅力を活かした賑わいの創出	3.安心、助け合いのくらしづくり	⑤健やかで思いやりのある地域共生社会の形成 ⑥人と豊かな自然との共生	4.住みたくなる都市基盤づくり	⑦災害や危機への備えの強化 ⑧居心地のよい都市環境の整備	5.みんなではぐくむ地域づくり	⑨住民が主人公の地域形成 ⑩時代の変化に柔軟に対応できる行財政運営
政策の柱	政策												
1.未来を担うひとづくり	①子育てにやさしい風土づくり ②生涯にわたる学びと活躍の推進												
2.暮らしを支えるしごとづくり	③生活の基盤となる町内産業の持続発展 ④まちの魅力を活かした賑わいの創出												
3.安心、助け合いのくらしづくり	⑤健やかで思いやりのある地域共生社会の形成 ⑥人と豊かな自然との共生												
4.住みたくなる都市基盤づくり	⑦災害や危機への備えの強化 ⑧居心地のよい都市環境の整備												
5.みんなではぐくむ地域づくり	⑨住民が主人公の地域形成 ⑩時代の変化に柔軟に対応できる行財政運営												
緑に関連する分野 ・めざす姿 ・基本施策 ・主な取組	<p>政策の柱 2.暮らしを支えるしごとづくり 政策③生活の基盤となる町内産業の持続発展</p> <p>(分野) ⑨農業 (めざす姿)：多様な農業経営体を育成し特産農産物をはじめとする地域農業の安定と、身近に「農」のある暮らしができるまち (基本施策)①農業の持続的発展 ・(抜粋) 安定的な経営体として認定農業者や農事組合法人等多様な経営体の育成や普及団体等との連携を行い、地域農業の生産体制を確立するとともに、農業者だけでなく集落全体の取り組みにより、集落機能の持続発展と、生産基盤である農地の保全・維持管理を支援します。 (主な取組(抜粋)) ●農地の保全・維持管理への支援 ●環境に配慮した農業の促進</p> <p>(分野) ⑩森林・林業 (めざす姿)：森林や里山が保全され、豊かな森林資源の循環が可能なまち (基本施策)①林業の振興 ・(抜粋) 治山事業や林道・作業道整備等の生産基盤整備を進めるとともに、不明となった森林の境界明確化、施行集約化や担い手の確保、育成等を促進します。里山については集落とも連携し景観や獣害被害対策と一体的な里山整備を推進します。 (主な取組(抜粋)) ●林業の振興、森林整備の促進</p>												

	<p>(基本施策)②森林資源の利活用と森林保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(抜粋) 森林のもつ水源かん養、生物多様性の保全、地球温暖化や災害の防止などの多面的機能が発揮されるよう森林保全事業を推進します。 <p>(主な取組(抜粋)) ●森林資源の利活用 ●森林保全</p> <p>政策の柱 3.安心、助け合いのくらしづくり</p> <p>政策⑥人と豊かな自然との共生</p> <p>(分野) ㉑環境共生</p> <p>(めざす姿) 一人ひとりが環境保全や美化意識をもち、豊かな自然に囲まれ、快適な生活ができるまち</p> <p>(基本施策)①豊かな自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(抜粋) 美しく豊かな自然環境を次世代に継承していくため、一人ひとりの環境保全や自然共生の意識が高められるよう取り組みます。学校や地域、団体と連携し、子どもをはじめ幅広い年代に向けて環境学習を推進し、生物多様性への理解や環境保全の意識高揚に努めます。 <p>(主な取組(抜粋)) ●環境保全の推進 ●生物の生息環境の保全 ●環境教育の推進</p> <p>政策の柱 4.住みたくなる都市基盤づくり</p> <p>政策⑧居心地のよい都市環境の整備</p> <p>(分野) ㉔都市計画</p> <p>(めざす姿) 住民の暮らしを豊かにし交流や賑わいを生む、秩序ある計画的な土地利用をすすめるまち</p> <p>(基本施策)①時代の変化に対応した計画的な都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(抜粋) 地域に賑わいが戻るよう、既存集落の土地の利活用を促しつつ、新たな市街地の形成を進め、良好な住宅地等の整備を促進します。低未利用土地等を活用できるよう、国土利用計画、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画等の整合性を図りながら総合的で秩序を持った土地利用を進めます。 <p>(主な取組(抜粋)) ●計画的な土地利用</p> <p>(分野) ㉖住環境</p> <p>(めざす姿) 住まいが確保され、生活環境が整い安心して暮らし続けられるまち</p> <p>(基本施策)①暮らしやすい住まいの環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(抜粋) 日野町が管理する公園については、利用者が親しみを持ち、安全に利用できる公園運営を進めるとともに、公園に求められるニーズの研究に努めます。 <p>(主な取組(抜粋)) ●公園の適切な維持管理と魅力的な公園の研究</p> <p>(分野) ㉘景観</p> <p>(めざす姿) 日野にいきづく伝統文化を継承し、歴史遺産や暮らしの風景をまもり未来につなぐまち</p> <p>(基本施策)①自然・歴史・まちの特性を活かした景観の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(抜粋) 沿道の花づくりや、花のまちづくりに向けた地域の取り組みを促進し、住民が誇れる「花のまち 日野」を目指します。 <p>(主な取組) ●町並みの保全・活用 ●自然・歴史・まちの特性を活かした景観形成 ●景観保全</p>
--	--

2.2 日野町国土利用計画(第6次)

日野町国土利用計画(第6次)は、総合的かつ計画的な利用を通じて、町土の安全性を高め、持続可能で豊かな町土を形成する町土利用を目指すための計画で、国土利用計画法(昭和49(1974)年法律第92号)第8条の規定に基づき、全国計画及び県計画を基本とし、町土の利用に関する必要な事項について定めるものとなります。

表2 日野町国土利用計画(第6次)における緑に関する方向性

名称	日野町国土利用計画(第6次) (令和4(2022)年4月)
計画期間	令和3(2021)年を基準年次とし、令和13(2031)年を目標年次とする。
計画概要	<p>■町土利用の基本方針</p> <p>ア. 適切な町土管理と町民の豊かさを実現する町土利用 イ. 産業構造の変化に対応する町土利用 ウ. 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用 エ. 安全・安心を実現する町土利用 オ. 複合的な施策の推進と町土の選択的な利用 カ. 多様な主体による町土管理</p> <p>■地域類型別の町土利用の基本方向(要約)</p> <p>ア 市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地に連続する国道沿線では生活必需品等を中心とした郊外型の商業地の面積拡大が見込まれ、地元商業との相乗的発展を誘導する。 新市街地においては、良好な市街地環境の維持・向上を図りながら、有効利用を促進する。旧市街地においては、歴史的な町並み・景観の保全に努めるほか、空き家・空き地等を地域活性化のために有効活用を促進し、日野らしい小さなまとまりにより、便利で安全な市街地を形成する。 都市基盤の整備の伴わない無秩序な外延的拡大の抑制を図りつつ、新たに市街化を図る区域においては、災害や周辺の農地・自然環境への影響を充分に考慮する。 新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の活用を優先させる一方、優良農用地や森林を含む自然的土利用からの転換は抑制することを基本とする。 <p>イ 農山村</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林業活動及び生活が継続的に維持できるよう生活環境の維持・充実を図る。 優良農用地及び森林を確保し、農業及び森林の有する多面的機能に十分配慮しながら、その整備と利用の高度化を図る。 地域住民を含む多様な主体の参画等により町土資源の適切な管理を図るとともに、農山村の景観や生態系の維持・形成を図る。 <p>ウ 自然維持地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。 重要な森林については、その積極的な維持・保全を図る。 適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然学習等の自然とのふれあいの場として利用を図る。

緑に関する 土地利用の 基本的方向	<p>■利用区分別町土地利用の基本方向（要約）</p> <p>ア 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も農地の多面的な機能が発揮されるよう、良好な管理を通じて農地を保全していく必要がある。 ・河川や水路の水質保全を図るため、環境への負荷低減に配慮した環境こだわり農業等の推進を図る。 <p>イ 森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する機能を将来にわたり継続的に維持・向上するために、適切な整備及び保全を図る。 ・緑豊かで美しい森林づくりに向けて、森林境界の明確化を進め、経営管理が行われていない森林について、町が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築する。 ・農林業体験や自然体験の場としての機能等、森林空間の総合的利用に対応する多様な森林整備等を地域とともに推進し、地域社会の活性化を図る。特に、里山等については、適切な保全、維持管理を図る。 <p>ウ 原野等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原野等のうち、野生生物の生息・生育地等貴重な自然を形成しているものについては、保全を図る。その他の原野等については、周辺の自然環境への影響と調和を充分に考慮して適正な利用を図る。 <p>エ 水面（ため池）・河川・水路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水面が有する生物多様性や自然環境の保全を図るとともに、農業用水や調整機能等の利水機能、防災機能の維持・向上のため、防災面の対策を充分に実施したうえで持続的な利用を図る。 ・河川は流末の琵琶湖の水質保全を充分に考慮した水質の管理を実施するほか、流域内での開発等による流出量の増大等に適切に対応した治水対策を実施する。 ・水路は、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境の保全等多様な機能に配慮し、地域住民が一体となった維持管理の向上の取り組みを進める。 <p>オ 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農用地・森林の適正な管理のために必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。この場合、周辺の自然環境の保全等に配慮するものとする。 <p>カ 宅地</p> <p> a 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市街地では、人口が増加する一方で、旧市街地や農山村部ではスポンジ化が進んでいることから、自治機能の維持・向上とともに良好な土地利用を維持するため、均衡ある居住の促進と維持を図る。 ・環境、福祉、防災に配慮しながら、良好な居住環境が形成されるよう、適切な規制誘導と必要な用地の確保を図る。 ・景観の創出、環境負荷の低減、省エネルギー、ユニバーサルデザインを有した住宅の誘導に努める。 ・特に、旧市街地等では、歴史的景観の保全・向上に配慮しつつ、低・未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図るほか、空き家の有効利用を促進する。 ・農業地域の農村集落地等においては、特に自然景観や田園景観の保全に配慮した整備を推進するほか、空き家の有効活用や移住を促進する生活基盤の充実に努める。 <p> b 工業用地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の新規立地及び工業用地造成に際しては、周辺地域における自然環境、生活環境及び景観保全に十分配慮する。
-------------------------	---

2.3 日野町都市計画マスタープラン

日野町都市計画マスタープランは、「第6次日野町総合計画」、「日野町国土利用計画(第6次)」、「滋賀県都市計画基本方針」、「近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、土地利用、都市施設等の方針を明らかにする計画で、長期的かつ総合的な指針としての役割を担っています。

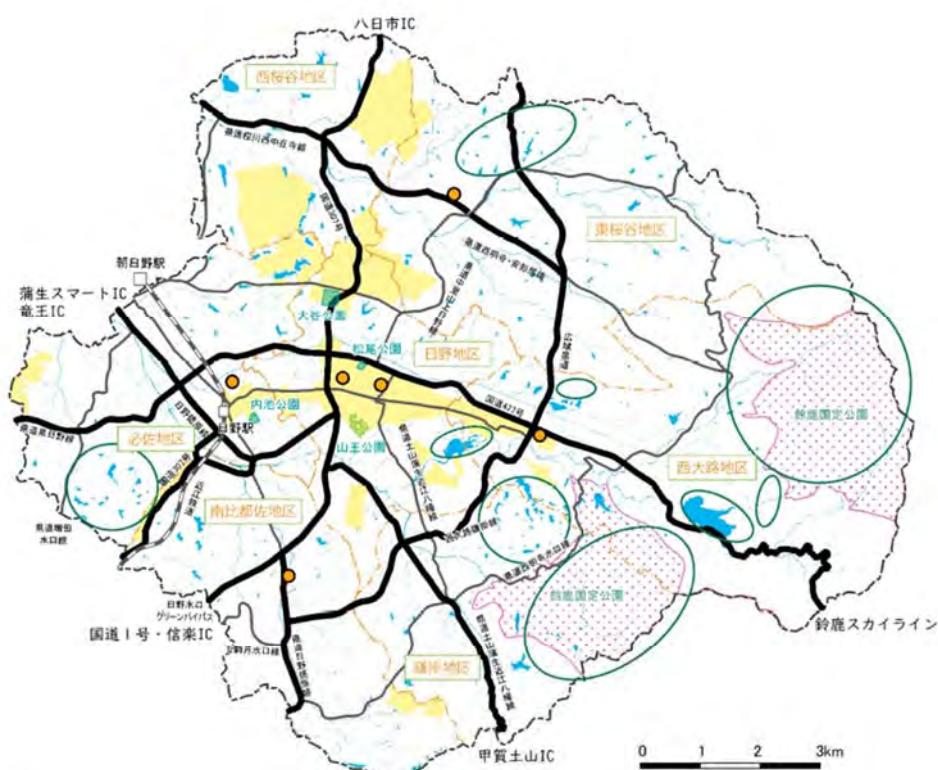
表3 日野町都市計画マスターplanにおける緑に関する方向性

緑に関する
施策

■都市施設整備の方針
『公園・緑地』

- 供用済の3つの都市計画公園(近隣公園)を中心として町民に身近な公園を適正に配置するために、基盤未整備区域や農村集落地での公園・広場の確保を検討するとともに、民有地内緑地の充実を誘導します。
- 都市計画公園については、適切な施設の維持・管理と社会情勢や町民ニーズを把握しながら魅力的な公園の研究に努めます。
- 歴史的な町並みが残る旧市街地は、街歩き観光等に対応した街角広場等の確保を検討します。
- 豊かな森林資源の保全を図りながら、観光レクリエーションの場として公園等の維持・充実に努めます。

【水と緑の整備方針図】



凡例

□	行政区域	■	都市公園(整備済)	↔	近江鉄道
□	地区プロック界	■	都市公園(未整備)	—	広域連携軸
■	市街地	■	国定公園	—	地域連携軸
■	河川・ため池	●	小中学校	○	自然レクリエーション拠点

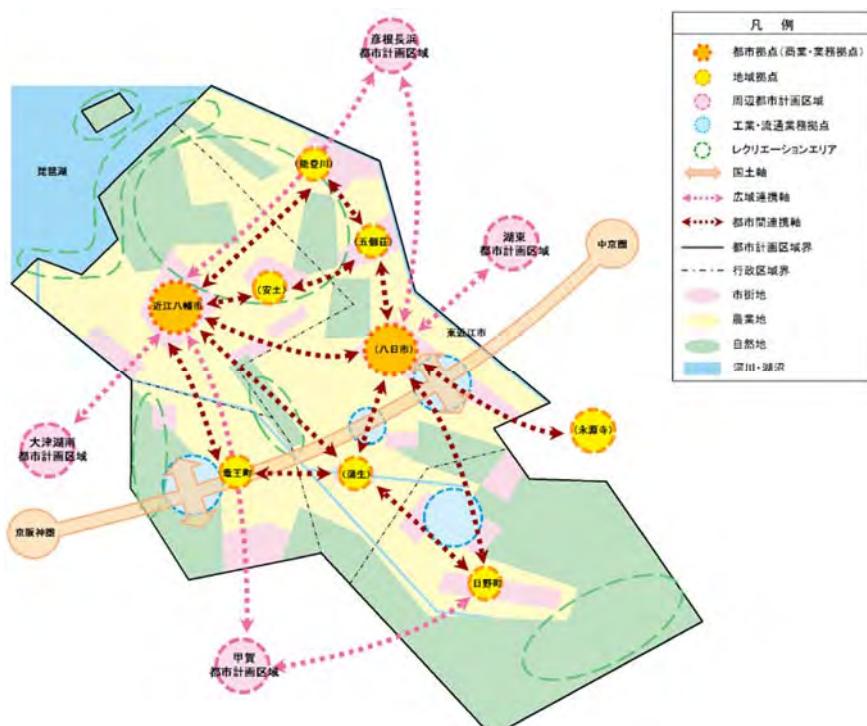
2.4 近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、近江八幡市（琵琶湖を除く全域）、東近江市（琵琶湖を除く一部）、日野町（全域）、竜王町（全域）を対象区域とした計画で、長期的な視点から都市の将来像を明確にし、その実現に向けての都市計画の基本的方向性を示しています。

表4 近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における緑に関する方向性

名称	近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 31 (2019) 年 3 月)									
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 (2010) 年を基準年次として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね 15 年間の都市計画の基本的方向を定める。 具体的な事業はおおむね平成 37 (2025) 年までに整備するもの目標とする。 									
計画概要	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市機能の集約化を取り入れたまちづくり ◆中心核の形成による自立性の高いまちづくり ◆元気な産業を育むまちづくり ◆良好な住環境を育むまちづくり ◆豊かな自然、歴史・文化と協調したまちづくり ◆安全・安心なまちづくり <p>【目標年次の人口】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 (2010) 年</th> <th>平成 37 (2025) 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td> <td>212.8 千人</td> <td>おおむね 202.9 千人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td> <td>101.7 千人</td> <td>おおむね 105.2 千人</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 (2010) 年	平成 37 (2025) 年	都市計画区域内人口	212.8 千人	おおむね 202.9 千人	市街化区域内人口	101.7 千人	おおむね 105.2 千人
	平成 22 (2010) 年	平成 37 (2025) 年								
都市計画区域内人口	212.8 千人	おおむね 202.9 千人								
市街化区域内人口	101.7 千人	おおむね 105.2 千人								

【近江八幡八日市都市計画区域の将来都市構造図】



緑に関する政策	<p>3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①自然的環境の特徴と保全及び整備の基本方針（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の山林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。 ・潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を進める。 <p>②計画水準</p> <p>【緑地の確保目標水準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 22(2010)年</th><th>平成 37(2025)年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地の確保目標量</td><td>おおむね 7,014ha</td><td>おおむね 7,166ha</td></tr> <tr> <td>都市計画区域に対する割合</td><td>17.6%</td><td>おおむね 18.0%</td></tr> <tr> <td>市街化区域に対する割合</td><td>202.2%</td><td>おおむね 200.7%</td></tr> </tbody> </table> <p>【都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 22(2010)年</th><th>平成 37(2025)年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td><td>4.9 m²/人</td><td>8.0 m²/人</td></tr> <tr> <td>一人あたりの目標水準</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林及び自然公園特別地域等。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置、整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域においては、現在ある豊かな緑と水の存在や、歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。 <p>(3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針</p> <p>【都市計画公園・緑地等の配置及び整備方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園緑地等の種別</th><th colspan="2">配置及び整備の方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住区基幹公園</td><td colspan="2">利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">その他の公園・緑地</td><td>運動公園</td><td>近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、布引運動公園、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園の整備・保全に努める。</td></tr> <tr> <td>特殊公園</td><td>華岳山公園、法堂寺遺跡公園、土器公園、布施公園の整備・保全に努める。</td></tr> <tr> <td>緑地</td><td>愛知川緑地、日野川緑地、八幡川緑地、北之庄沢緑地、佐久良川緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等については、保全に努める。</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 主要な緑地の確保目標</p> <p>【現在事業を実施しているもの及びおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名</th><th>種別</th><th>名称</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市</td><td>運動公園</td><td>近江八幡市健康ふれあい公園</td><td>事業中</td></tr> </tbody> </table>		平成 22(2010)年	平成 37(2025)年	緑地の確保目標量	おおむね 7,014ha	おおむね 7,166ha	都市計画区域に対する割合	17.6%	おおむね 18.0%	市街化区域に対する割合	202.2%	おおむね 200.7%		平成 22(2010)年	平成 37(2025)年	都市計画区域内人口	4.9 m ² /人	8.0 m ² /人	一人あたりの目標水準			公園緑地等の種別	配置及び整備の方針		住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。		その他の公園・緑地	運動公園	近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、布引運動公園、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園の整備・保全に努める。	特殊公園	華岳山公園、法堂寺遺跡公園、土器公園、布施公園の整備・保全に努める。	緑地	愛知川緑地、日野川緑地、八幡川緑地、北之庄沢緑地、佐久良川緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等については、保全に努める。	町名	種別	名称	備考	近江八幡市	運動公園	近江八幡市健康ふれあい公園	事業中
	平成 22(2010)年	平成 37(2025)年																																									
緑地の確保目標量	おおむね 7,014ha	おおむね 7,166ha																																									
都市計画区域に対する割合	17.6%	おおむね 18.0%																																									
市街化区域に対する割合	202.2%	おおむね 200.7%																																									
	平成 22(2010)年	平成 37(2025)年																																									
都市計画区域内人口	4.9 m ² /人	8.0 m ² /人																																									
一人あたりの目標水準																																											
公園緑地等の種別	配置及び整備の方針																																										
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。																																										
その他の公園・緑地	運動公園	近江八幡運動公園（近江八幡市立運動公園）、布引運動公園、竜王町総合運動公園、近江八幡市健康ふれあい公園の整備・保全に努める。																																									
	特殊公園	華岳山公園、法堂寺遺跡公園、土器公園、布施公園の整備・保全に努める。																																									
	緑地	愛知川緑地、日野川緑地、八幡川緑地、北之庄沢緑地、佐久良川緑地、琵琶湖岸（能登川地区）緑地等については、保全に努める。																																									
町名	種別	名称	備考																																								
近江八幡市	運動公園	近江八幡市健康ふれあい公園	事業中																																								

第3章 本町の現状

3.1 自然的条件

(1) 位置・面積

本町は、滋賀県の南東部にある蒲生郡に属しています。北は東近江市に、南は甲賀市に山地を隔てて接しています。町域は、南北は約 12.3km、東西は約 14.5km で、面積は 117.60 km²となっています。

(2) 地形・地質

① 地形

本町は川と丘陵地の多い地形で、鈴鹿山脈から町の中央部を西流する日野川水系により形成された沖積低地によって、大きく北部地域、中央低地、南部地域の 3 つに分かれています。

北部地域は、竜王山を水源とする佐久良川が日野丘陵と布引丘陵の間を流れ、谷底低地（河沿いの狭小な平野）には集落が点在しています。丘陵地の先端部は、起伏量が小さく、交通条件にも比較的恵まれているため、工業団地、住宅団地等が開発されています。

中央低地は、綿向山を水源とし日野丘陵と水口丘陵の間を流れる日野川水系によって形成された砂礫台地に本町の中心市街地が形成され、扇状地性低地に集落が立地しています。

南部地域は、ほとんどが水口丘陵で、丘陵と丘陵の間を日野川水系が流れ、谷底低地に集落が点在しています。日野川水系の迫谷川・砂川流域は扇状地性低地、南砂川・北砂川流域は砂礫台地となっています。

② 地質

本町の東部を占める鈴鹿山脈の綿向山麓の地質は、約 2 ~ 3 億年前に海底に堆積した地層である古生層からなっています。

本町の大半を占める丘陵地の地質は、第 3 紀古琵琶湖層と呼ばれ、古い琵琶湖に堆積した砂や泥からなる地層となっています。

日野川・佐久良川の両岸の地質は、古琵琶湖層の上にそれぞれの川によって運ばれた砂や土が堆積してできた沖積層から形成されています。

(3) 気象

本町は、温暖な瀬戸内気候に属するものの、琵琶湖沿岸の平坦な地域と比較して気温は若干低く、アメダス東近江の平年値（統計期間：平成 3（1991）～令和 2（2020）年）によると、年平均気温は 14.5°C で、月別で見ると平均気温が最も高くなるのが 8 月で 26.7°C、最も低くなるのが 1 月で 3.1°C となっています。

また、降水量は県下では少ない方であり、年降水量の平年値は 1440.5 mm で、やや内陸性の気候といえます。月別で見ると、6 ~ 7 月の梅雨期と 9 ~ 10 月の台風期に多くなっています。冬季には 10 ~ 30cm 程度の降雪も見られますが、春季には移動性高気圧に覆われ、穏やかな天候に恵まれます。

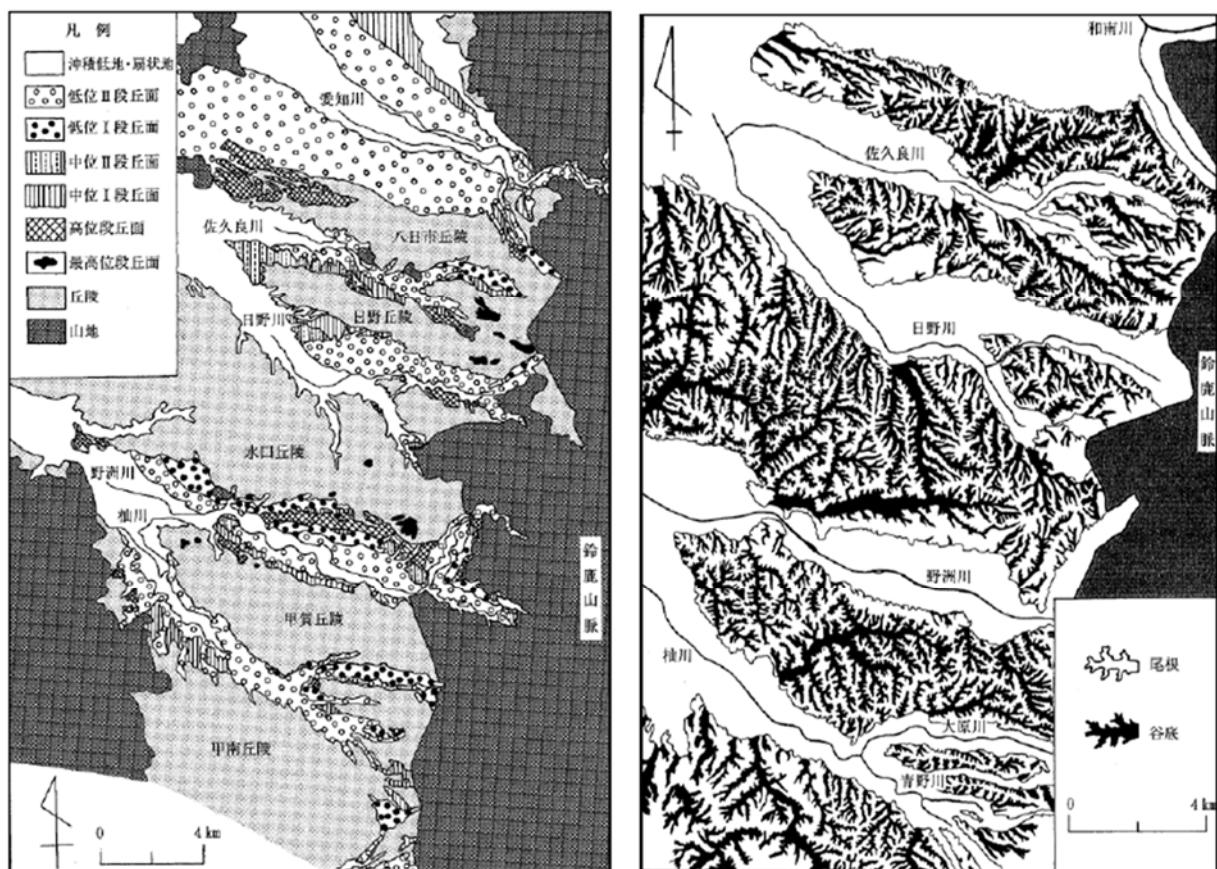


図7 日野町周辺の地形分類と谷系図

出典：日野町地域防災計画（地震災害対策・風水害対策編）（令和6（2024）年3月）

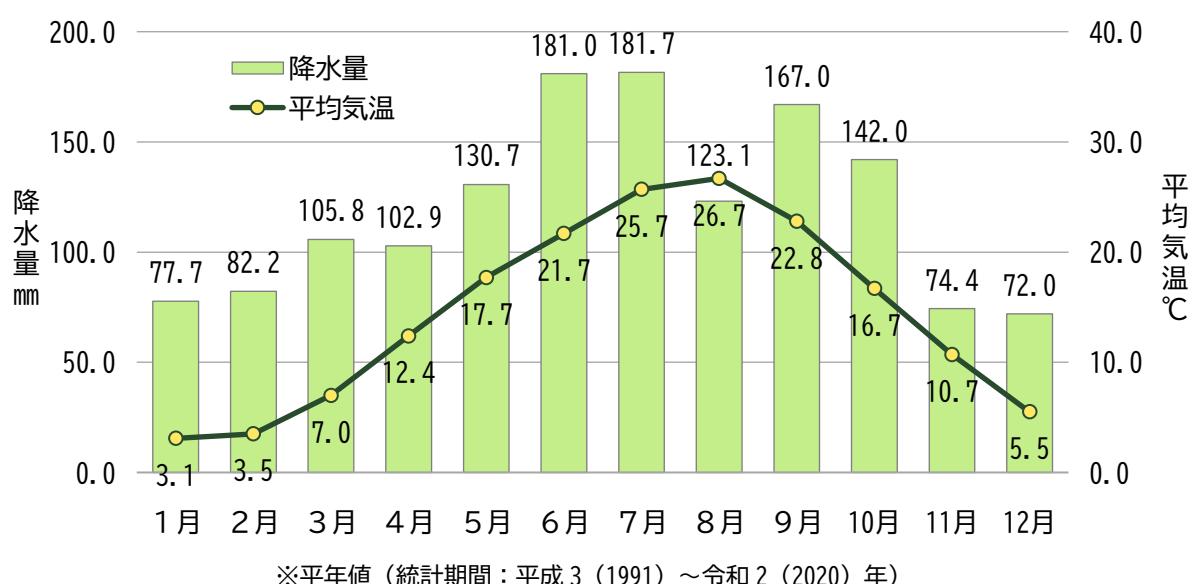


図8 東近江地域気象観測所における平均気温と降水量（平年値）

出典：日野町地域防災計画（地震災害対策・風水害対策編）（令和6（2024）年3月）

(4) 動植物

① 植生

本町の植生を見ると、丘陵地から山地部にかけては、南東側と北側はモチツツジーアカマツ群集が主体、綿向山周辺の東側はスギ・ヒノキ・サワラ植林が主体となっています。平地部は、大部分が水田雑草群落となっています。

このほか、河川部や道路周辺などは、路傍・空地雑草群落が広がっています。

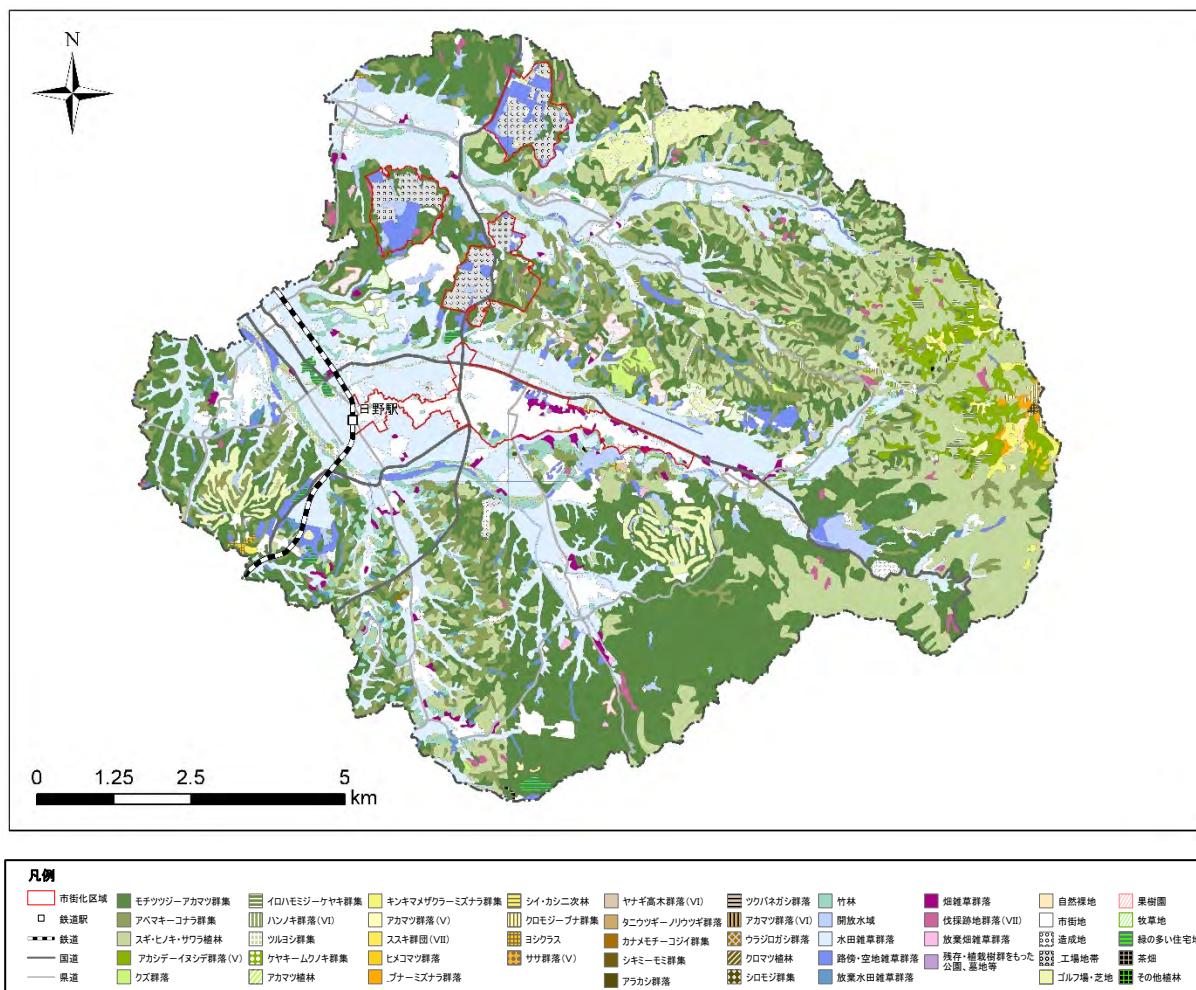


図9 現存植生図

資料：環境省自然環境保全基礎調査（植生調査）

植生自然度区分を見ると、丘陵地から山地は、大部分が植生自然度区分 7（二次林）と植生自然度区分 6（植林地）となっています。平地部は、植生自然度区分 2（外来種草原農耕地（水田・畑））となっています。

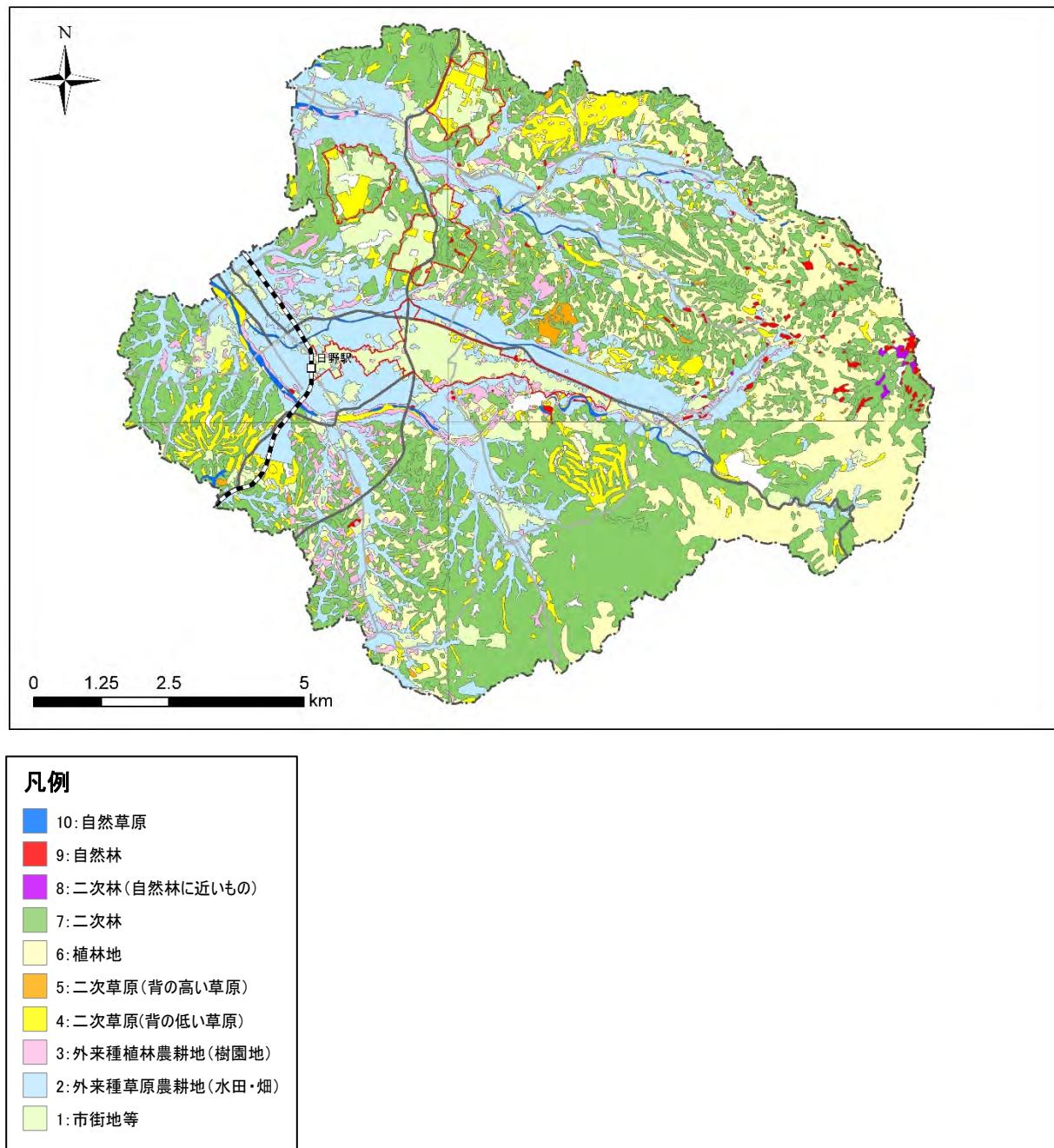


図 10 現存植生図(自然度)

資料：環境省自然環境保全基礎調査（植生調査）

表5 自然度リスト

植生 自然 度	区分内容	植 生
10	自然草原	・ツルヨシ群集・ヨシクラス
9	自然林	・アラカシ群落・カナメモチーコジイ群集・イロハモミジ・ケヤキ群集 ・ケヤキ・ムクノキ群集・アカマツ群落(VI)・ヤナギ高木群落(VI)・ハンノキ群落(VI) ・シキミ・モミ群集・シキミ・モミ群集・ウラジロガシ群落・クロモジ・ブナ群集・ヒメコマツ群落
8	二次林(自然林に近いもの)	・ブナ・ミズナラ群落・シイ・カシ二次林
7	二次林	・アベマキ・コナラ群集・モチツツジ・アカマツ群集・アカシデーイヌシデ群落(V) ・アカマツ群落(V)・キンキマメザクラ・ミズナラ群集・シロモジ群集
6	植林地	・クロマツ植林・スギ・ヒノキ・サワラ植林・アカマツ植林・その他植林
5	二次草原(背の高い草原)	・ササ群落(V)・タニウツギ・ノリウツギ群落・クズ群落・ススキ群団(VII)
4	二次草原(背の低い草原)	・放棄畑雜草群落・伐採跡地群落(VII)・ゴルフ場・芝地・路傍・空地 ・雜草群落・放棄水田雜草群落
3	外来種植林農耕地(樹園地)	・茶畠・竹林・果樹園・残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種草原農耕地(水田・畑)	・畑雜草群落・水田雜草群落・緑の多い住宅地・牧草地
1	市街地等	・市街地・工場地帯・造成地

資料：環境省自然環境保全基礎調査（植生調査）

② 動物

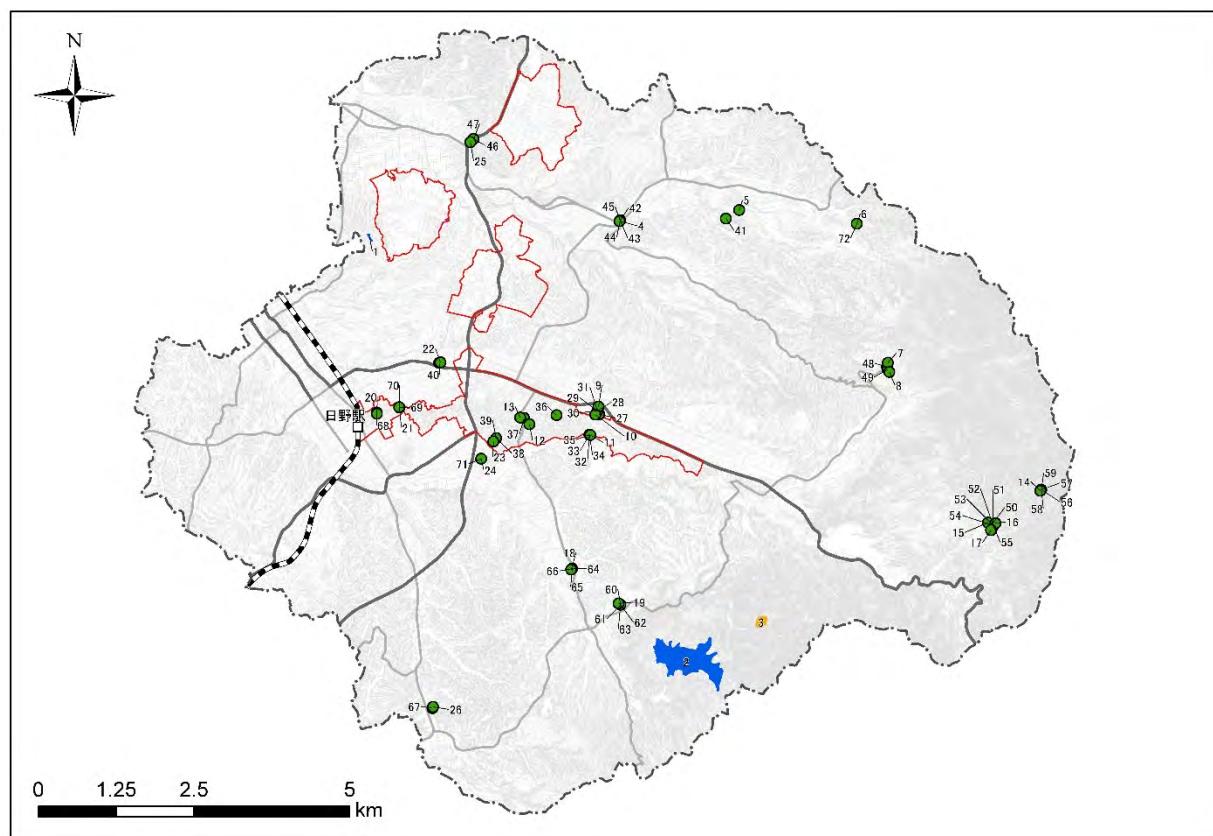
本町の山地にはイノシシ・ニホンシカ・ニホンカモジカなどの大型哺乳類が生息しています。なお、山地に生息する小・中型哺乳類の正確な種数は不明です。鳥類は、留鳥に加えて、コルリ・クロツグミ・キビタキ・ジュウイチなどの夏鳥が繁殖しています。

丘陵地は、古くから野生生物が人間活動と共に生息してきた場所で、哺乳類は中型のタヌキ・キツネ・アナグマや小型のネズミ類などが生息しています。ホオジロ・ウグイス・カラ類・キジバト・カケス・イカルなど中小の鳥、猛禽類のサシバやオオタカも繁殖しています。

平野部では、開発で生息地が分断され、中型哺乳類の移動が極めて困難になっていますが、ハタネズミなどの小型の哺乳類には河川敷や水田地帯に生息しています。鳥類は、河川・池沼で、カツブリ・カワウ・サギ類・カモ類・バン・コチドリ・カワセミなどの水鳥やホオジロ・カワラヒラなど、水田・畑地・集落周辺ではチュウサギ・トビ・キジ・ヒバリ・ツバメ・ヒヨドリ・モズ・カワラヒワ・スズメ・ムクドリ・ハシボソガラ・ハシブトガラスなどがいます。

③ 貴重な自然

貴重な自然としては、蛇谷池及び鎌掛湿原の湿地、鎌掛谷ホンシャクナゲ群落のほか、社寺や旧市街地に植えられている数多くのスギ・ヒノキ・ケヤキなどの巨樹・巨木があげられます。



凡例

	市街化区域		湿地地域
	鉄道駅		特定植物群落
	鉄道		巨樹・巨木地点
	国道		
	県道		

図 11 貴重な自然分布図

資料：環境省自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査、巨樹・巨木林調査、湿地調査）

表6 自然一覧表

区分	番号	名称	備考	区分	番号	名称	備考
湿地	1	蛇谷池		巨樹・巨木	38	スギ	第6回調査
湿地	2	鎌掛湿原		巨樹・巨木	39	ヒノキ	第6回調査
特別植物群用	3	鎌掛谷ホンシャクナゲ群落	第2回調査	巨樹・巨木	40	タブノキ	第6回調査
巨樹・巨木	4	中之郷のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	41	精霊山のヒノキ	第6回調査
巨樹・巨木	5	川原のヒノキ	第4回調査	巨樹・巨木	42	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	6	原のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	43	モミ	第6回調査
巨樹・巨木	7	西明寺のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	44	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	8	西明寺のヒノキ	第4回調査	巨樹・巨木	45	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	9	村井のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	46	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	10	村井のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	47	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	11	村井のイチョウ	第4回調査	巨樹・巨木	48	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	12	大窪のタブノキ	第4回調査	巨樹・巨木	49	ヒノキ	第6回調査
巨樹・巨木	13	大窪のタブノキ	第4回調査	巨樹・巨木	50	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	14	熊野のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	51	タコスギ	第6回調査
巨樹・巨木	15	熊野のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	52	お宮さんの森のスギ	第6回調査
巨樹・巨木	16	熊野のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	53	お宮さんの森のスギ	第6回調査
巨樹・巨木	17	熊野のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	54	お宮さんの森のスギ	第6回調査
巨樹・巨木	18	鎌掛のムクノキ	第4回調査	巨樹・巨木	55	お宮さんの森のイチョウ	第6回調査
巨樹・巨木	19	鎌掛のタブノキ	第4回調査	巨樹・巨木	56	お滝さんの森のスギ	第6回調査
巨樹・巨木	20	内池のケヤキ	第4回調査	巨樹・巨木	57	お滝さんの森のヒノキ	第6回調査
巨樹・巨木	21	里口のケヤキ	第4回調査	巨樹・巨木	58	お滝さんの森のスギ	第6回調査
巨樹・巨木	22	上野田のタブノキ	第4回調査	巨樹・巨木	59	お滝さんの森のスギ	第6回調査
巨樹・巨木	23	大窪のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	60	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	24	木津のエノキ	第4回調査	巨樹・巨木	61	タブノキ	第6回調査
巨樹・巨木	25	北脇のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	62	タブノキ	第6回調査
巨樹・巨木	26	下駒月のスギ	第4回調査	巨樹・巨木	63	タブノキ	第6回調査
巨樹・巨木	27	野神さんのスギ	第6回調査	巨樹・巨木	64	蚊屋の森のケヤキ	第6回調査
巨樹・巨木	28	スギ	第6回調査	巨樹・巨木	65	蚊屋の森のムクノキ	第6回調査
巨樹・巨木	29	スギ	第6回調査	巨樹・巨木	66	蚊屋の森のタブノキ	第6回調査
巨樹・巨木	30	スギ	第6回調査	巨樹・巨木	67	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	31	タブノキ	第6回調査	巨樹・巨木	68	ケヤキ	第6回調査
巨樹・巨木	32	スギ	第6回調査	巨樹・巨木	69	ケヤキ	第6回調査
巨樹・巨木	33	イチョウ	第6回調査	巨樹・巨木	70	カヤ	第6回調査
巨樹・巨木	34	スギ	第6回調査	巨樹・巨木	71	エノキ	第6回調査
巨樹・巨木	35	スギ	第6回調査	巨樹・巨木	72	スギ	第6回調査
巨樹・巨木	36	ダマの木のタブノキ	第6回調査				
巨樹・巨木	37	タブノキ	第6回調査				

資料：環境省自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査、巨樹・巨木林調査、湿地調査）

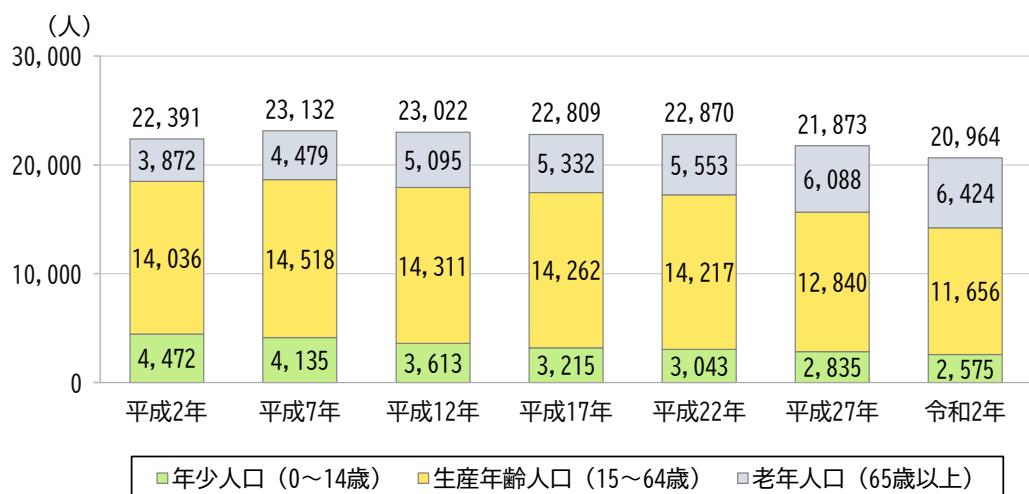
3.2 社会的条件

(1) 人口・世帯数

① 人口・世帯数の推移

本町の国勢調査における人口は、平成7（1995）年から減少傾向にあり、令和2（2020）年は20,964人となっています。年齢3区分で見ると、少子化や高齢化とともに、経済活動の中核を担う生産年齢人口も平成7（1995）年以降は減少傾向となっています。また、世帯数は増加傾向である一方、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。

なお、住民基本台帳における令和7（2025）年6月末現在の人口は20,555人、世帯数は8,870世帯となっています。



※合計には年齢不詳を含む。

図12 日野町人口の推移

資料：各年国勢調査

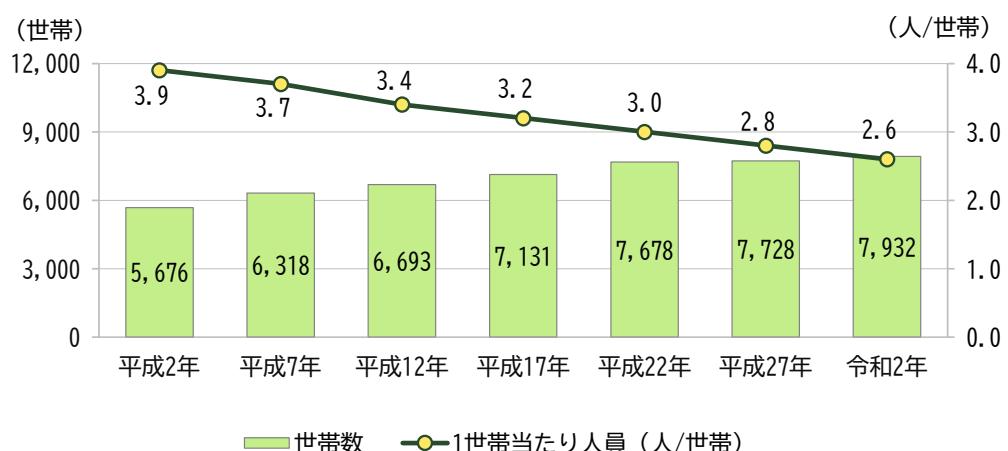


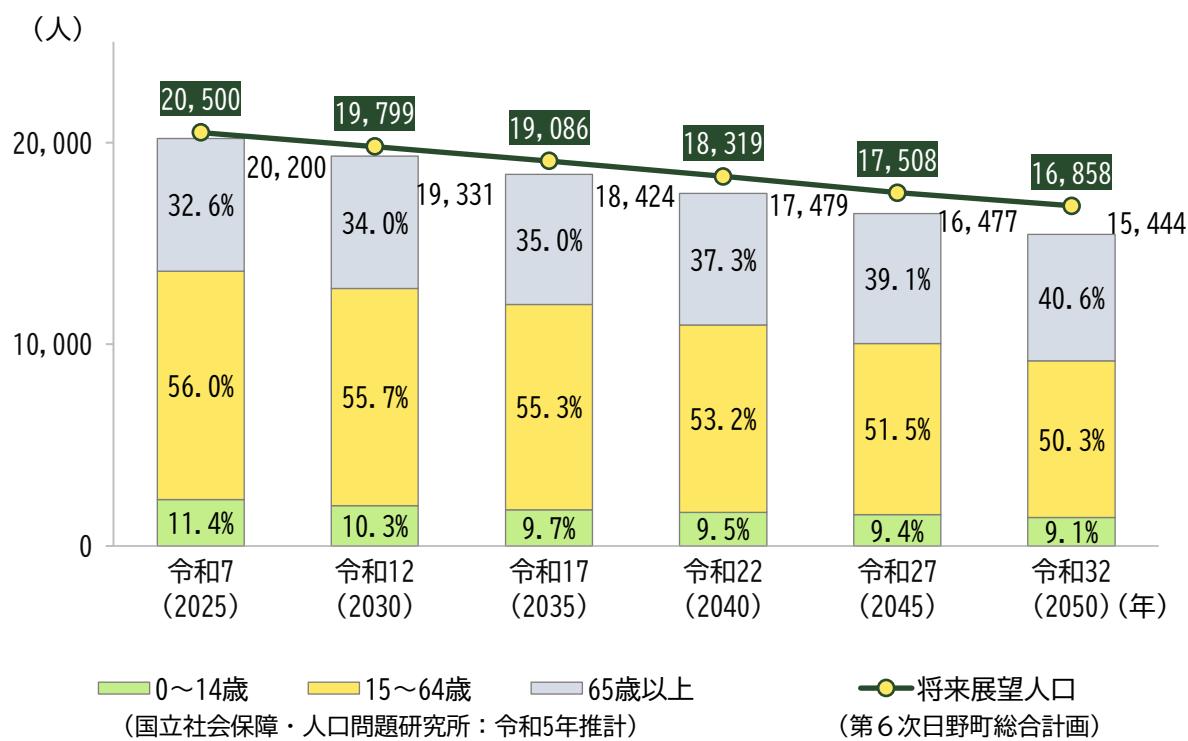
図13 日野町世帯数の推移

資料：各年国勢調査

② 将来展望

本町の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も減少傾向が続き、令和12（2030）年には約19,300人、高齢化率は34.0%になると推計されています。

なお、「第6次日野町総合計画」の将来展望人口においては、「令和12（2030）年は19,500人、令和42（2060）年は16,000人を維持」、また「日野町都市計画マスタープラン」の将来展望人口では「令和23（2041）年で18,000人」と設定しています。



※総合計画における将来展望人口の推計の考え方

- ・合計特殊出生率が2030年に1.80、2040年以降は2.07（国の長期ビジョンと同じ）
- ・15~39歳の純移動率を3%増加（若者の定住増加、UIJターンによる移住増加の政策効果を見込んで推計）
- ・55~69歳の純移動率を1%増加（シルバー世代のUIJターンによる移住増加の政策効果を見込んで推計）

図14 将来人口推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所、第6次日野町総合計画

(2) 土地利用

本町の土地利用状況を近江八幡八日市圏域都市計画基礎調査（令和5（2023）年3月）で見ると、山林が55.3%、農地が19.6%、水面・その他自然地を含めると自然的土地利用が8割以上を占めており、都市的土地利用は、宅地が6.1%で、うち住宅用地が3.7%、工業用地が1.7%、道路などの公的用地が6.5%、その他の空地が4.0%となっています。

また、土地利用の変化を国土数値情報で見ると、昭和51（1976）年時点と令和3（2021）年時点で比較すると、田が減少する一方で、建物用地が増加し、市街地化が進んできたことが分かります。

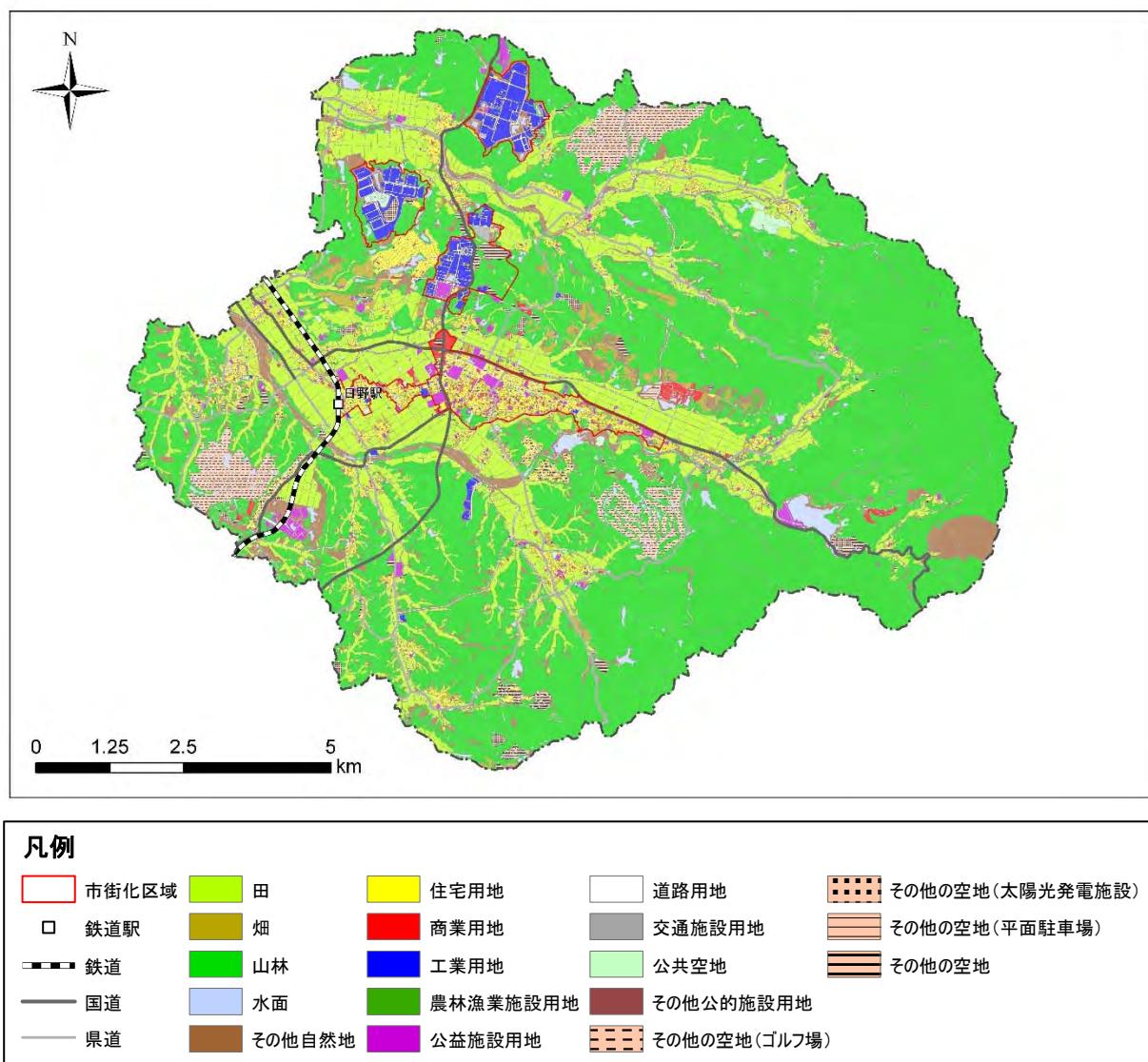


図15 土地利用現況図

資料：近江八幡八日市圏域都市計画基礎調査（令和5年3月）

表 7 土地利用現況

分類	地目		構成割合
自然的土地利用	農地	田	17.5%
		畠	2.2%
		小計	19.6%
	山林 水面 その他自然地	山林	55.3%
		水面	2.3%
		その他自然地	6.1%
		小計	83.3%
都市的土地利用	宅地	住宅用地	3.7%
		商業用地	0.7%
		工業用地	1.7%
		小計	6.1%
	農林漁業施設用地 公益施設用地 道路用地 交通施設用地 公共空地 その他公的施設用地 その他の空地①（ゴルフ場） その他の空地②（太陽光発電施設） その他の空地③（平面駐車場） その他の空地④	農林漁業施設用地	0.3%
		公益施設用地	1.1%
		道路用地	4.5%
		交通施設用地	0.1%
		公共空地	0.5%
		その他公的施設用地	0.0%
		その他の空地①（ゴルフ場）	2.6%
		その他の空地②（太陽光発電施設）	0.4%
		その他の空地③（平面駐車場）	0.1%
		その他の空地④	0.9%
		小計	16.7%
	合計		100.0%

※端数処理のため、合計が合わない場合がある。

資料：近江八幡八日市圏域都市計画基礎調査（令和5年3月）

表8 土地利用状況の推移

土地利用区分	昭和 51(1976)年	令和 3(2021)年
田	24.1%	19.3%
その他の農用地	1.2%	1.6%
森林	59.3%	64.4%
荒地	2.3%	0.7%
建物用地	4.8%	8.5%
道路・鉄道	0.0%	0.2%
その他の用地	5.7%	2.5%
河川地及び湖沼	2.6%	2.8%
合計	100.0%	100.0%

資料：国土数値情報

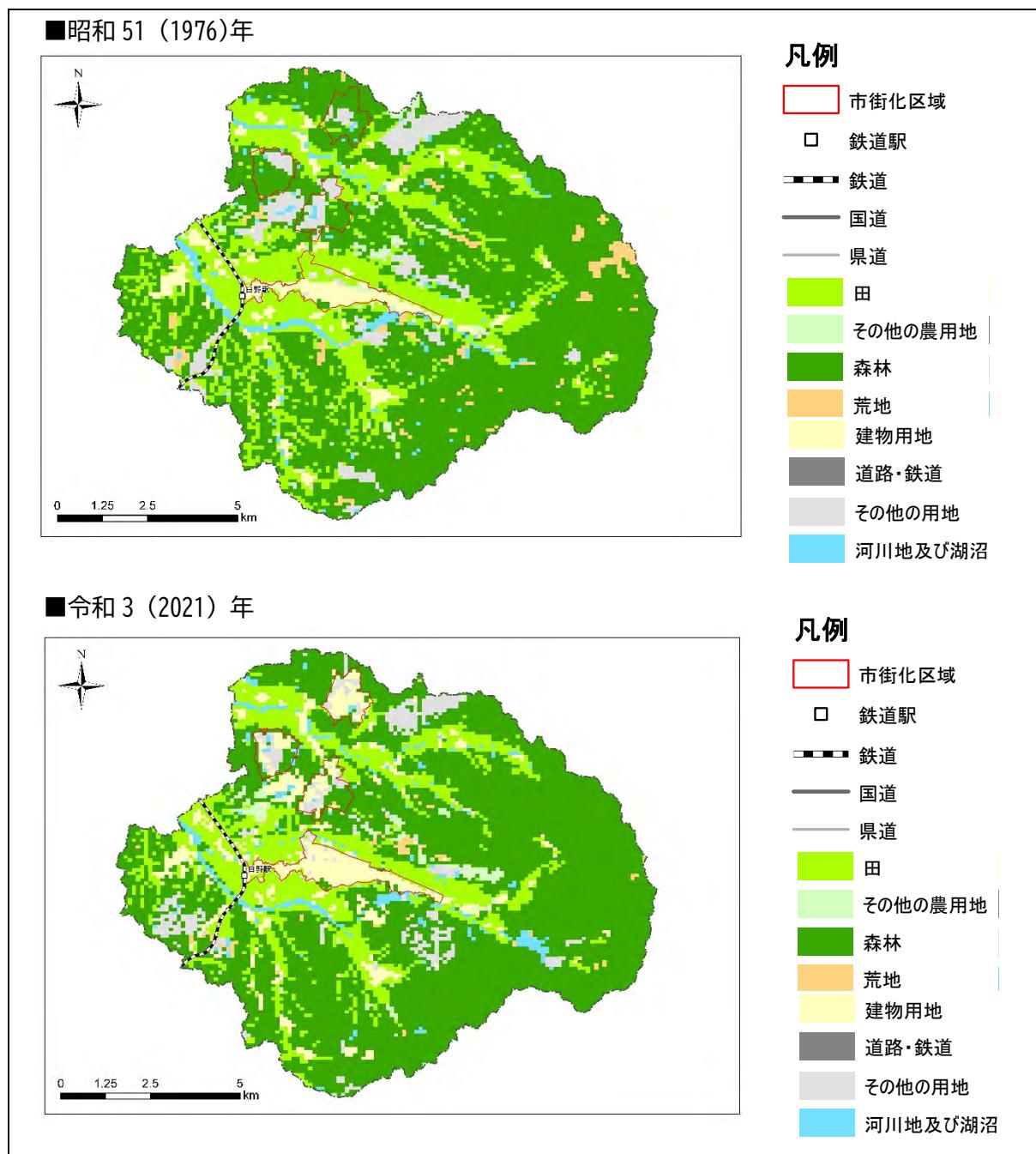


図16 土地利用比較(昭和 51 (1976)年、令和 3 (2021) 年)

資料：国土数値情報

(3) 法規制

① 都市計画

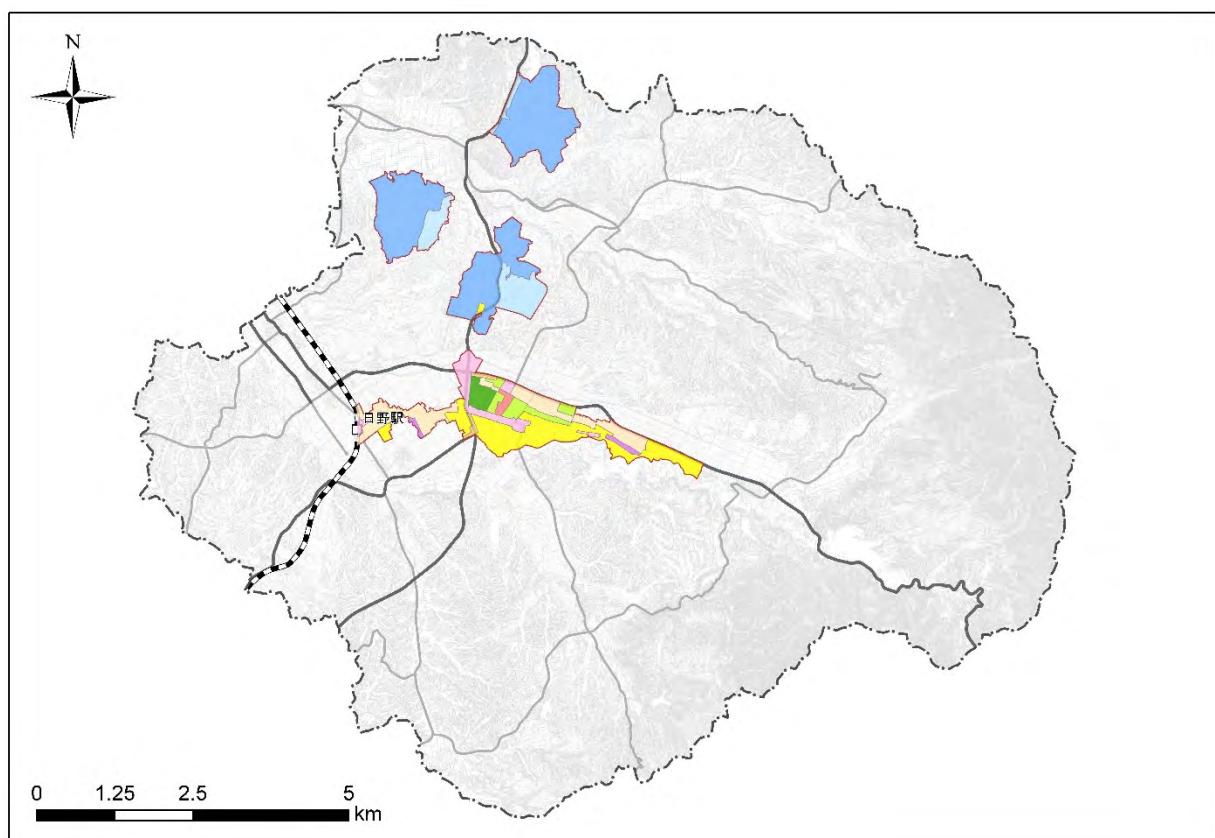
本町では、町全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域は 715.6ha となっています。用途地域は、工業専用地域の指定が最も多く 338.9ha となっており、市街化区域の 47.4%を占めています。次いで、第一種住居地域が多く 120.7ha で市街化区域の 16.9%を占めています。なお、本町には、第二種低層住居専用地域、準住居地域、田園住居地域の指定はありません。

表 9 日野町の区域区分・用途地域

区域	面積(ha)	構成比(%)
市街化区域(A)	715.6	6.1%
市街化調整区域(B)	11,044.4	93.9%
都市計画区域(A+B)	11,760.0	100.0%

区域	用途地域	面積(ha)	構成比(%)
市街化区域	第一種低層住居専用地域	16.2	2.3%
	第一種中高層住居専用地域	82.7	11.6%
	第一種住居地域	120.7	16.9%
	第二種中高層住居専用地域	28.2	3.9%
	第二種住居地域	5.7	0.8%
	近隣商業地域	41.2	5.8%
	商業地域	6.4	0.9%
	準工業地域	6.6	0.9%
	工業地域	69	9.6%
	工業専用地域	338.9	47.4%
計		715.6	100.0%

資料：滋賀の都市計画 2023



凡例

	市街化区域		第一種低層住居専用地域		近隣商業地域
	鉄道駅		第一種中高層住居専用地域		商業地域
	鉄道		第一種住居地域		準工業地域
	国道		第二種中高層住居専用地域		工業地域
	県道		第二種住居地域		工業専用地域

図 17 用途地域指定状況図

出典：町資料

② 都市公園

本町の都市公園は、近隣公園 4箇所 16.6ha が計画されています。供用されているのは、内池公園、松尾公園、大谷公園の 3公園で供用面積は 10.4ha となっています。なお、山王公園は未供用となっています。

内池公園や大谷公園は供用開始から約 40 年が経過し、一部の施設では老朽化の進行が見られます。松尾公園を含め、適宜、補修等が行われています。

表10 都市公園一覧

種別	名称		位置	計画決定		供用		整備率 (%)
	番号	公園名		年月日	面積 (ha)	年月日	面積 (ha)	
近隣公園	3・3・6	内池公園	日野町大字内池	S52.3.28	1.70	S61.3.31	1.60	94.1
	3・3・7	松尾公園	日野町大字松尾	S52.3.28	1.70	H7.7.1	1.60	94.1
	3・4・13	大谷公園	日野町大字大谷	S52.3.28	7.40	S60.4.1	7.20	97.3
	3・4・14	山王公園	日野町大字大窪、 大字日田、大字木津	S52.3.28	5.80	—	—	—
合計					16.6		10.4	

出典：滋賀の都市計画 2023

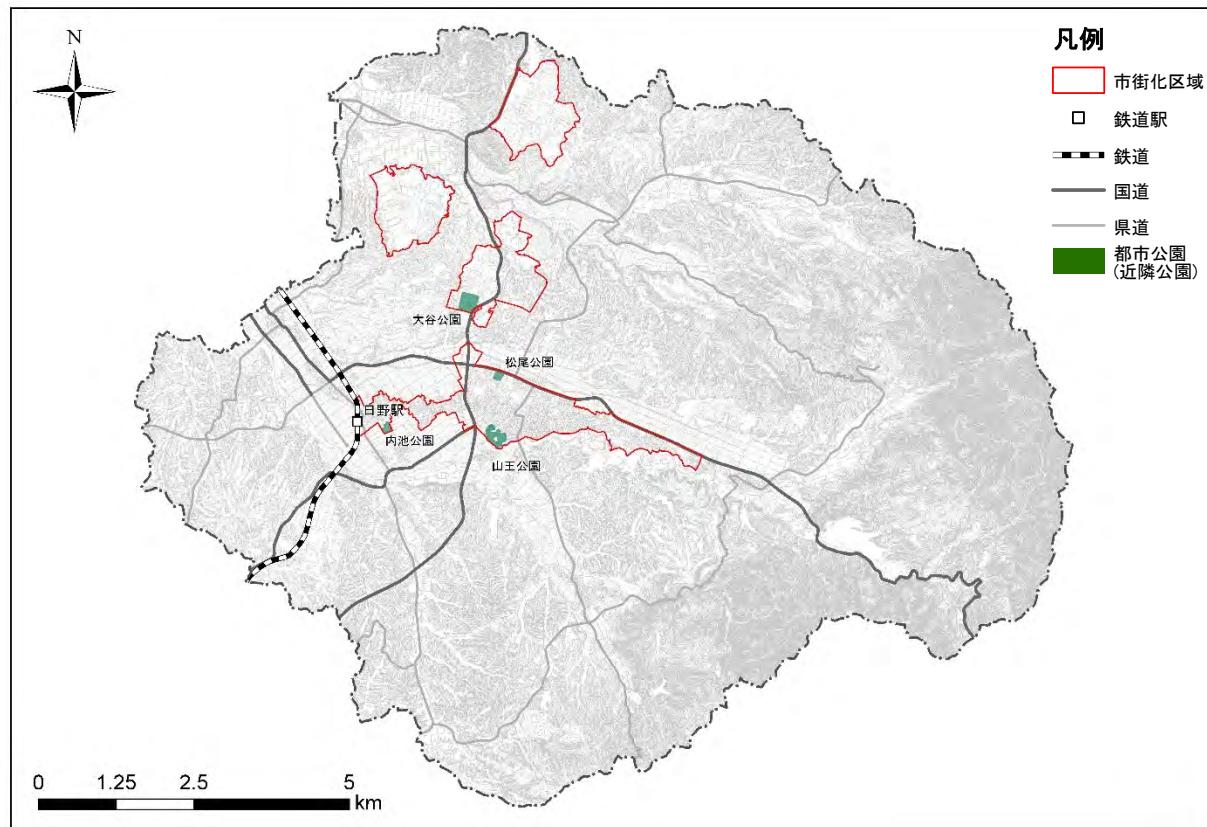


図18 都市公園の分布

資料：町資料

③ その他の法規制

その他の主な法規制としては、農業振興地域が東部の山地を除く平地部や丘陵部一帯に指定され、平地部の田などは農用地区域に指定されています。

東部の山地一帯が地域森林計画対象民有林に指定されており、このうち、標高の高い山地部などは保安林に指定されています。

この他、東部山地の鈴鹿国定公園が自然公園に指定されており、自然環境の保護と活用が図られています。

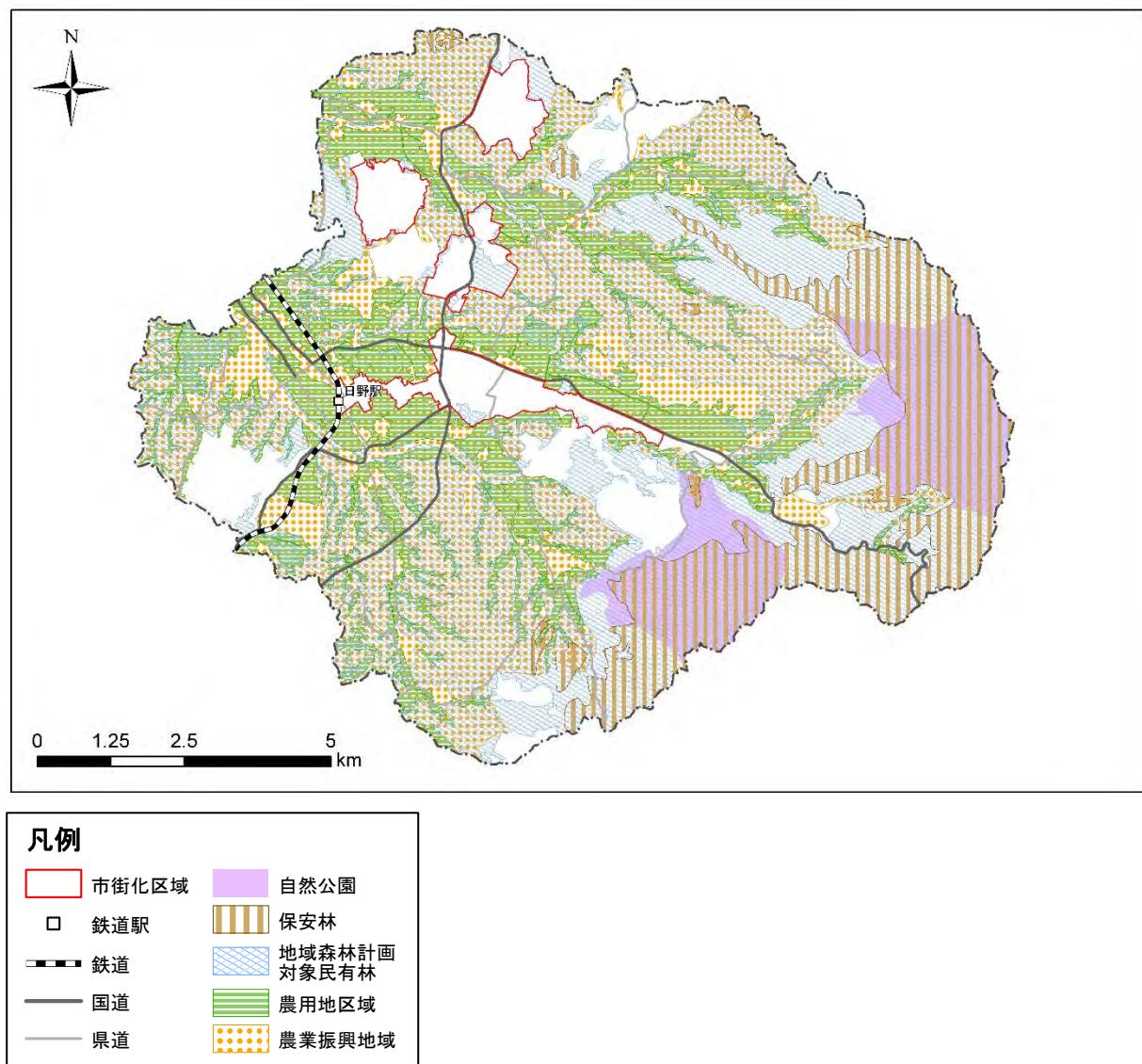


図 19 法規制図

資料：国土数値情報、町資料

(4) 歴史・文化、レクリエーション資源

① 歴史・文化遺産

本町は、広大な莊園である日野牧が営まれた土地であり、古来より幾多の文化が育まれました。中世には、蒲生氏の城下町として発展しており、蒲生氏郷は城下を整備し、商工業の振興に努めました。城下町は、その後在郷町へと変貌を遂げ、近江日野商人の発祥地となりました。

こうした経緯から、旧市街地には近江日野商人の本宅をはじめとした、数多くの多様な文化財が残されています。

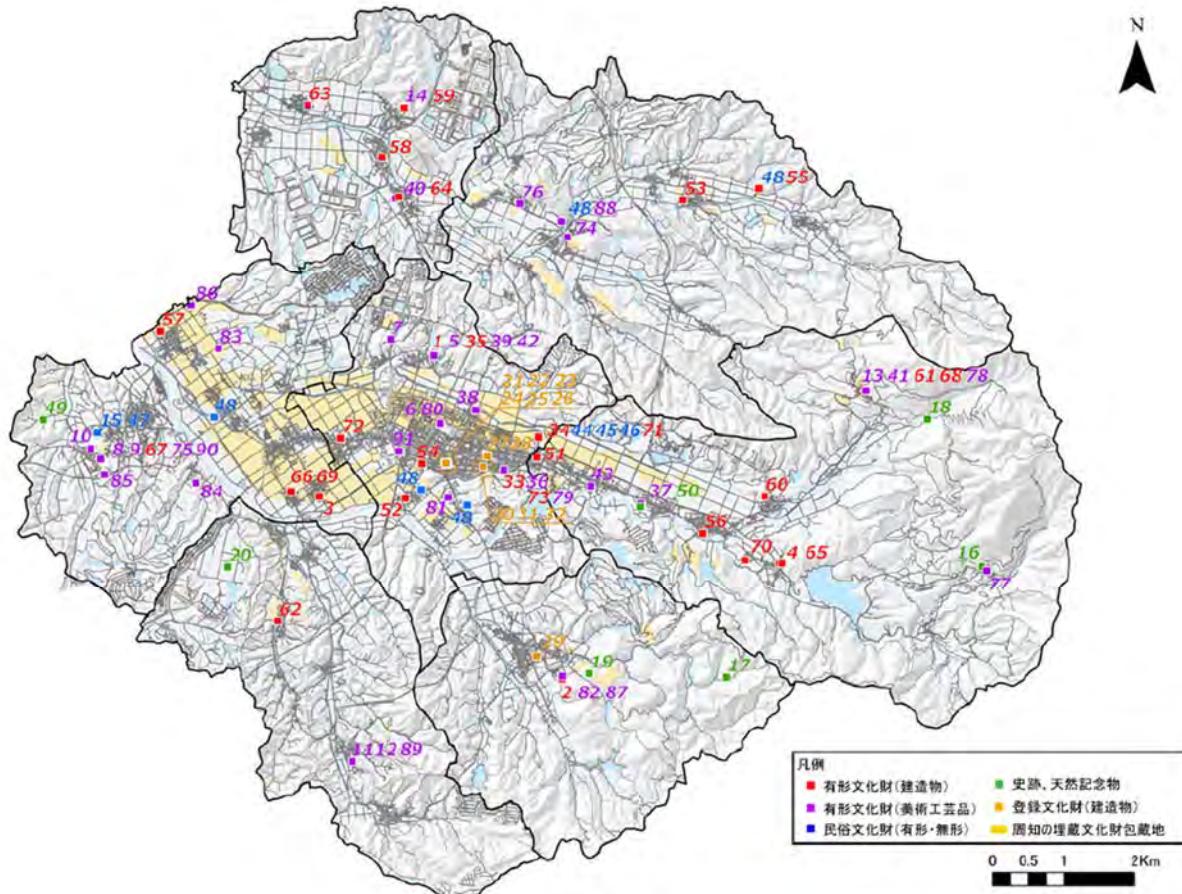


図 20 指定等文化財分布図

出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和 6（2024）年 12 月）

表 11 国指定文化財

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	指定等年月日	備考
1	正明寺本堂	1 棟	江戸	松尾	正明寺	有形(建造物)	S5. 5. 23	
2	正法寺宝塔	1 基	鎌倉	鎌掛	正法寺	有形(建造物)	S35. 2. 9	
3	比都佐神社宝篋印塔	1 基	鎌倉	十津川	比都佐神社	有形(建造物)	S5. 5. 23	
4	寂照寺宝篋印塔	1 基	鎌倉	藏王	寂照寺	有形(建造物)	S36. 3. 23	
5	木造千手観音及脇侍不動明王・毘沙門天立像	3 軸	室町	松尾	正明寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	
6	木造十一面観音立像	1 軸	平安	松尾	長福寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	琵琶湖文化館寄託
7	木造聖観音立像	1 軸	平安	大谷	金剛寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	
8	木造聖観音立像	1 軸	平安	中山	金剛定寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	
9	木造不動明王及二童子立像	3 軸	平安	中山	金剛定寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	
10	木造阿弥陀如来坐像	1 軸	室町	中山	光明院	有形(彫刻)	M44. 8. 9	
11	木造薬師如来坐像・阿弥陀如来坐像	2 軸	平安	下駒月	安楽寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	
12	木造增長天立像	1 軸	平安	下駒月	安楽寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	
13	木造十一面観音立像	1 軸	平安	西明寺	西明寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	
14	木造薬師如来立像	1 軸	平安	北脇	法光寺	有形(彫刻)	M44. 8. 9	琵琶湖文化館寄託
15	近江中山の芋焼祭り	—	—	中山	芋くらべ祭保存会	無形民俗	H3. 2. 21	
16	熊野のヒダリマキガヤ	—	—	熊野	個人	天然記念物	T11. 10. 12	
17	鎌掛谷ホンシャクナゲ群落	—	—	鎌掛	綿向生産森林組合	天然記念物	S6. 3. 30	
18	綿向山麓の接触変質地帯	—	—	北畠	綿向生産森林組合	天然記念物	S17. 9. 19	
19	鎌掛の屏風岩	—	—	鎌掛	鎌掛生産森林組合	天然記念物	S18. 8. 24	
20	別所高師小僧	—	—	別所	別所区	天然記念物	S19. 11. 13	

出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和 6（2024）年 12 月）

表 12 国登録文化財

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	登録年月日	備考
21	近江日野商人館（旧山中兵右衛門家住宅）主屋	1 棟	昭和	大窪	日野町	有形(建造物)	H10. 1. 16	
22	近江日野商人館（旧山中兵右衛門家住宅）表門	1 棟	昭和	大窪	日野町	有形(建造物)	H10. 1. 16	
23	近江日野商人館（旧山中兵右衛門家住宅）東蔵	1 棟	昭和	大窪	日野町	有形(建造物)	H10. 1. 16	
24	近江日野商人館（旧山中兵右衛門家住宅）西藏	1 棟	昭和	大窪	日野町	有形(建造物)	H10. 1. 16	
25	近江日野商人館（旧山中兵右衛門家住宅）井戸屋形	1 棟	昭和	大窪	日野町	有形(建造物)	H10. 1. 16	
26	近江日野商人館（旧山中兵右衛門家住宅）物置	1 棟	昭和	大窪	日野町	有形(建造物)	H10. 1. 16	
27	旧正野薬店店舗	1 棟	明治	村井	日野町	有形(建造物)	H11. 11. 18	
28	旧正野薬店東蔵	1 棟	大正	村井	日野町	有形(建造物)	H11. 11. 18	
29	岡家住宅主屋	1 棟	昭和	鎌掛	個人	有形(建造物)	H30. 3. 27	
30	旧山口嘉七家住宅主屋	1 棟	江戸	大窪	個人	有形(建造物)	R4. 2. 17	
31	旧山口嘉七家住宅北蔵	1 棟	江戸	大窪	個人	有形(建造物)	R4. 2. 17	
32	旧山口嘉七家住宅東蔵	1 棟	明治	大窪	個人	有形(建造物)	R4. 2. 17	

出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和 6（2024）年 12 月）

表 13 県指定文化財等

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	指定等年月日	備考
33	信楽院本堂	1 棟	江戸	村井	信楽院	有形(建造物)	S63. 3. 31	
34	馬見岡綿向神社本殿	1 棟	江戸	村井	馬見岡綿向神社	有形(建造物)	H10. 6. 19	
35	正明寺経蔵	1 棟	江戸	松尾	正明寺	有形(建造物)	H17. 4. 20	
36	絹本着色仏涅槃図	1 幅	南北朝	村井	信楽院	有形(絵画)	S49. 3. 11	
37	絹本着色寂室元光像	1 幅	室町	西大路	清源寺	有形(絵画)	S60. 3. 29	琵琶湖文化館寄託
38	紙本着色八相涅槃図 高田敬輔筆	1 幅	江戸	河原	淨光寺	有形(絵画)	H21. 11. 25	
39	木造大日如来坐像	1 輛	鎌倉	松尾	正明寺	有形(彫刻)	S49. 3. 11	
40	鰐口	1 口	鎌倉	安部居	安部居区	有形(工芸品)	H19. 6. 1	琵琶湖文化館寄託

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	指定等年月日	備考
41	大般若波羅蜜多經	601 帖	鎌倉～江戸	西明寺	西明寺	有形(書跡)	H3. 3. 30	
42	鉄眼版一切經(初刷禁裏献上本)	2157 冊	江戸	松尾	正明寺	有形(書跡)	H17. 4. 20	
43	興敬寺文書	126 点	室町～明治	西大路	興敬寺	有形(書跡)	H10. 6. 19	栗東歴史民俗博物館寄託
44	馬見岡綿向神社祭礼渡御図絵馬	1 点	江戸	村井	馬見岡綿向神社	有形民俗	H29. 11. 24	
45	日野曳山祭	—	—	村井	馬見岡綿向神社 日野祭保存会	選択無形民俗	S36. 7. 6	
46	日野曳山祭	—	—	村井	馬見岡綿向神社 日野祭保存会	無形民俗	S60. 3. 29	
47	近江中山の芋競べ祭り	—	—	中山	芋くらべ祭保存会	選択無形民俗	S32. 12. 19	
48	日野のホイノボリ	—	—	—	—	選択無形民俗	H12. 3. 10	
49	作谷窯跡	—	平安	中山	個人	史跡	H1. 3. 31	
50	仁正寺藩市橋家墓所および奉 獻石燈籠	—	江戸	西大路	清源寺	史跡	H29. 3. 23	

出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和 6（2024）年 12 月）

表 14 町指定文化財

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	指定等年月日	備考
51	旧山中正吉家住宅	15棟	江戸～昭和	西大路	日野町	有形(建造物)	H27.3.31	
52	石造宝篋印塔	1基	南北朝	木津	木津区	有形(建造物)	S37.10.1	
53	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	川原	妙楽寺	有形(建造物)	S37.10.1	
54	石造宝篋印塔	1基	南北朝	大塚	慈眼院	有形(建造物)	S37.10.1	
55	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	杉	大星神社	有形(建造物)	S37.10.1	
56	石造宝篋印塔	1基	南北朝	音羽	雲迎寺	有形(建造物)	S37.10.1	
57	石造宝篋印塔	1基	南北朝	増田	誓普寺	有形(建造物)	S37.10.1	
58	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	中在寺	津島神社	有形(建造物)	S37.10.1	
59	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	北脇	法光寺	有形(建造物)	S37.10.1	
60	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	北畠	八幡神社	有形(建造物)	S37.10.1	
61	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	西明寺	西明寺	有形(建造物)	S37.10.1	
62	石造宝篋印塔	1基	南北朝	迫	清寿庵	有形(建造物)	S37.10.1	
63	石造宝篋印塔	1基	室町	蓮花寺	信楽寺	有形(建造物)	S37.10.1	
64	石造宝塔	1基	南北朝	安部居	念法寺	有形(建造物)	S37.10.1	
65	石造宝塔	1基	鎌倉	藏王	寂照寺	有形(建造物)	S37.10.1	
66	石造多層塔	1基	鎌倉	猫田	禪林寺	有形(建造物)	S37.10.1	
67	石造多層塔	1基	鎌倉	中山	金剛定寺	有形(建造物)	S37.10.1	
68	石造宝塔	1基	鎌倉	西明寺	西明寺	有形(建造物)	S51.4.26	
69	石造宝塔	1基	鎌倉	猫田	禪林寺	有形(建造物)	S51.4.26	
70	石造宝篋印塔	1基	南北朝	藏王	聞空寺	有形(建造物)	S51.4.26	
71	石造板碑	1基	鎌倉	村井	個人	有形(建造物)	S51.4.26	
72	名号板碑	1基	南北朝	上野田	正覚寺	有形(建造物)	S51.4.26	
73	石造孔雀文様宝塔基礎	1基	鎌倉	村井	信楽院	有形(建造物)	S51.4.26	
74	絹本着色阿弥陀三尊來迎図	1幅	南北朝	中之郷	中之郷区	有形(絵画)	S51.4.26	
75	金剛定寺古図	1枚	江戸	中山	金剛定寺	有形(絵画)	S51.4.26	
76	木造聖観世音菩薩立像	1輻	平安	佐久良	仲明寺	有形(彫刻)	S51.4.26	
77	木造聖観世音菩薩立像	1輻	平安	熊野	熊野区	有形(彫刻)	S51.4.26	
78	木造四天王像	4輻	平安～鎌倉	西明寺	西明寺	有形(彫刻)	S51.4.26	
79	木造阿弥陀如来坐像	1輻	室町	村井	信楽院	有形(彫刻)	S51.4.26	
80	木造阿弥陀如来坐像	1輻	平安	松尾	長福寺	有形(彫刻)	S51.4.26	
81	木造不動明王立像	1輻	平安	小井口	松林寺	有形(彫刻)	S51.4.26	
82	木造天部立像	2輻	鎌倉	鎌掛	正法寺	有形(彫刻)	S51.4.26	
83	竹田神社石燈籠	1基	室町	小谷	竹田神社	有形(工芸品)	S37.10.1	
84	岡崎神社石燈籠	1基	室町	中山	個人	有形(工芸品)	S37.10.1	
85	懸仏	3面	南北朝	中山	熊野神社	有形(工芸品)	S51.4.26	
86	石造燈籠	1基	南北朝	石原	祇園社	有形(工芸品)	S51.4.26	
87	鉄劍	1口	鎌倉	鎌掛	正法寺	有形(工芸品)	S51.4.26	
88	山崎宮鰐口	1口	室町	中之郷	長寸神社	有形(工芸品)	S51.4.26	
89	大般若經	600帖	平安～江戸	下駒月	安楽寺	有形(書跡)	S51.4.26	
90	東大寺廻状および金剛定寺勅進帳	2幅	平安～室町	中山	金剛定寺	有形(書跡)	S51.4.26	
91	平安文書	1巻	平安	日田	個人	有形(書跡)	S51.4.26	

出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和6（2024）年12月）

表 15 国選択文化財

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	選択年月日	備考
92	近江の郷祭り	一	一	県内一円	一	選択無形民俗	R2.3.16	日野町を対象に含む

出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和6（2024）年12月）

表 16 国登録文化財

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	登録年月日	備考
93	近江のなれずし製造技術	—	—	県内一円	—	無形民俗	R5. 3. 22	日野町を対象に含む

出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和 6（2024）年 12 月）

表 17 県選択文化財

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	選択年月日	備考
94	滋賀の食文化財 (湖魚のなれずし、湖魚の佃煮、日野菜漬、丁稚羊羹、アメノイオ御飯)	—	—	県内一円	—	選択無形民俗	H10. 6. 19	日野町を対象に含む
95	近江の竜王信仰	—	—	県内一円	—	選択無形民俗	H16. 4. 16	日野町を対象に含む
96	近江の山の神行事	—	—	県内一円	—	選択無形民俗	H19. 6. 1	日野町を対象に含む
97	湖東・湖北の野神行事	—	—	湖東・湖北地域	—	選択無形民俗	H19. 6. 1	日野町を対象に含む
98	近江の勧請吊り習俗	—	—	県内一円	—	選択無形民俗	H27. 12. 18	日野町を対象に含む

出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和 6（2024）年 12 月）

表 18 国認定重要美術品

No.	名 称	員数	年代	所在地	所有者又は管理者	種 別	認定年月日	備考
99	石造燈籠	1 基	鎌倉	村井	馬見岡綿向神社	認定 (美術工芸品)	S17. 12. 16	
100	石造燈籠	1 基	鎌倉	北脇	諸木神社	認定 (美術工芸品)	S17. 12. 16	

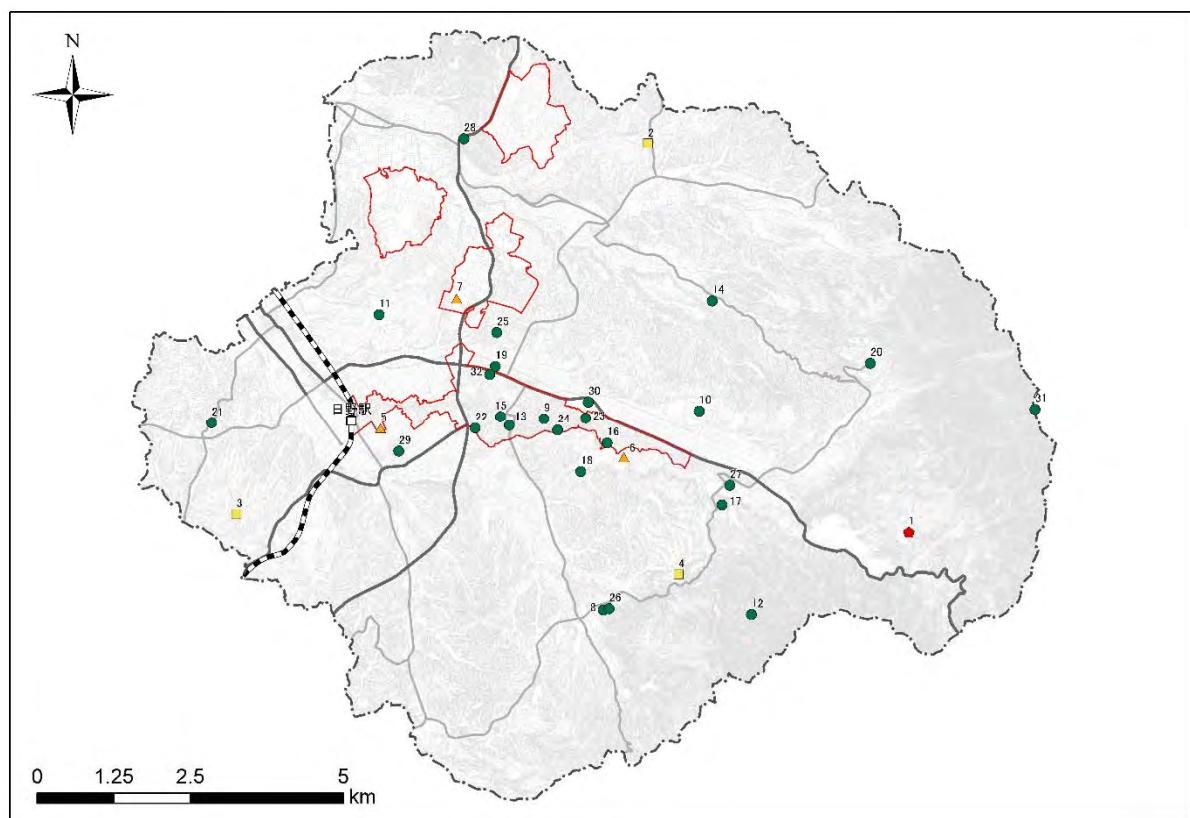
出典：日野町文化財保存活用地域計画（令和 6（2024）年 12 月）

② 観光・レクリエーション資源

本町の主なレクリエーション施設は、コテージ&オートキャンプ場「グリム冒険の森」、3箇所のゴルフ場、滋賀農業公園「ブルーメの丘」や「日野ダリア園」などがあげられ、町内各所に立地しています。

また、歴史民俗資料館「近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」」、「日野まちかど感應館（旧正野玄三薬店）」などをはじめとする歴史文化資源や社寺は、旧市街地やその周辺に点在しています。

このような多様な観光・レクリエーション資源により、四季を通じて多くの観光客が来訪します。



凡例

	市街化区域		ゴルフ場
	鉄道駅		その他スポーツ施設
	鉄道		キャンプ場
	国道		その他
	県道		

図 21 日野町の主な観光・レクリエーション資源

資料：近江八幡八日市圏域都市計画基礎調査（令和5年3月）をもとに補完・修正

表19 レクリエーション資源リスト

区分	番号	名称
キャンプ場	1	コテージ&オートキャンプ場「グリム冒険の森」
ゴルフ場	2	日野ゴルフ俱楽部
ゴルフ場	3	蒲生ゴルフ俱楽部
ゴルフ場	4	近江ヒルズゴルフ俱楽部
その他スポーツ施設	5	内池公園グラウンド
その他スポーツ施設	6	日野川ダム公園グラウンド
その他スポーツ施設	7	大谷公園
その他	8	日野ダリア園
その他	9	日野まちかど感應館(旧正野玄三薬店)
その他	10	滋賀農業公園ブルーメの丘
その他	11	滋賀県立畜産技術振興センター
その他	12	鎌掛谷ホンシャクナゲ群落
その他	13	歴史民俗資料館「近江日野商人館」
その他	14	鬼室神社(鬼室集斯碑)
その他	15	日野の町並み
その他	16	日野城跡(中野城跡)
その他	17	音羽城跡
その他	18	日野川ダム
その他	19	日野町町民会館わたむきホール虹
その他	20	西明寺
その他	21	金剛定寺
その他	22	本誓寺庭園
その他	23	近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」
その他	24	信楽院
その他	25	正明寺
その他	26	正法寺(藤の寺)
その他	27	雲迎寺(さつき寺)
その他	28	諸木神社
その他	29	比都佐神社
その他	30	馬見岡綿向神社
その他	31	綿向山
その他	32	松尾公園

資料：近江八幡八日市圏域都市計画基礎調査（令和5年3月）をもとに補完・修正

(5) 災害ハザード

① 災害発生

【水害(浸水)】

本町では、日野川の沿川地域では、浸水深が 0.5~3.0m、場所によっては 3.0~5.0m になると想定されています。その多くは田畠ですが、集落地も一部含まれています。

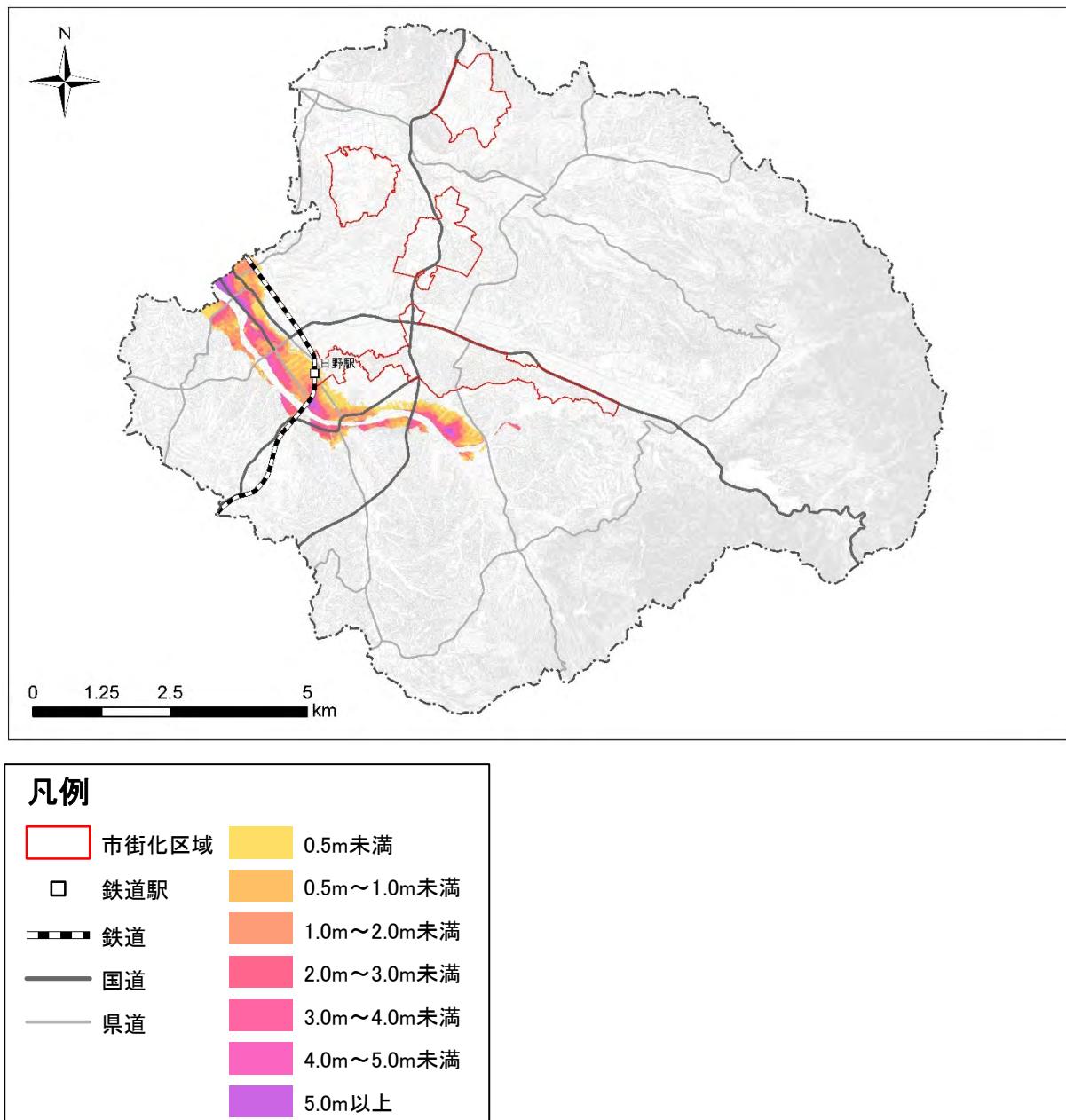
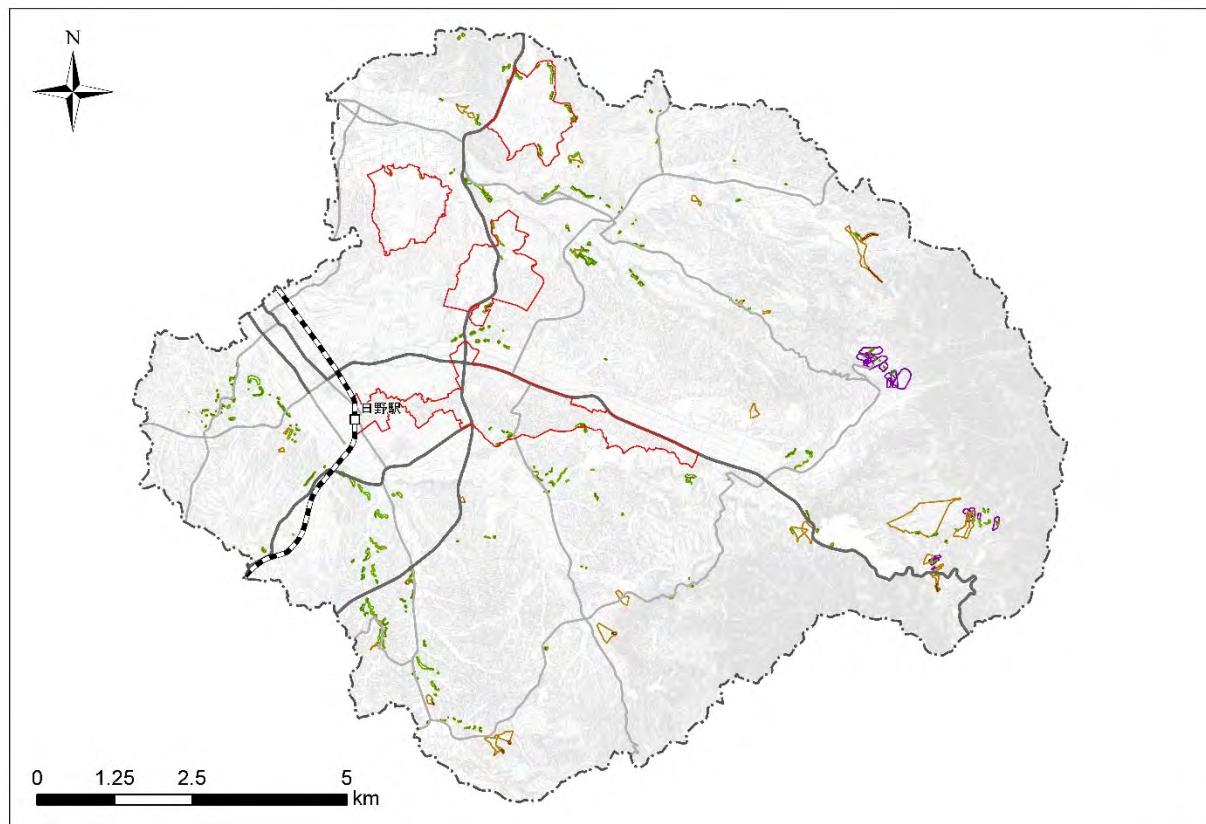


図 22 洪水浸水想定区域図

出典：町資料

【土砂災害】

本町では、大規模な土砂災害のおそれがある地域として竜王山麓や蔵王ダム上流などがあげられます。このほか、小規模な谷地などでも土砂災害の発生のおそれがある地区が点在しています。



凡例

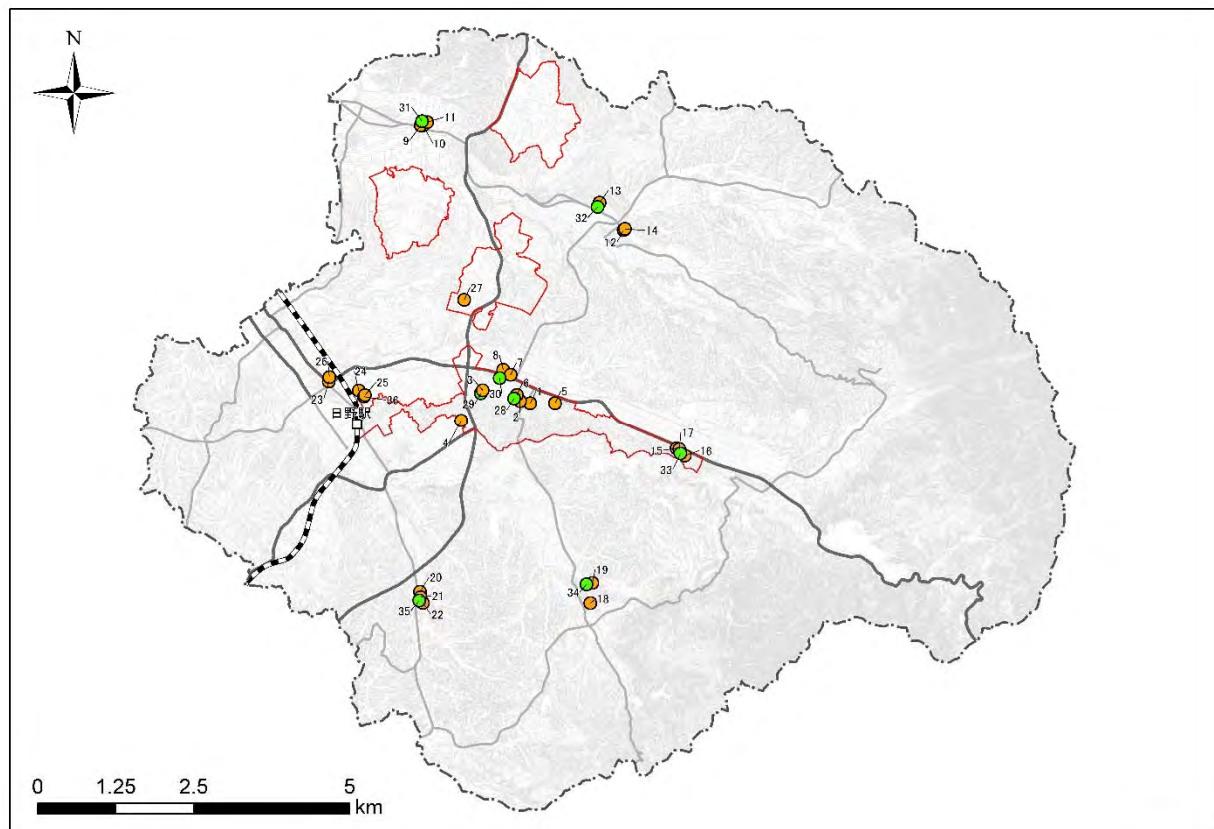
□	市街化区域	□	特別警戒区域(急傾斜)
□	鉄道駅	□	特別警戒区域(土石流)
---	鉄道	□	警戒区域(急傾斜)
---	国道	□	警戒区域(土石流)
---	県道	□	警戒区域(地すべり)

図 23 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域図

出典：町資料

② 避難施設等

本町では、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、公民館、図書館など 27 施設を指定避難所としています。また、松尾公園をはじめ、小学校、中学校、公民館のグラウンドなど 9 箇所を地震の際の指定緊急避難場所としています。



凡例

	市街化区域	●	指定避難所
	鉄道駅	●	指定緊急避難場所
	鉄道		
	国道		
	県道		

図 24 避難施設等

資料：日野町総合防災マップ（令和3年3月）

表 20 避難所リスト

番号	名称	種別
1	日野公民館	指定避難所
2	日野小学校	指定避難所
3	日野中学校	指定避難所
4	日野高等学校	指定避難所
5	保育所あおぞら園	指定避難所
6	日野幼稚園	指定避難所
7	日野町立図書館	指定避難所
8	日野町町民会館わたむきホール紅	指定避難所
9	西桜谷公民館	指定避難所
10	桜谷こども園(第1園舎)	指定避難所
11	桜谷こども園(第2園舎)	指定避難所
12	東桜谷公民館	指定避難所
13	桜谷小学校	指定避難所
14	児童交流施設	指定避難所
15	西大路公民館	指定避難所
16	西大路小学校	指定避難所
17	西大路幼稚園	指定避難所
18	鎌掛公民館	指定避難所
19	(一社)みらいしゃくなげ保育園(旧保育所あおぞら園鎌掛分園)	指定避難所
20	南比都佐公民館	指定避難所
21	南比都佐小学校	指定避難所
22	南比都佐幼稚園	指定避難所
23	必佐公民館	指定避難所
24	必佐小学校	指定避難所
25	必佐幼稚園	指定避難所
26	保育所こばと園	指定避難所
27	大谷公園体育館	指定避難所
28	日野小学校グラウンド	指定緊急避難場所(災害種別:地震)
29	日野中学校グラウンド	指定緊急避難場所(災害種別:地震)
30	松尾公園	指定緊急避難場所(災害種別:地震)
31	西桜谷公民館グラウンド	指定緊急避難場所(災害種別:地震)
32	桜谷小学校グラウンド	指定緊急避難場所(災害種別:地震)
33	西大路小学校グラウンド	指定緊急避難場所(災害種別:地震)
34	旧鎌掛小学校グラウンド	指定緊急避難場所(災害種別:地震)
35	南比都佐小学校グラウンド	指定緊急避難場所(災害種別:地震)
36	必佐小学校グラウンド	指定緊急避難場所(災害種別:地震)

資料：日野町総合防災マップ（令和3年3月）を一部修正

第4章 緑の現状

4. 1 緑被現況調査

衛星データ及び土地利用現況調査結果を用いて、緑被の現況を GIS（地理情報システム）にて整理しました。

衛星データは、「Pleiades 衛星画像データ」を使用しています。撮影年月日の異なる複数のデータを重ね合わせ、雲の無い画像を作成して解析を行いました。撮影年月日及びスペクトルバンドコンビネーションは以下のとおりです。

表 21 撮影年月日及びスペクトルバンドコンビネーション

シーン	撮影年月日	スペクトルバンドコンビネーション
シーン 1	2024/10/25	PMS -パンシャープン 50cm 4-バンド
シーン 2	2024/5/4	
シーン 3	2023/4/22	
シーン 4	2022/4/30	
シーン 5	2022/4/30	

また、土地利用現況調査結果は、「都市計画基礎調査」（東近江都市計画推進連絡協議会 令和5（2023）年3月）データを用いています。

これらのデータより、本町の緑被面積及び割合は以下のとおりです。

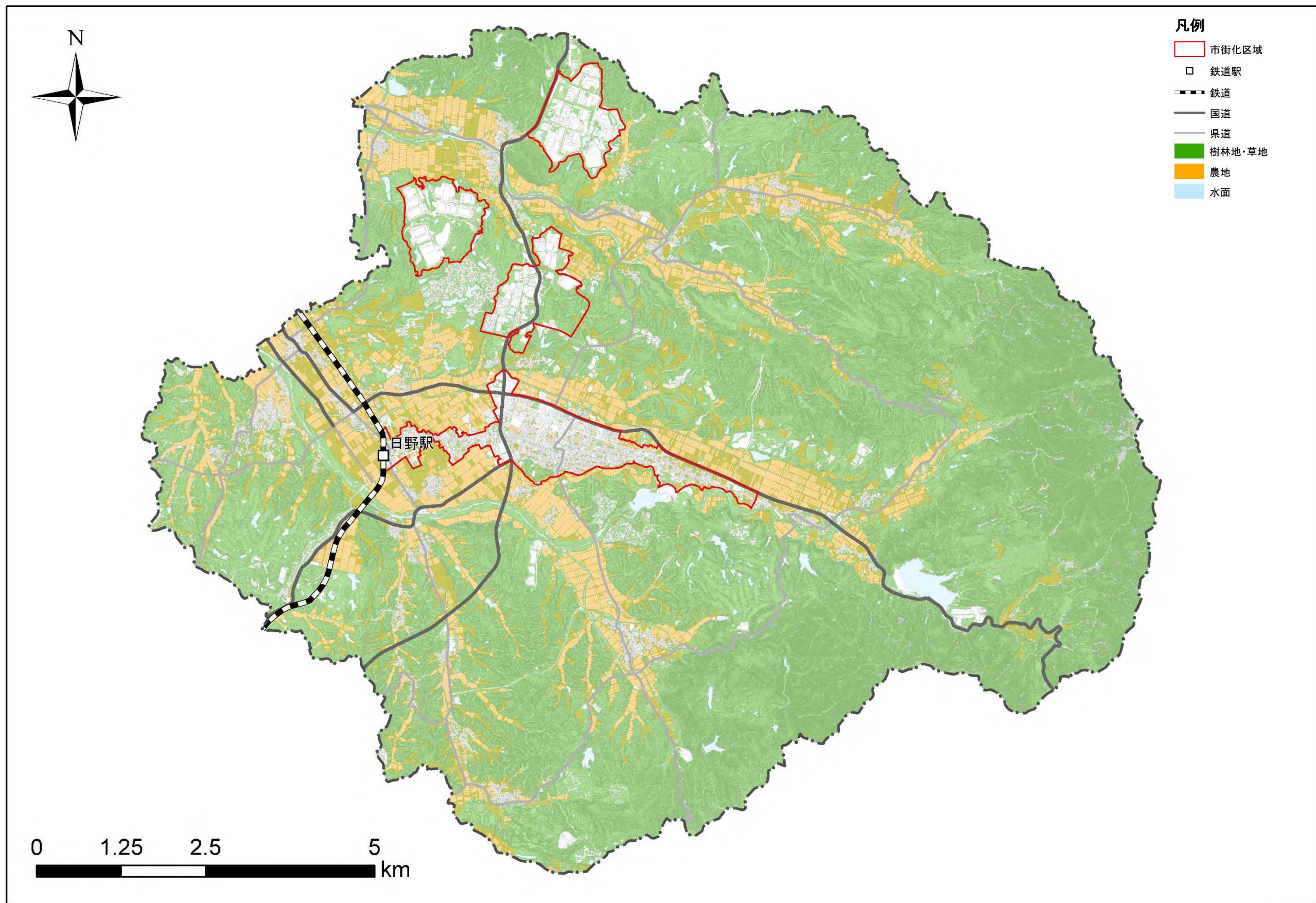
「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」（令和6（2024）年12月20日）では、「市街地については緑被率が3割以上となることを目指す」とことでおり、本町の市街化区域の緑被率は40.0%であり、目標は達成されています。

表 22 緑被面積及び割合

区分	市街化区域		市街化調整区域		合計		備考	
	面積 (m ²)	割合	面積 (m ²)	割合	面積 (m ²)	割合		
緑被	樹林地、草地	2,356,215	32.9%	77,570,355	70.2%	79,926,570	68.0%	衛星データより
	農地	380,483	5.3%	22,664,589	20.5%	23,045,072	19.6%	土地利用現況調査より
	水面	123,246	1.7%	2,629,562	2.4%	2,752,808	2.3%	土地利用現況調査より
	合計	2,859,944	40.0%	102,864,505	93.1%	105,724,450	89.9%	

※端数処理のため、合計が合わない場合がある。

※緑被の割合は、市街化区域面積: 7,156,000 m²、市街化調整区域面積: 110,444,000 m²、町面積: 117,600,000 m²として算出している。



4.2 緑地現況調査

既往資料をもとに、本町の緑地現況を整理しました。

整理結果は以下のとおりです。

表 23 緑地面積

区分	名称	面積 (m ²)			備考
		市街化区域	市街化調整区域	合計	
都市公園	内池公園	16,000	0	16,000	町資料より
	松尾公園	16,000	0	16,000	町資料より
	大谷公園	72,000	0	72,000	町資料より
	山王公園	0	0	0	町資料より
	小計	104,000	0	104,000	
	小計	104,000	0	104,000	
施設緑地	教育施設	日野小学校	27,649	0	27,649 図上計測
		西大路小学校	19,661	0	19,661 図上計測
		南比都佐小学校	0	18,735	18,735 図上計測
		必佐小学校	0	22,047	22,047 図上計測
		桜谷小学校	0	25,382	25,382 図上計測
		日野中学校	38,957	0	38,957 図上計測
	公共施設緑地	日野高等学校	38,733	12,396	51,129 図上計測
		小計	124,999	78,561	203,560
		滋賀農業公園ブルーメの丘	0	270,631	270,631 図上計測
	農業公園	滋賀県立畜産技術振興センター	0	464,920	464,920 図上計測
		小計	0	735,551	735,551
		日野川ダム公園グラウンド	0	22,816	22,816 図上計測
	グラウンド	小計	0	22,816	22,816
		小計	124,999	836,928	961,927
		小計	124,999	836,928	961,927
民間施設緑地	社寺境内地	社寺境内地	126,844	1,034,588	1,161,432 図上計測
		小計	126,844	1,034,588	1,161,432
	小計	小計	126,844	1,034,588	1,161,432
		小計	251,843	1,871,516	2,123,358
	小計	355,843	1,871,516	2,227,358	
地域性緑地	法によるもの	自然公園	0	12,303,614	12,303,614 図上計測
		農業振興地域	0	67,712,085	67,712,085 図上計測
		河川区域	3,580	2,193,063	2,196,643 図上計測
		保安林区域	0	20,117,525	20,117,525 図上計測
		地域森林計画対象民有林	709,065	66,775,385	67,484,451 図上計測
		史跡・名勝・天然記念物	0	301,224	301,224 図上計測
		工場立地法による工場植栽地	694,939	21,269	716,208 町資料より
		小計 (重複を考慮した全体の面積)	1,407,585	101,964,402	103,371,988 図上計測
	条例によるもの	沿道景観区域	78,450	674,437	752,887 図上計測
		小計	78,450	674,437	752,887
	小計 (重複を考慮した全体の面積)	1,486,035	101,965,782	103,451,817	図上計測
	合計 (重複を考慮した全体の面積)	1,766,724	102,002,837	103,769,561	図上計測

※社寺境内地で、地図上で範囲が想定できなかったものは算定に含めていない。

※史跡・名勝・天然記念物で、点的なものは算定に含めていない。

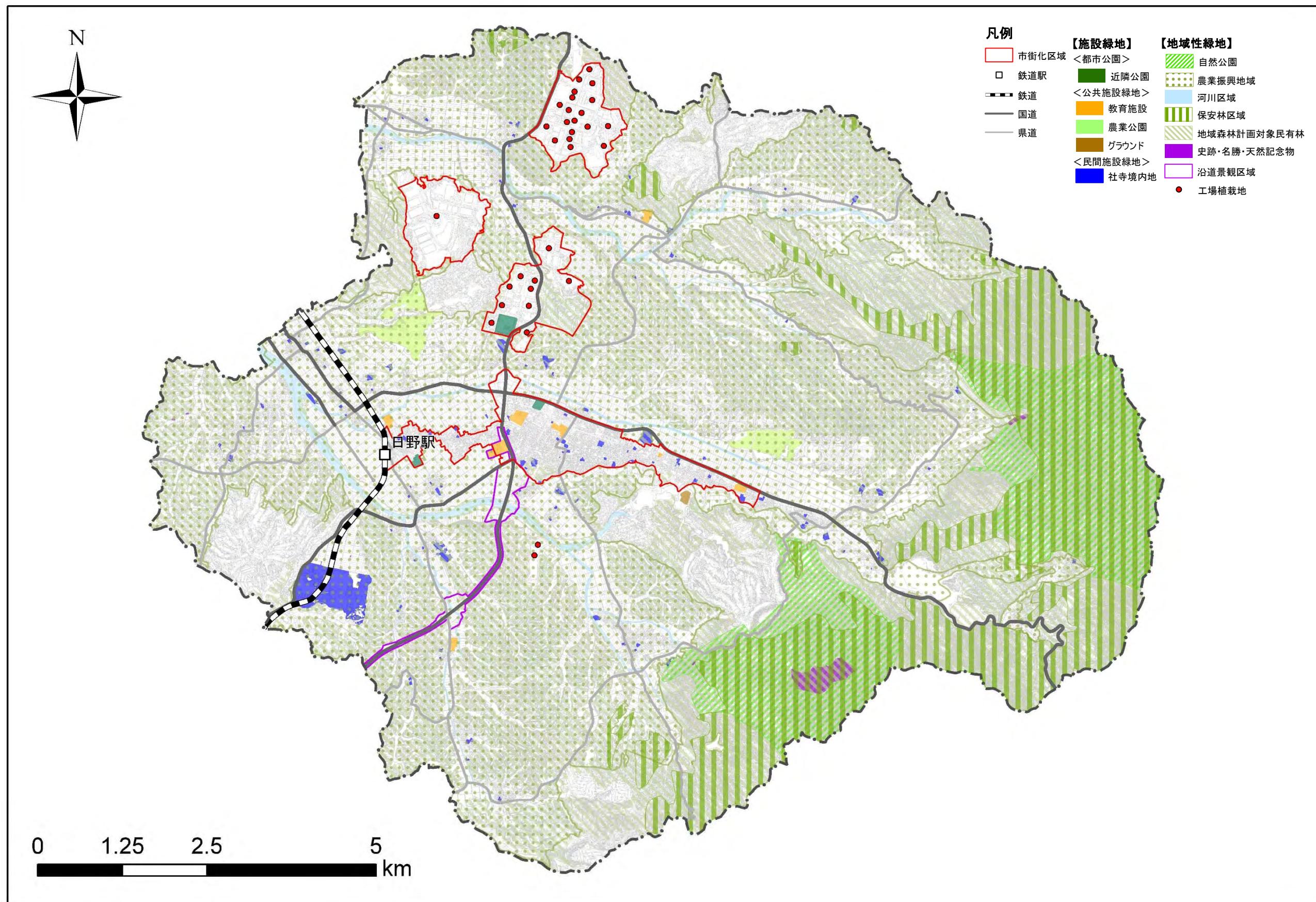
※端数処理のため、合計が合わない場合がある。

表 24 緑地割合

区分	市街化区域		市街化調整区域		合計	
	面積 (m ²)	割合	面積 (m ²)	割合	面積 (m ²)	割合
緑地	1,766,724	24.7%	102,002,837	92.4%	103,769,561	88.2%

※端数処理のため、合計が合わない場合がある。

※緑地の割合は、市街化区域面積: 7,156,000 m²、市街化調整区域面積: 110,444,000 m²、町面積: 117,600,000 m²として算出している。



資料：国土数値情報、町資料

4.3 緑に関する住民意向

(1) 第6次日野町総合計画策定に係る住民意識調査

本町では、「第6次日野町総合計画策定に係る住民意識調査」を令和6(2024)年8月から9月に実施しています。

表25 「第6次日野町総合計画策定に係る住民意識調査」の概要

項目	内容				
調査対象者	町内在住の18歳以上の住民 2,500人(無作為抽出)				
調査期間	令和6(2024)年8月27日(火)～令和6(2024)年9月24日(火)				
調査方法	郵送配布・郵送回収またはオンライン・フォームによる回答				
配布数	2,500件				
有効回答数	1,209件				
有効回答率	48.24%				

この住民意識調査では、「日野町の良いところ」として、「自然環境が良い」が「そう思う」が46.4%、「ややそう思う」が43.0%と高く評価されています。

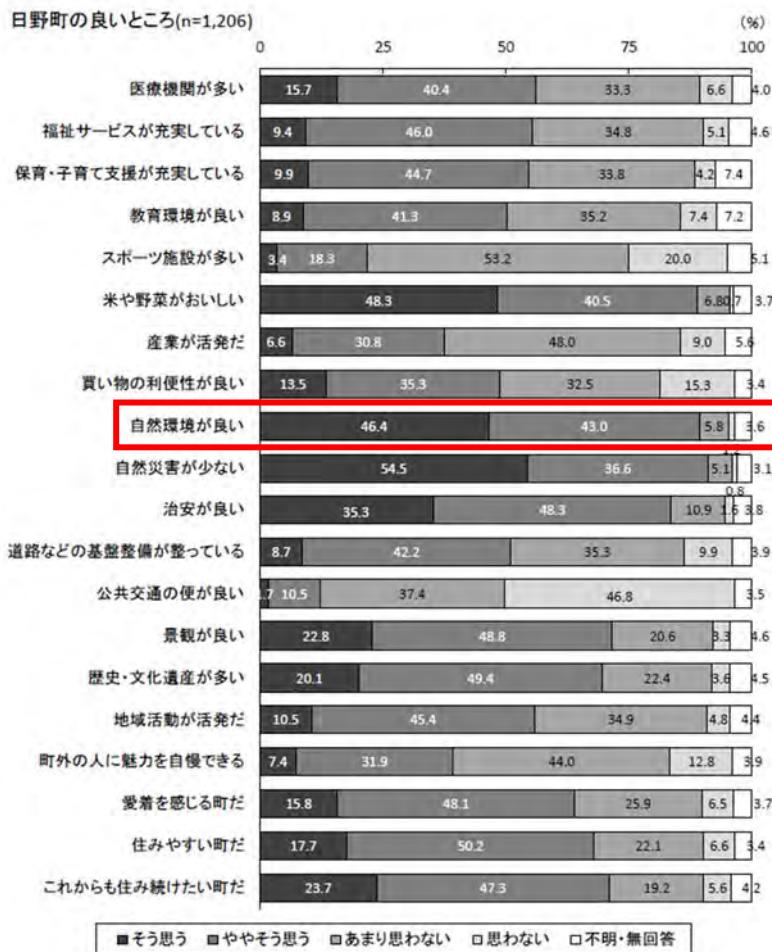


図27 住民意識調査の回答「日野町の良いところ」

(2) 日野町環境基本計画策定にかかるアンケート調査

本町では、「日野町環境基本計画策定にかかるアンケート調査」を令和5(2023)年度に実施しています。

表26 「日野町環境基本計画策定にかかるアンケート調査」の概要

項目	町民意識調査	事業者調査
調査対象者	町内在住の18歳以上の方 (無作為抽出)	町内で活動する事業者 (無作為抽出)
調査期間	令和5(2023)年10月31日(火) ~11月20日(月)	令和5(2023)年10月31日(火) ~11月20日(月)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入及びWEB方式	郵送配布・郵送回収による記入及びWEB方式
配布数	1,000件	100件
有効回収数	364件	47件
有効回収率	36.4%	47.0%

このアンケート調査(町民意識調査)では、住民の皆様から緑に関する次のような意向が示されています。

■環境問題について

【日野町が2050年にどのような環境の先進地になってほしいですか?】

どのような環境の先進地になってほしいかについては、「自然環境の保護(森林を守る)」が35.7%と最も高く、次いで「地球温暖化対策(温室効果ガスの削減)」が31.3%、「地産地消(地元のものを購入する)」が30.5%となっています。

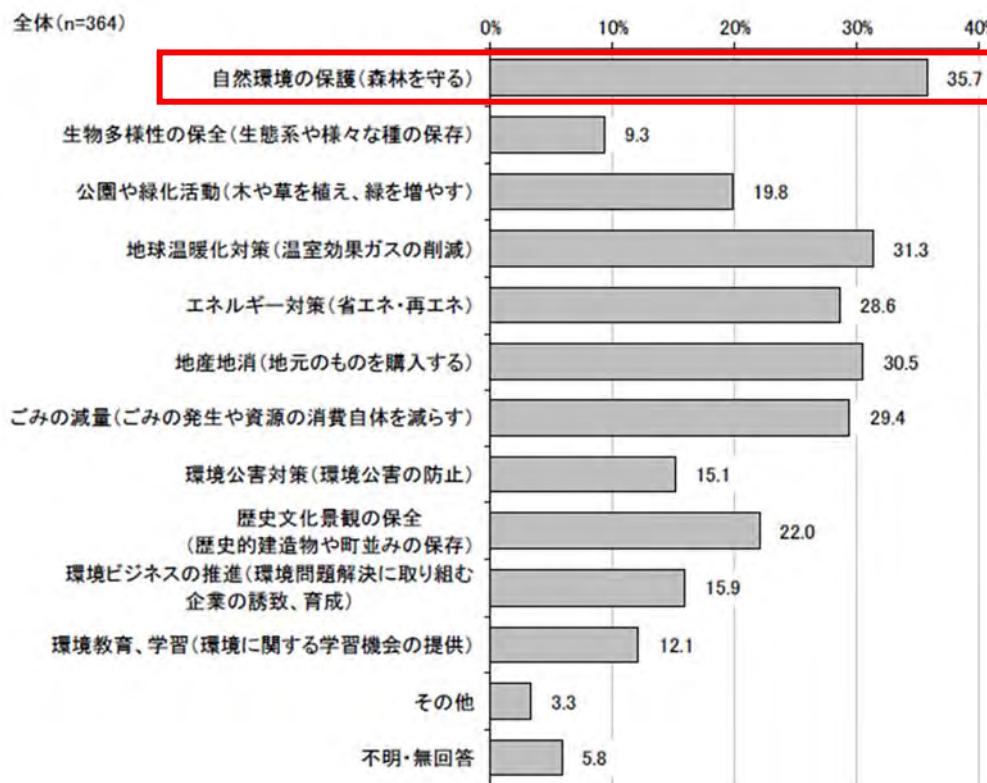


図28 町民意識調査の回答「環境の先進地としての方向性について」

【あなたは、環境問題に興味がありますか。(ひとつに○)】

環境問題への興味については、「少し興味がある」が 56.9%と最も高く、次いで「とても興味がある」が 19.2%で、興味があると回答した人は 7 割以上となっています。

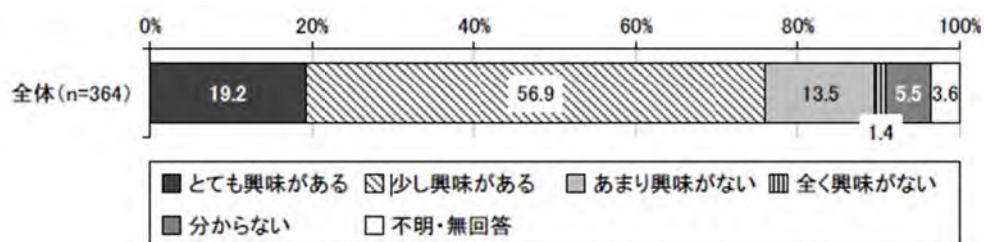


図 29 町民意識調査の回答「環境問題への興味について」

【あなたは、環境問題に関する取り組みをしていますか。(ひとつに○)】

環境問題の取り組みについては、「取り組みをしていない」が 49.2%と、「取り組みをしている」の 44.0%を上回っています。

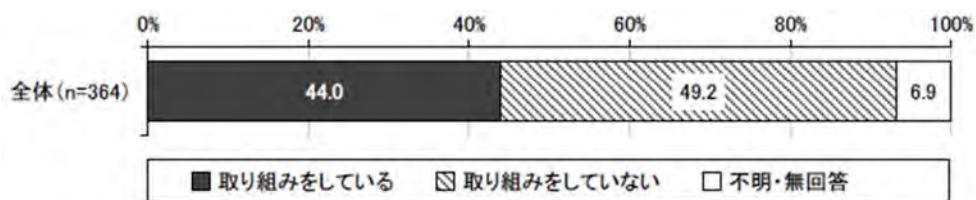


図 30 町民意識調査の回答「環境問題に関する取り組みについて」

■お住まいの周辺の自然環境について

【町内の緑地や公園等レクリエーション施設についてどう感じていますか。(ひとつに○)】

町内の緑地や公園等レクリエーション施設については、「利用しやすい」が 31.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が 28.6%、「少し利用しにくい」が 20.1%となっています。

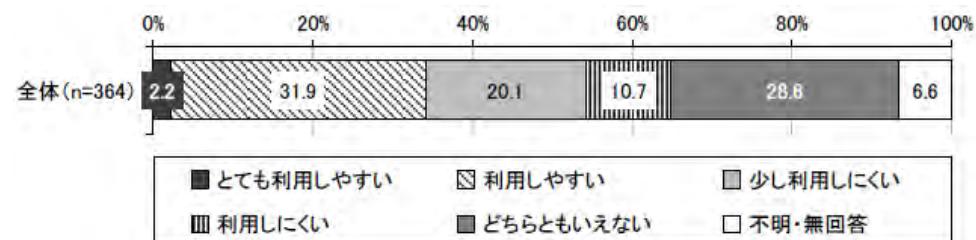


図 31 町民意識調査の回答「町内の緑地や公園等レクリエーション施設について」

【町内の田んぼや里山の荒廃についてどう感じていますか。(ひとつに○)】

町内の田んぼや里山の荒廃については、「少し気になっている(少し心配している)」が48.9%と最も高く、次いで「とても気になっている(心配している)」が27.2%、「どちらともいえない」が13.5%となっています。

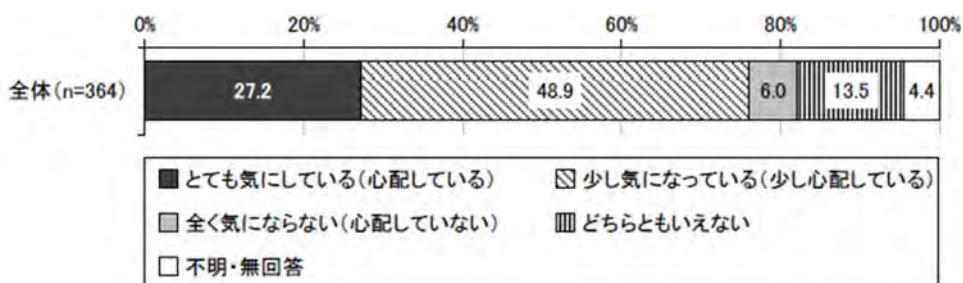


図32 町民意識調査の回答「町内の田んぼや里山の荒廃について」

【町内のウォーキングルートや登山・トレイルコースを利用したいと思いますか。(ひとつに○)】

町内のウォーキング・トレイルコース等の利用については、「あまり利用したいと思わない」が56.0%と過半を占めており、次いで「ときどき利用したい」が32.1%、「ぜひ利用したい」が6.9%となっています。

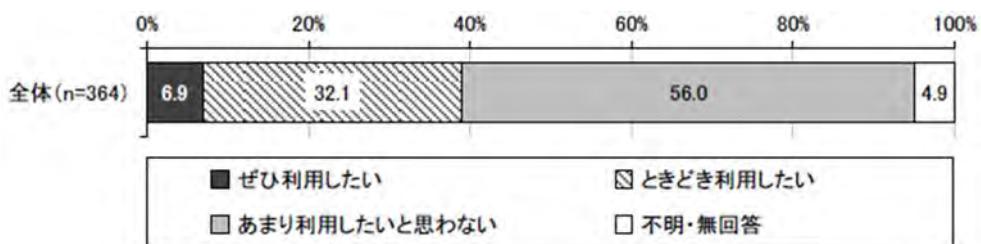


図33 町民意識調査の回答「町内のウォーキングルートや登山・トレイルコースの利用について」

【日野町の自然環境が以前（10年程前）と比べ、どのように変わってきていると思いますか。(ひとつに○)】

以前（10年程前）と比較した日野町の自然環境の変化については、「ほとんど変わっていない」が49.7%と最も高く、次いで「少し悪くなった」が21.2%、「少しこれは良くなった」が15.1%となっています。

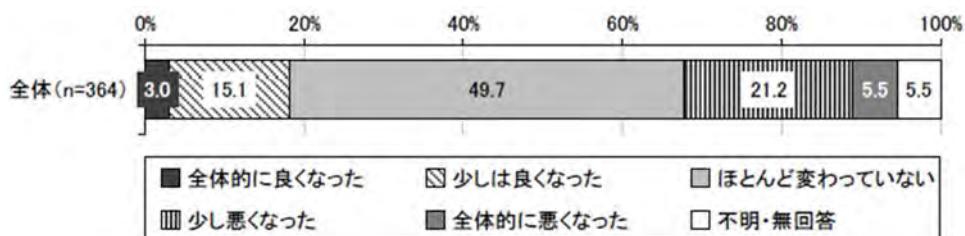


図34 町民意識調査の回答「町内の自然環境の以前（10年程前）からの変化について」

【(山林を所有している人への質問) 所有されている山林の整備はされていますか。また整備されていない場合は、整備したいと考えていますか。(ひとつに○)】

所有する山林の整備状況については、「整備されておらず、整備したいとも考えていない」が 50.5% と最も高く、次いで「整備されておらず、整備したいと考えている」が 37.6% となって います。

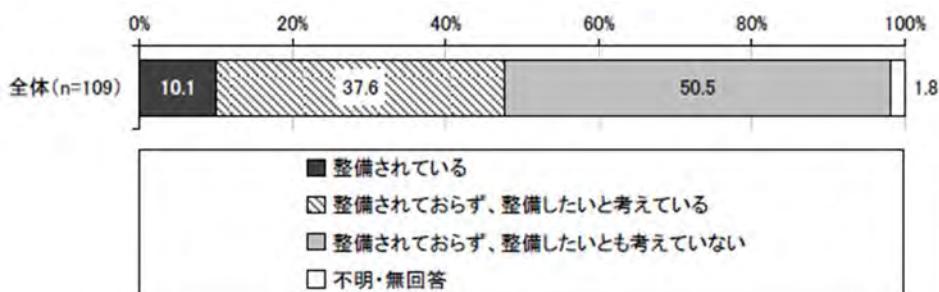
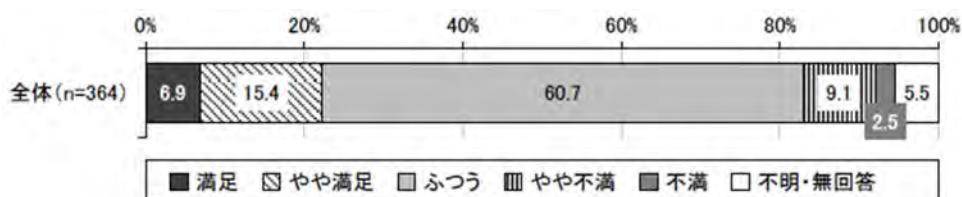


図 35 町民意識調査の回答「所有する山林の整備状況について」

【日野町の自然環境についての満足度はどの程度ですか。(ひとつに○)】

本町の自然環境の満足度については、「ふつう」が 60.7% と最も高く、次いで「やや満足」が 15.4%、「やや不満」が 9.1% となっています。



理由の代表的な例 満足	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が残っている(あまり変わっていない)、ちょうどいい田舎 ・四季が感じられる、緑が豊か、山や緑が美しい ・道路の整備でよくなつた
理由の代表的な例 不満	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり変わっていない ・荒れた山林、田畠、後継者不足 ・今後(未来)が心配 ・害獣が増えた ・花粉 ・草が多く歩きにくい、雑草が多い ・山川の環境の放置 ・ダムでの魚釣りができないところ ・公園が少ない ・自然豊かだが活用はできていないのではないか ・道路が狭く危ない ・人口減少、後継者不足

図 36 町民意識調査の回答「町内の自然環境についての満足度について」

■環境保全に関する活動への参加・協力について

【あなたは環境保全活動への参加・協力が可能ですか。(ひとつに○)】

環境保全活動への参加・協力については、「できれば参加・協力したい」が47.5%と最も高く約半数を占めており、次いで「あまり参加・協力したくない」が30.2%となっています。

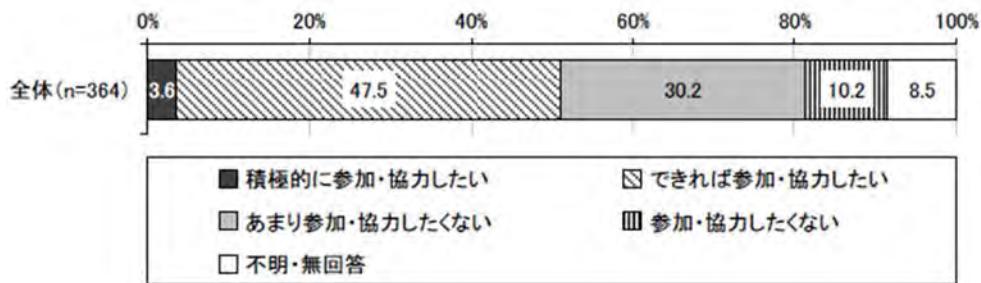


図37 町民意識調査の回答「環境保全活動への参加・協力について」

【どのような環境保全活動なら、参加や協力をしてみたいですか。(あてはまるものすべてに○)】

参加してみたい環境保全活動については、緑やオープンスペース関連では「道路や公園、水辺等の清掃・美化活動」が29.1%、「町の緑化活動、雑木林等の保全活動」が13.7%、「緑地や水辺、学校での生物生息環境づくり」が5.5%となっています。

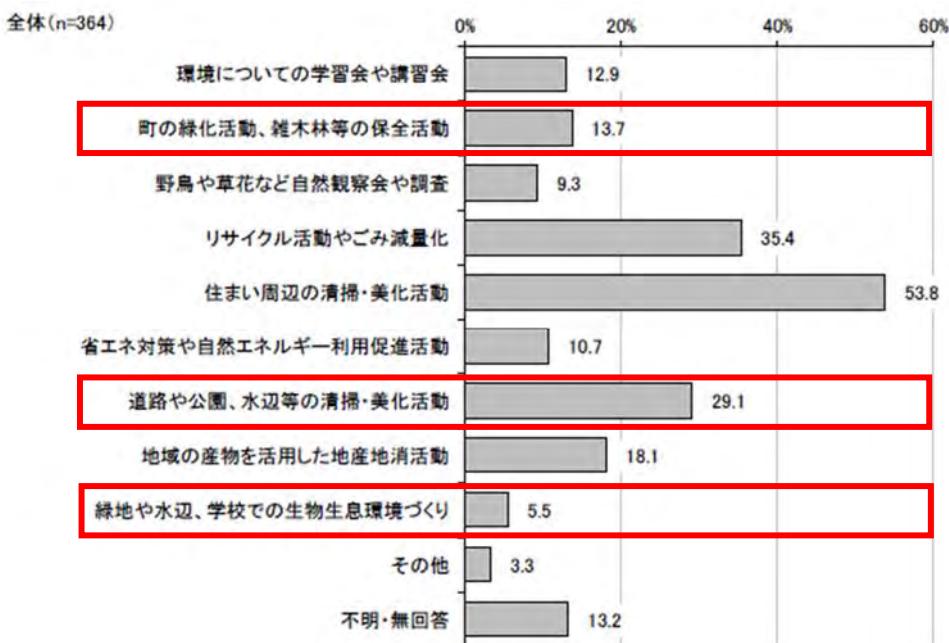


図38 町民意識調査の回答「参加・協力をしてみたい環境保全活動について」

■環境保全に関する町の施策について

【日野町は、環境保全の中で何を優先して行うべきと考えますか。(あてはまるものすべてに○)】

優先して行うべき環境保全施策については、緑やオープンスペース関連では、「自転車や歩道環境の整備」が 48.6%、「田んぼや里山の管理」が 42.0%、「公共の広場や公園の充実」が 23.1%、「自然の緑化や水辺の保護・保全」が 20.1%、「自然と触れ合う場所の整備」が 17.6% となっています。

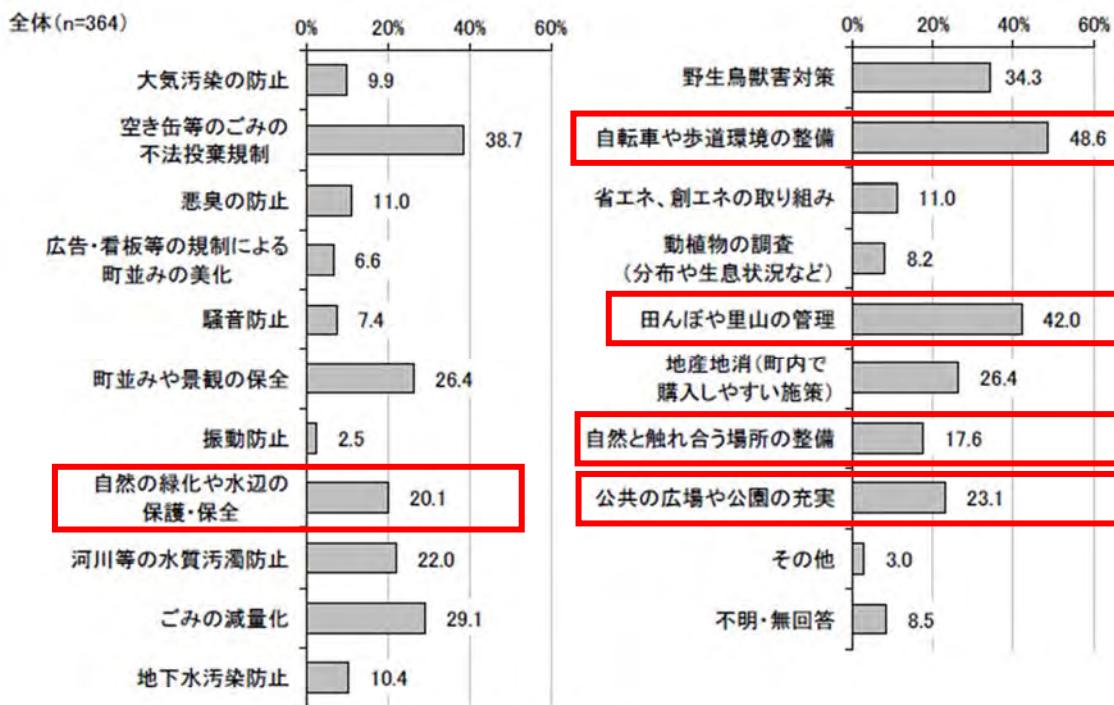


図 39 町民意識調査の回答「優先して行うべき環境保全施策について」

■日野町での暮らしについて

【あなたの居心地がよいと思える場所はどこですか。(あてはまるものすべてに○)】

居心地がよいと思える場所については、緑やオープンスペース関連では、「公園などの野外スペース」が 10.2% となっています。

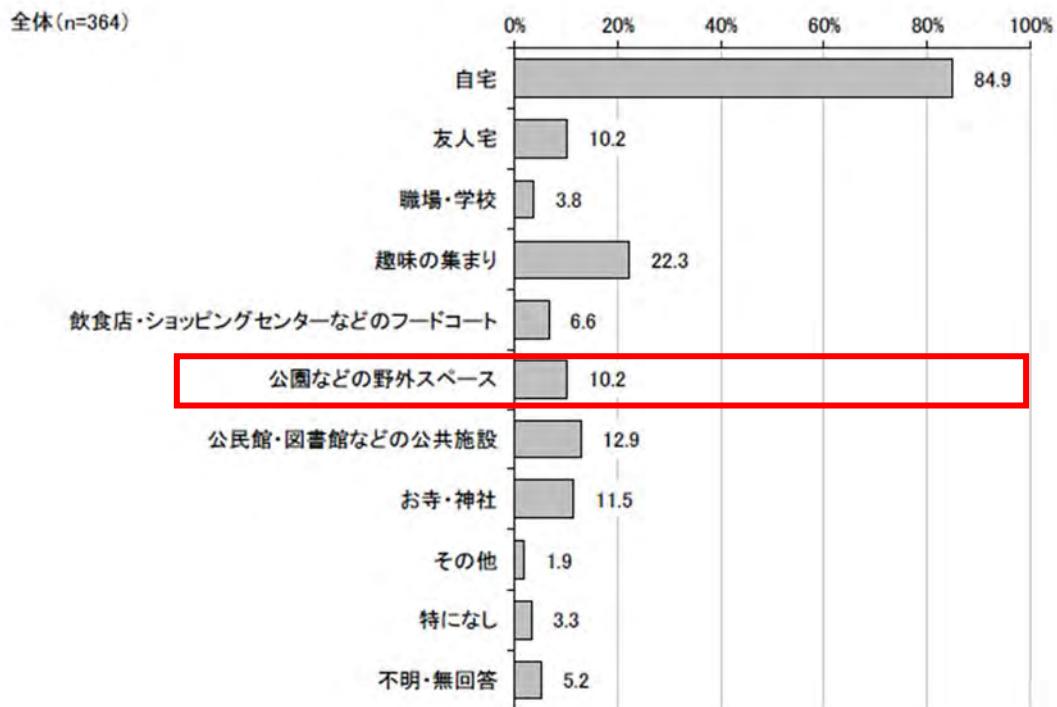


図 40 町民意識調査の回答「居心地がよいと思える場所について」

4.4 滋賀県、日野町の緑化推進に関する施策

滋賀県や本町などによる緑化推進に関する主な施策は、次のとおりとなっています。

表 27 滋賀県、日野町等による緑化推進に関する施策

主体	名称	施策概要
滋賀県	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 (多面的機能支払交付金制度)	<p>① 農地維持支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な保全活動に加え、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源保全管理構想の作成などを支援するための交付金
		<p>② 資源向上支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路・農道・ため池の簡単な補修や、水守当番による農業排水調査、生きもの調査など、地域資源の質的な向上を図るためにの共同活動ならびに施設の長寿命化のための活動を支援するための交付金
	環境保全型農業直接支払交付金 (環境こだわり農産物の栽培に対する支援)	<ul style="list-style-type: none"> 環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合、予算の範囲内で支援を行う。
	緑のまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や学校等において地域住民の方々や生徒等が緑化活動を行う活動に対して、苗木の提供を行う。 ○無償苗木等の配布
滋賀県 緑化推進会	生活環境の緑づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の方々の参加のもと公園や地域の広場、公共施設や公共用地等において緑化樹の植栽を行う緑づくりに必要な苗木等の配布を行う。 ○無償苗木等の配布
	学校林づくり	<ul style="list-style-type: none"> 緑の募金を活用し、学校林の手入れを支援する事業を行う。 ○学校林の整備（枯木の伐採、植栽、下刈り、間伐 等） ○学校林を活用した森林環境学習活動
	ふれあいの森づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流活動の場となる森や自然観察・野外学習・遊びの場としての森を地域住民の方々が協働で整備される場合に必要となる資金を助成する。 ○苗木等原材料費、活動にかかる消耗品、講師報償費、保険料、作業委託料、工事請負費 等の支援
	日野町	<ul style="list-style-type: none"> ○工場立地に関する準則（基準） (面積比率に関する事項) <ul style="list-style-type: none"> 生産施設面積率：業種によって敷地面積の 30～65%以下 緑地面積率：敷地面積の 20%以上 環境施設面積率：敷地面積の 25%以上

4.5 系統別の緑の評価

本町における緑の機能を、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの視点から、系統別評価を行います。

(1) 環境保全系統

環境保全系統については、山地・丘陵地、農地の自然環境を有する緑と、住宅地、社寺の緑、工業地などによる市街地部の緑、河川のネットワークに資する緑に分類して評価します。

表 28 環境保全系統の緑の評価

分類	緑の評価
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 町土の約6割を占める山林は自然林や二次林、植林地で、多様な動植物が生息するなど本町の環境保全に寄与しています。 しかしながら、世代交代等により適切な管理がされていない森林も見られ、適切な管理が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 水田が主体の農地は町土の約2割を占めており、多様な生物を育み、また山地・丘陵地と市街地内の緑を結ぶ機能を担っています。 しかしながら、以前と比べて農地は減少傾向にあり、耕作放棄地が問題となっていることから、適切な農地の保全が必要です。
市街地環境	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内の公園や緑地をはじめ、住宅地や集落地の民有地内の植栽、学校や公民館など公共施設内の緑は、身近な緑として環境保全や生物多様性確保などの役割を果たしています。 しかしながら、地区によっては公園・緑地等が不足しているところもあるため、一層の充実が必要となります。
	<ul style="list-style-type: none"> 本町に多く立地する社寺には、樹木や庭の植栽などの緑が多く見られます。 これらの社寺の緑は、環境保全や生物多様性確保などの役割も果たしており、今後とも維持・保全が必要となります。
	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地や大規模工場の敷地内では、植樹帯や緑の広場などが設置されています。 こうした良好な緑は、環境保全や生物多様性確保などの役割も果たしており、今後とも維持・保全が必要となります。
ネットワーク環境	<ul style="list-style-type: none"> 日野川と佐久良川をはじめとする河川空間は、本町の水と緑のネットワークを形成するとともに、多様な鳥類や哺乳類などの生息地としての役割を担っています。 この水と緑のネットワークは、多様な生物が行き来する空間ともなっており、生物多様性の視点から重要な環境として保全していく必要があります。

(2) レクリエーション系統

レクリエーション系統については、大規模な観光・レクリエーション拠点と、小規模な観光・レクリエーション拠点に分類して評価します。

表 29 レクリエーション系統の緑の評価

分類		緑の評価
大規模な観光・レクリエーション拠点	ゴルフ場、キャンプ場など	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の多いオートキャンプ場、ゴルフ場、農業公園、日野川ダム公園、蔵王ダムやすらぎ広場などは、広域的な観光・レクリエーション施設としての役割を担っています。 ・これらのレクリエーション施設は、まとまりのある水と緑エリアとして維持・保全するとともに、観光振興を図っていく必要があります。
	自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ・綿向山をはじめとする山地部は、鈴鹿国定公園に指定されており、自然環境の保護とハイカーなどのレクリエーション空間としての活用が図られています。 ・今後とも、自然公園の良好な環境を保護するとともに、環境意識向上の機会を与える公園として、適切な整備を図っていく必要があります。
小規模な観光・レクリエーション拠点	都市公園など	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内には、大谷公園、松尾公園、内池公園の3つの都市公園をはじめ、小さな公園や緑地が整備され、町民の身近なレクリエーションの場としての役割を果たしています。 ・その一方で、一部で老朽化した施設もあり、利用者ニーズを踏まえた再整備等が必要となっています。
	歴史文化資源など	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地内には、近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」、日野まちかど感応館などや社寺が集積しています。また、市街地の周辺にも中野城跡・音羽城跡や社寺などがあり、これらの歴史文化資源は観光拠点ともなっています。 ・施設と一体となった敷地内の樹木などの緑は、施設の魅力を創出しており、適切な維持管理が必要となります。

(3) 防災系統

防災系統については、災害防止に資する緑と、避難所等の緑に分類して評価します。

表 30 防災系統の緑の評価

分類		緑の評価
災害防止に資する緑	森林	・森林の保水機能が水害の軽減に寄与しています。また、町内には、土砂災害の危険性の高い地区が点在しており、水害や土砂災害の軽減のためには、森林の保全とともに、適切な災害防止対策を行う必要があります。
	農地	・農地は遊水地機能を有しております、農地の保全が必要となります。
	工場敷地内の緑地	・工場で発生する災害に対しては、工場敷地内の緑が緩衝緑地として機能しています。
避難所等の緑	避難所・避難施設	・松尾公園、小中学校のグラウンドなどの指定緊急避難場所は、市街地や集落の中心部に配置されています。これら施設では、避難所等の機能を果たすとともに、その緑地は耐火性、延焼遮断機能を備えており、更なる緑化を進めいくことが必要となります。
	避難道路	・防災機能を高めるため、国道、県道などの主要道路を避難道路として活用できるよう、日野町地域防災計画を踏まえた避難道路のネットワーク化が必要となります。

(4) 景観形成系統

景観形成系統については、山地・丘陵地、農地、河川からなる自然景観を形成する緑と、旧市街地を中心とした町並み景観を形成する緑に分類して評価します。

表 31 景観形成系統の緑の評価

分類		緑の評価
自然景観を形成する緑	山地・丘陵地、農地、河川による景観の緑	・綿向山をはじめとする山並みと田園地帯、日野川、佐久良川などの河川からなる緑豊かな景観は、本町を特徴づけるものとなっています。 ・この自然景観を維持していくため、環境保全と連動して、山地・丘陵地、農地、河川の緑を維持・保全していくことが必要となります。
町並み景観を形成する緑	旧市街地の歴史的な町並み景観の緑	・日野商人街道を中心とする歴史的な町並み景観は、本町の誇りとなっており、敷地内の緑も歴史的な景観を形づくる重要な要素となっています。 ・一方で、町家の建替えなどにより町並み景観を維持・保全していくことが難しい状況も生じており、歴史的建物の保全と合わせて敷地内の緑についても適切に保全することが必要です。
	社寺などの景観の緑	・馬見岡綿向神社をはじめとして本町内には数多くの社寺があり、境内の樹木・庭などの緑は良好な景観形成に寄与しています。 ・良好な景観を保全していくため、社寺とともに、境内の緑を適切に維持管理していくことが必要となります。

第5章 課題の整理

本町の自然的条件、社会的条件と緑の現状を踏まえ、緑のまちづくりにあたっての課題を、次のように整理します。

課題1：本町の緑の大半を占める山林・農地・河川等の自然環境の保全

【現状・問題点】

- ・本町は、琵琶湖まで至る日野川と佐久良川が流れるとともに、町土の約8割を山林や農地などが占めており、緑被率は約90%に達しています。これらの豊かな自然環境は、町民の生活に安らぎと心地よい空間を提供しています。
- ・しかし、住民アンケート調査によると、山林の所有者の半数が、所有する山林の整備状況について「整備されておらず、整備したいとも考えていない」としており、適切な管理がされていない山林が相当な割合を占めていることがうかがえます。
- ・一方、農地についても田・畠は減少傾向にあり、耕作放棄地も見られるようになりました。住民アンケート調査でも、町内の田んぼや里山の荒廃については、「とても気に入っている（心配している）」、「少し気になっている（少し心配している）」と回答した人の合計が約8割と高くなっています。また、優先して行うべき環境保全施策として「田んぼや里山の管理」が約4割となっているなど、住民の関心が高いことがうかがえます。

【課題】

- ・本町の山林・農地・河川等は、生物多様性や景観、レクリエーション等の緑の機能を有しているとともに、本町の緑の骨格をなしており、適切な保全が必要です。そのためにも、公有地における継続的な緑の維持・保全に向けた対策や、民有地のある山林・農地への適切な管理の働きかけなどが必要となります。

課題2：歴史的景観を構成する緑の維持・保全と活用

【現状・問題点】

- ・本町では日野商人街道を中心に、往時の面影を残す町家が軒を連ね、社寺などとともに歴史的な町並み景観が形成されています。
- ・これらの町並みに残る町家の植栽や社寺林などは、歴史的景観を形づくる重要な要素となっています。
- ・しかしながら、民間の町家の建替えや空き家等などにより、歴史的な町並みの維持は難しいものがあります。

【課題】

- ・これらの町並みの景観は、本町にとって重要なアイデンティティとなっており、今後も適切に保全していく必要があります。町家や社寺などの建築物とともに、建築物を取り巻く緑の維持・保全が重要です。

課題3：良好な生活環境の維持に向けた公園・緑地等の充実

【現状・問題点】

- ・本町の住宅地や集落地においては、公園や緑地が整備されています。
- ・住宅地や集落地の民有地内の植栽、学校や公民館等の公共施設内の緑、工業団地や大規模工場の敷地内の植栽等は、日々の暮らしの中で目にする身近な緑として、良好な生活環境の維持に貢献しています。

【課題】

- ・良好な生活環境を維持していくためには、身近な公園・緑地の充実、民有地や公共用地の緑化等が重要となることから、これらの身近な緑を適切に保全・整備していく必要があります。

課題4：都市公園等の整備と適切な維持管理

【現状・問題点】

- ・本町の都市公園としては、近隣公園が4箇所計画されており、内池公園、松尾公園、大谷公園が整備済み、山王公園は未整備となっています。
- ・この他、都市公園に準ずる公園として、滋賀農業公園「ブルーメの丘」や、日野川ダム公園グラウンド等があります。
- ・これらの施設は、整備後、数十年が経過し施設の老朽化が進んでいる公園もあります。

【課題】

- ・これら都市公園等については、社会情勢や住民ニーズ、更には本町の財政事情等を踏まえ、それぞれの公園の特性と整備優先順位等を考慮した整備検討や維持管理、補修等が必要です。

課題5：多様な主体との連携による緑のまちづくりの推進

【現状・問題点】

- ・本町には、山林、河川、農地からなる豊かな自然環境や、都市公園をはじめ、歴史的町並みの重要な要素となる緑など、様々な緑があります。
- ・しかし、厳しい行財政事情を踏まえると、行政のみで「緑のまちづくり」を進めていくことは極めて難しい状況となっています。
- ・住民アンケート調査では、環境問題に「興味がある」が7割以上と高くなっています。一方で、環境保全活動へ「参加・協力したい」との回答は半分で、環境問題の「取り組みをしていない」人の割合が「取り組みをしている」人の割合より多くなっています。

【課題】

- ・本町の多様な緑を保全・育成し、新たな整備や適切な有効活用を図るためには、行政だけでなく地域住民や本町で働く人々、来訪者など多様な主体との連携と各種取り組みへの参加・協力が必要です。

第6章 基本方針、目標の設定

6.1 基本理念

【本町の緑の現状】

本町は町土の約8割が山林や農地などであり、豊かな緑に包まれたまちです。しかし、適切に管理されていない森林や耕作が放棄された農地も見られ、育まれてきたこれらの緑は量的にも質的にもその機能を低下させているところが見られます。

一方、本町は市街地の町並みや社寺の景観に代表されるように、近江日野商人の町として栄え、緑は本町の歴史・文化環境を形づくる重要な要素となっています。また、本町には3つの都市公園が整備され、住民のレクリエーションの場、憩いの場等として機能しています。

【本町の目指すまちづくり】

本町のまちづくり将来像は、第6次日野町総合計画では「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」、日野町都市計画マスタープランでは「日野らしい『住む・働く・憩い楽しむ』場を高めるまちづくり」としており、多様な人材が活躍できるまち、活力あるまち等を目指しています。

【国としての方向性】

「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」では、将来的な都市のあるべき姿として、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」をあげ、この実現のために緑を積極的に活用していくことを述べています。

【基本理念】

このような本町の緑の現状と将来像、国としての方向性を踏まえ、本町では育まれてきた緑を「保全・育成」するとともに新たに「創出」していくこと、そしてこれらの緑が「量・質」とともに充実したまちづくりを進めていくことで、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラルなまち」、「人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現」を進めていきます。また、緑をまちの重要なインフラ（グリーンインフラ）として捉え、新たな価値創出や社会課題に対応しつつ、緑をまちづくりに積極的に活かしていくこと、また緑を通じて誰もが安全・安心、快適に過ごせ、住民が活き活きと暮らせるまちづくりにつなげ、それを将来的にも継続できる仕組みづくりや担い手づくりを図っていくことで、「Well-being が実感できる水と緑豊かなまち」づくりを目指します。

**生物の多様性、歴史ある風土、快適な生活環境を育む
豊かな緑に包まれたまち “日野”**

～「緑」をまちに欠かせないインフラと捉え、
「緑」を通じた住民が活き活きと暮らせるまちづくり～

6.2 基本方針

基本理念及び緑の将来像を踏まえ、緑のまちづくりにあたっての課題への対応を図っていくための基本方針を以下のように定めます。

基本方針1. 豊かな森林・河川・農地の緑を保全し活用する

1-1 緑豊かな風土をつくる森林の緑を保全し活用する

- ・鈴鹿山脈に連なる山地と丘陵地の里山からなる森林地域の緑を保全するとともに、自然公園機能の充実を図ります。

1-2 河川がつくる水と緑のネットワークを保全し活用する

- ・日野川や佐久良川を中心とした河川空間の環境を保全するとともに、公園・広場や緑地等の確保により、豊かな水辺景観の保全と河川空間の活用を図ります。

1-3 農業生産基盤となる緑の農地を保全する

- ・平野部から谷筋に沿って広がる多様な緑の機能を有する農地を、それを支える集落の居住環境とともに保全します。

基本方針2. 歴史的景観を形成する緑を保全し活用する

2-1 歴史的町並みの緑を保全しまちの活性化に活かす

- ・歴史的町並みを形成する市街地では、町家や町中の緑を保全し、まちの魅力を高め、活性化につなげます。

2-2 社寺等の貴重な緑を保全する

- ・本町内に立地する社寺等の樹木等は、歴史的景観を形成する貴重な緑の資源として保全を図ります。

基本方針3. 良好的な生活環境の維持に向け緑を充実する

3-1 身近な公園等を適切に配置し維持する

- ・住宅地では、既存の公園等の適切な維持管理を行います。集落地では、既存の広場や緑地を地域住民との協働のもと維持・保全を図ります。

3-2 工業団地等の企業敷地内の緑を維持する

- ・工業団地内の企業や大規模工場には、敷地内緑地などの維持を要請します。また、新規立地企業には、敷地内緑化の推進を要請していきます。

3-3 公共施設を活用し緑を増やす

- ・町民の身近な緑の確保を図るため、学校、公民館などの公共施設等の敷地では、積極的に緑化に努めます。

3-4 民有地の緑化を推進する

- ・民有地の所有者や管理者と協力し、民有地の緑化に努めます。

基本方針4. 緑の拠点として都市公園等を充実する

4-1 スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる公園を充実する

- ・地域の中心的な緑地として、都市公園の維持・整備・充実を図ります。

4-2 自然資源・歴史文化資源を有する公園等を活用する

- ・豊かな自然資源を活かしたダム周辺や農業公園、歴史文化資源を活かした中野城跡等は、憩いの場や観光・レクリエーション拠点として活用していきます。

基本方針5. 多様な主体の連携により緑のまちづくりを推進する

5-1 緑のまちづくりの意識醸成を図る

- ・緑のまちづくりの意識醸成を図るため、各種の活動体験会や学習会、イベント等を開催します。また、緑のまちづくりに関わる人材の育成に努めます。

5-2 様々な主体の連携により緑のまちづくりを推進する

- ・緑化活動などに取り組む住民や団体、企業などとの連携を深め、団体相互の交流を支援するなど、活動の広がりを支援します。

6.3 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 計画フレーム

計画フレームとして、将来展望人口と都市計画区域面積を定めます。

人口の将来見通しは、第6次日野町総合計画との整合を図り、本計画の目標年次の令和27(2045)年では約17,500人とします。

都市計画区域面積は、将来とも現行の都市計画区域面積と同様に町全域面積の11,760haとします。

表32 人口の将来見通し

	現況	将来
	令和2(2020)年	令和27(2045)年
人口	20,964人	約17,500人
都市計画区域面積	11,760ha	11,760ha

(2) 緑の目標指標

緑の目標指標として、緑被、都市公園等、緑地や公園等の満足度を定めます。

表33 緑の目標指標

視点	項目	現況	将来	
			令和27年	
カーボンニュートラル	緑被	都市計画区域面積に対する割合	90%	90%
		市街化区域面積に対する割合	40%	30%以上
ネイチャーポジティブ	自然環境	住民アンケート(自然環境の変化 ^{※1})	(令和5年度) 18.1%	環境基本計画に準じる
Well-being	都市公園等	一人当たりの都市公園等面積	19.0 m ² /人	22.7 m ² /人
	緑地や公園等の満足度	住民アンケート(緑地や公園等レクリエーション施設の利用しやすさ ^{※2})	(令和5年度) 34.1%	40.0%

※1「日野町環境基本計画策定にかかるアンケート調査」における質問「日野町の自然環境が以前(10年前)と比べ、どのように変わってきてていると思いますか。」の回答が「全体的に良くなつた」及び「少しは良くなつた」の割合

※2「日野町環境基本計画策定にかかるアンケート調査」における質問「町内の緑地や公園等レクリエーション施設についてどう感じていますか。」の回答が「とても利用しやすい」及び「利用しやすい」の割合

【目標値の設定の考え方】

■緑被（都市計画区域面積及び市街化区域面積に対する割合）

- ・都市計画区域面積に対する緑被割合は、現状の 90%程度を維持することを目標とし、目標値を 90%とします。
- ・市街化区域面積に対する緑被割合は、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」の目標値である 3 割以上とします。

■自然環境（住民アンケート（自然環境の変化））

- ・「日野町環境基本計画策定にかかるアンケート調査」における質問「日野町の自然環境が以前（10 年程前）と比べ、どのように変わってきたいると思いますか。」に対する回答では、「全体的に良くなつた」及び「少しは良くなつた」の割合が 18.1%となっています。
- ・今後、本町の自然環境を維持・向上させる施策を行うことで、「全体的に良くなつた」及び「少しは良くなつた」と回答される割合を高めることとします（目標値は、環境基本計画に準じます）。

■都市公園等

- ・都市公園法運用指針においては、住民一人当たりの都市公園面積は 10 m²/人以上としています。
- ・本計画ではこの基準を参考とし、都市公園の 4 公園と日野川ダム公園グラウンドや滋賀農業公園「ブルーメの丘」を都市公園に準ずる都市公園等と位置づけ、住民一人当たりの都市公園等面積は現況 19.0 m²/人であることから、目標値は、現在の都市公園等を減らさないことを目標として 22.7 m²/人とします。

表 34 都市公園等の整備の長期目標

		現状	令和27(2045)年
都市公園	内池公園	16,000 m ²	16,000 m ²
	松尾公園	16,000 m ²	16,000 m ²
	大谷公園	72,000 m ²	72,000 m ²
	山王公園	0 m ²	0 m ²
	小計	104,000 m ²	104,000 m ²
その他	日野川ダム公園グラウンド	22,816 m ²	22,816 m ²
	滋賀農業公園「ブルーメの丘」	270,631 m ²	270,631 m ²
	小計	293,447 m ²	293,447 m ²
都市公園等面積合計①		397,447 m ²	397,447 m ²
日野町人口②		20,964 人	17,500 人
一人当たり都市公園等面積③=①/②		19.0 m ² /人	22.7 m ² /人

■緑地や公園等の満足度

- ・「日野町環境基本計画策定にかかるアンケート調査」における質問「町内の緑地や公園等レクリエーション施設についてどう感じていますか。」に対する回答では、「とても利用しやすい」及び「利用しやすい」の割合が 34.1% となっています。
- ・今後、より利用しやすくするための施策を行うことで、「とても利用しやすい」及び「利用しやすい」と回答される割合を現状より 1~2 割程度高めることとし、目標値を 40% とします。

6.4 緑地の配置方針と将来像

(1) 緑地の配置方針

① 環境保全系統

【配置目的】

- ・本町の環境保全を図るため、環境保全に寄与できる緑地を、まちの骨格や各地区の特性を考慮し配置します。

【配置方針】

- ・本町の約9割を占める山地・丘陵地、農地の緑は環境保全に大きく寄与していることから、まちの骨格となる緑として配置し、生物多様性の視点も含めて適切な保全管理を行います。
- ・住宅地や集落地の公園・緑地、工場内の緑地などは、生活環境の向上に寄与していることから、既存施設の維持・保全と、公園・緑地等の不足している地区や新規工場等での充実を図ります。
- ・日野川と佐久良川をはじめとする河川空間は、生物多様性の視点から重要な役割を果たしており、環境保全に寄与する水と緑のネットワークづくりを進めます。

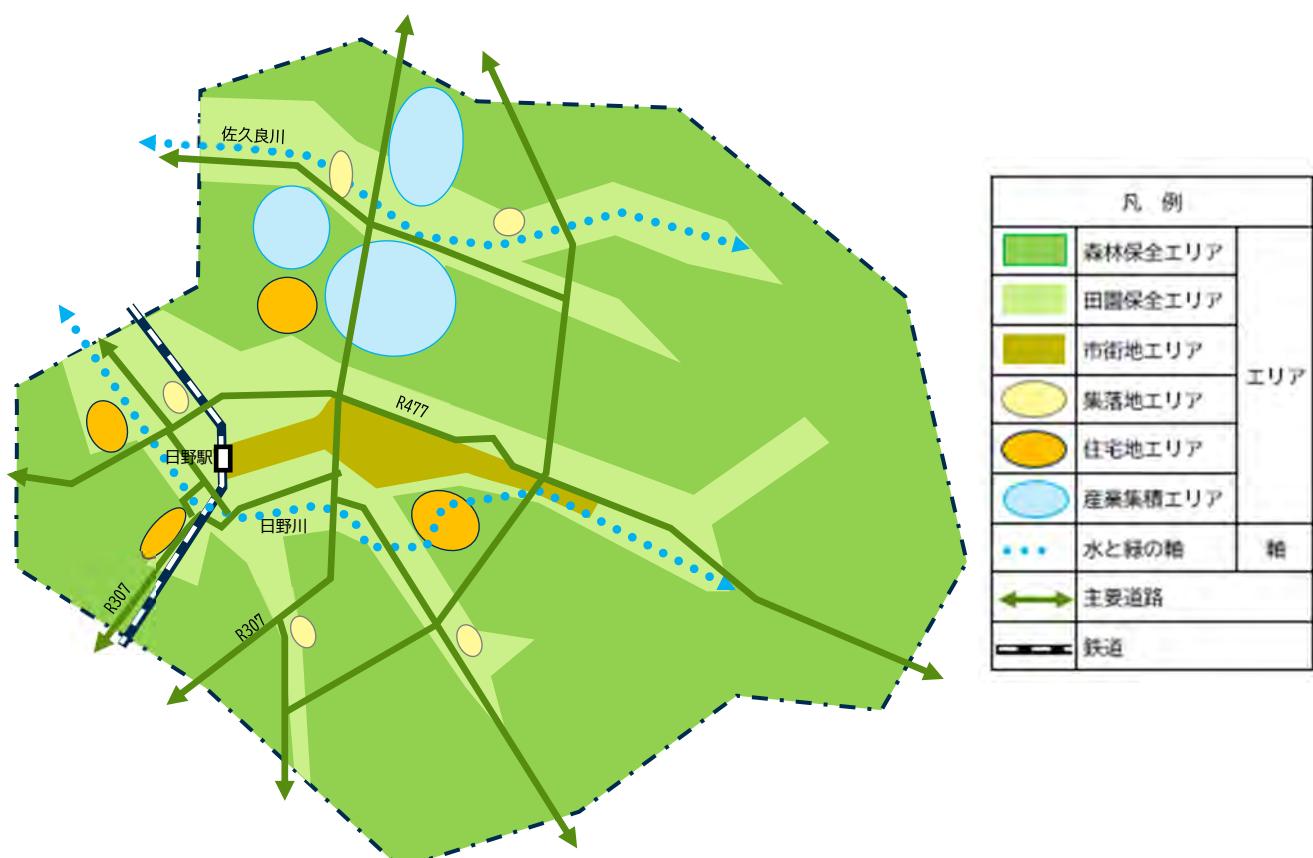


図41 緑地の配置方針（環境保全系統）

② レクリエーション系統

【配置目的】

- ・広域圏からの観光や身近なレクリエーション活動など多様なレクリエーション需要への対応が図れるように、緑地を配置します。

【配置方針】

- ・広い誘致圏からの観光・レクリエーションニーズに対応するため、ゴルフ場、オートキャンプ場、ダム周辺公園、農業公園などの既存緑地、及び鈴鹿国定公園を観光・レクリエーション拠点として位置づけ、施設の保全・整備を図ります。
- ・都市公園を地域の中心的なレクリエーション拠点として、松尾公園などの既存都市公園の再整備、未整備公園の整備を進めます。
- ・住宅地や集落地の小規模な公園・緑地は、日常的なレクリエーション施設として機能するよう維持・保全するとともに、必要に応じて新たな公園・緑地の整備・確保を図ります。
- ・歴史・文化資源である中野城跡をはじめとした史跡、まちなかの歴史的建造物や社寺は、観光拠点となっていることから、施設と一体となった敷地内の樹木などの適切な維持管理を図ります。

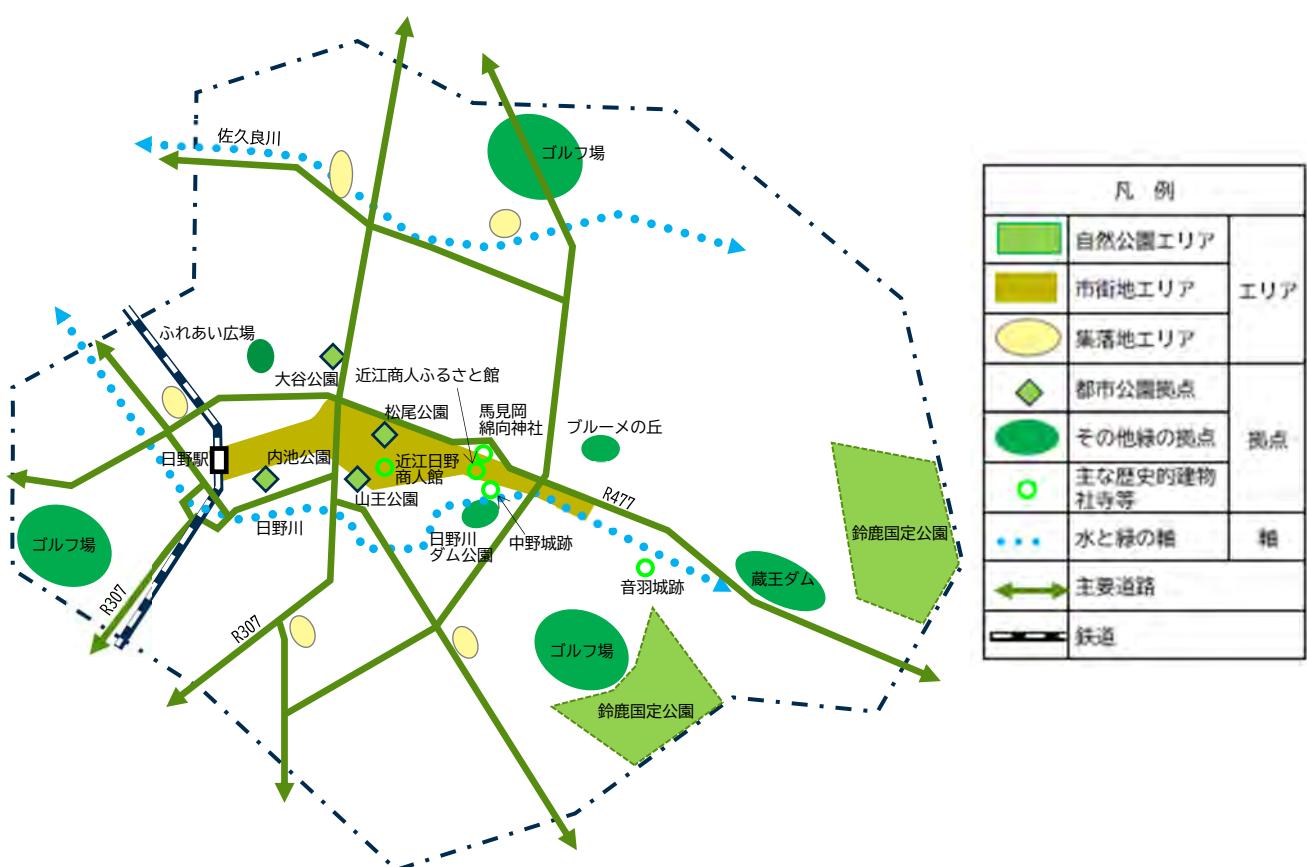


図 42 緑地の配置方針（レクリエーション系統）

③ 防災系統

【配置目的】

- ・災害の防止や災害の軽減に寄与する緑地や広場等を、防災機能の強化が図れるように配置します。

【配置方針】

- ・水害や土砂災害の防止や発生を抑制するため、保水機能を有する森林地域の緑の保全、遊水地機能を有する農地の保全を行うとともに、河川護岸の整備を図ります。
- ・工場で発生する災害に対しては、工業団地や大規模工場の敷地内の緑が緩衝緑地として機能していることから、今後とも工場敷地内の緑地の維持と緑化の推進を要請します。
- ・市街地や集落の中心部に配置されている指定緊急避難場所では、耐火性、延焼遮断機能を高めるための緑化を進めています。

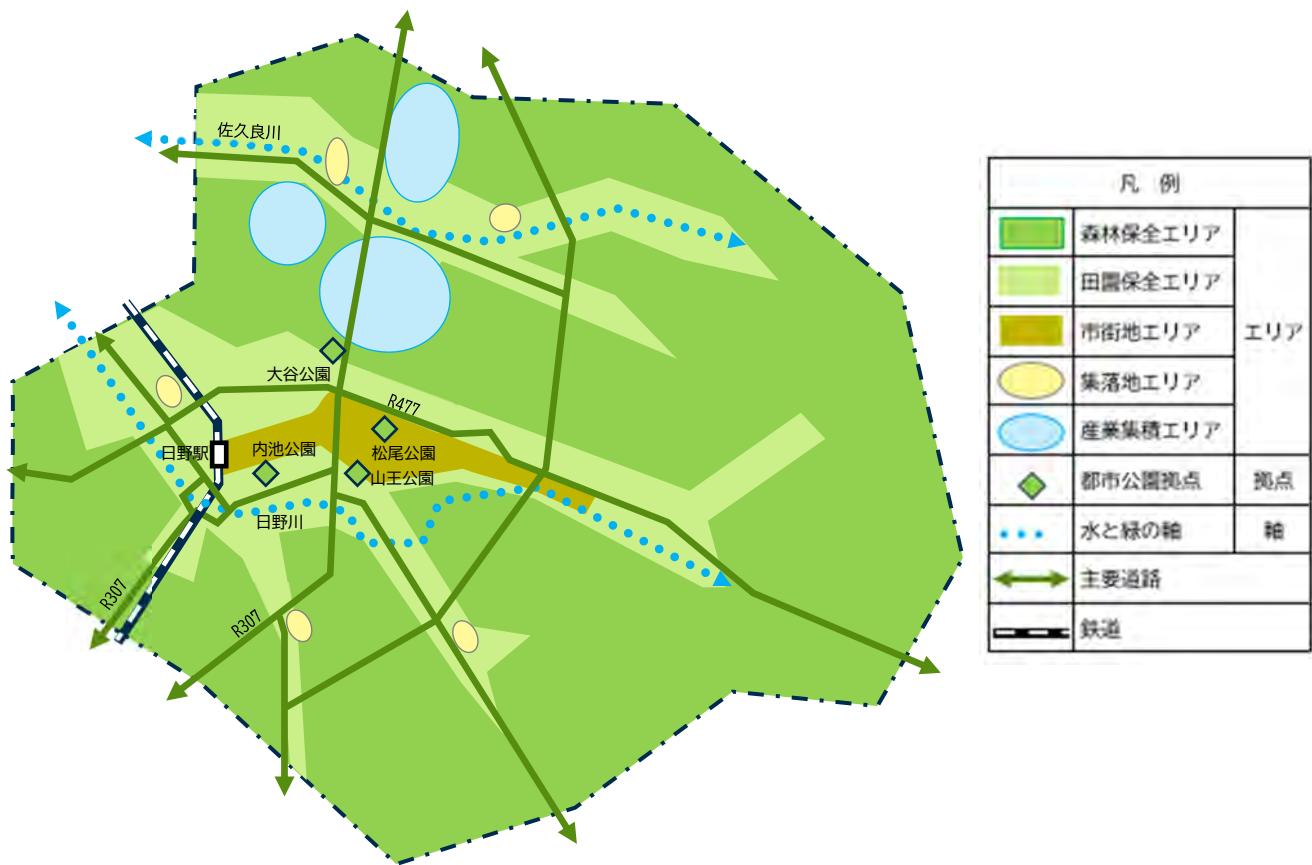


図 43 緑地の配置方針（防災系統）

④ 景観形成系統

【配置目的】

- ・本町の特徴で、景観の要素である山林・丘陵地や農地の緑、町並み景観を構成する緑を、維持・保全できるように配置します。

【配置方針】

- ・本町の景観を特徴づける綿向山をはじめとする山並みと田園地帯、日野川、佐久良川などの河川からなる緑豊かな景観を維持管理していきます。
- ・本町の誇りとなっている歴史的な町並み景観を維持・保全していくため、市街地の歴史的建造物の保存と合わせて敷地内の緑の適切な維持管理を図ります。
- ・本町内の各所にある社寺の境内の樹木・庭などの緑は、良好な景観形成に寄与していることから、これらの緑の適切な維持管理を図ります。

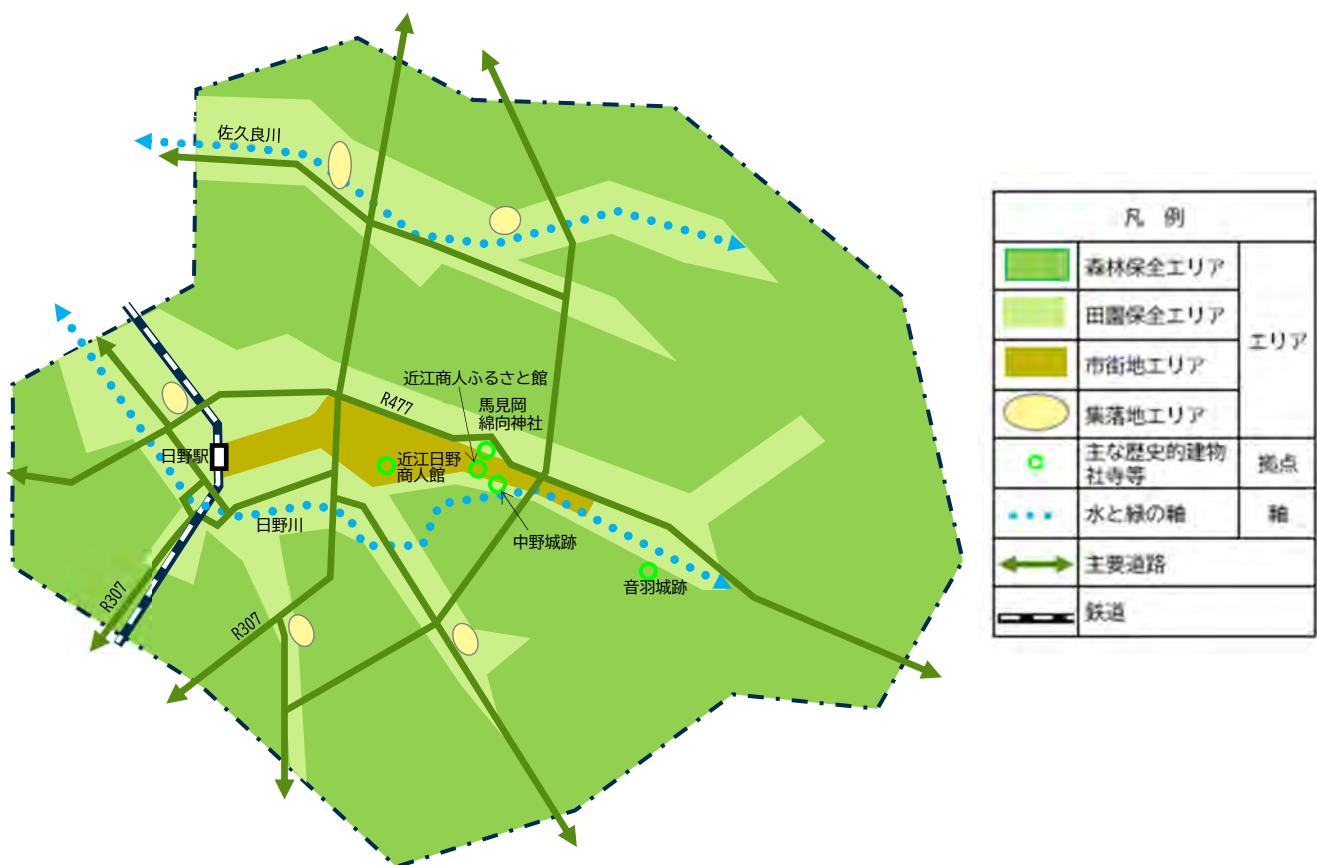
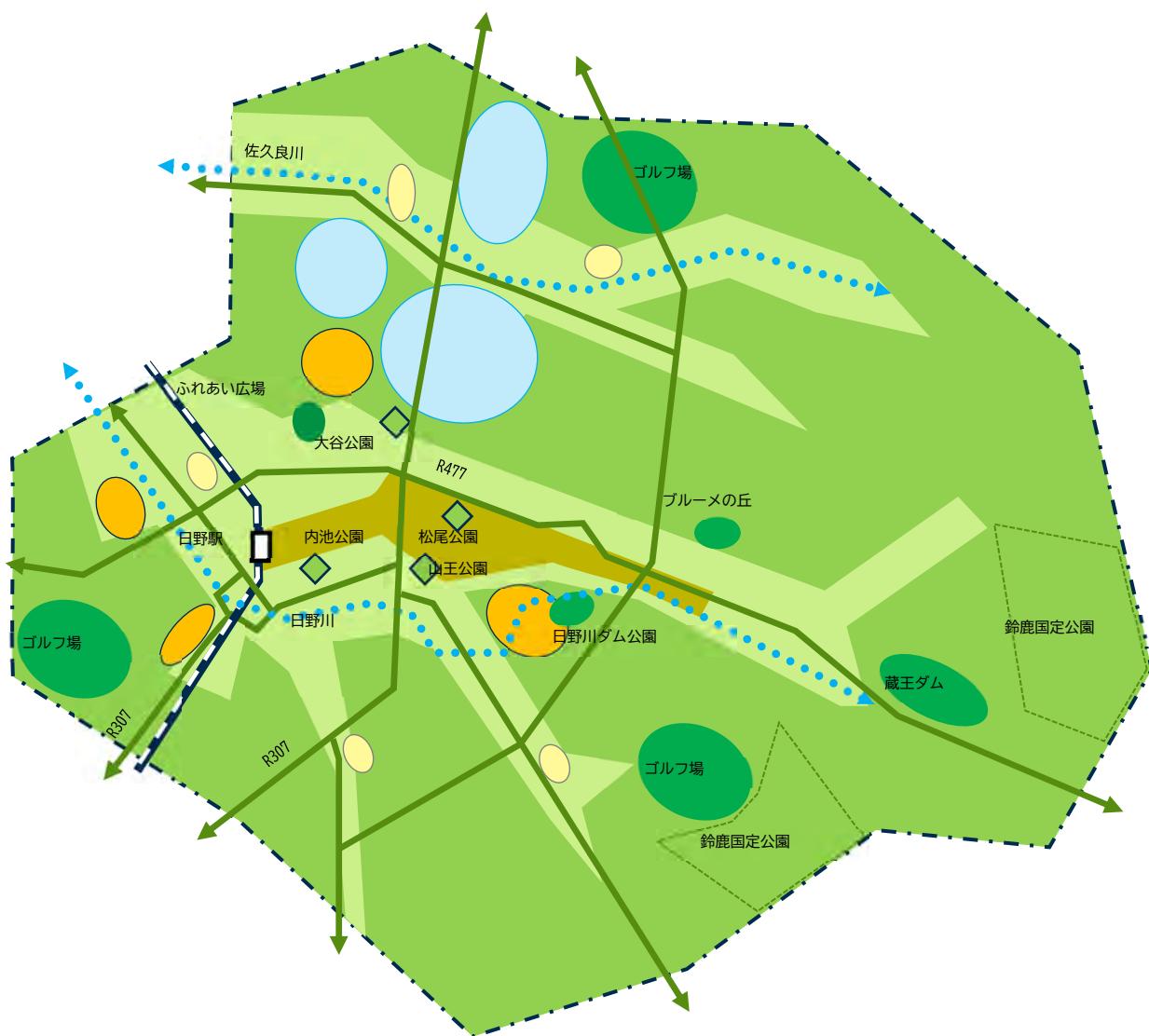


図 44 緑地の配置方針（景観形成系統）

(2) 緑の将来像

緑の将来像は、将来にわたり本町の住民の暮らしや心が豊かになるよう、現在の豊かな緑を継承していくことを基本に、次のように想定します。



凡 例		
	森林保全エリア	エリア
	田園保全エリア	
	市街地エリア	
	集落地エリア	
	住宅地エリア	
	産業集積エリア	
	都市公園拠点	拠点
	その他緑の拠点	
	水と緑の軸	軸
	主要道路	
	鉄道	

図 45 緑の将来像

表 35 緑の将来像（エリア・拠点・軸）と方向性

分 類		主な取り組み施策
エリア	森林保全 エリア	<p>■山地・丘陵地の森林地域で、森林の保全と自然公園として活用を図るべきエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地・丘陵部の森林資源の保全 ・鈴鹿国定公園の公園機能の充実
	田園保全 エリア	<p>■農地の維持・保全を図るべきエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の維持・保全 ・耕作放棄地の防止対策
	市街地 エリア	<p>■市街化区域内の市街地で、町家や社寺などに点在する緑を保全すべきエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街角広場の確保、町家等敷地内の緑の保全（近江日野商人ふるさと館、近江日野商人館など）、社寺仏閣の緑の保全（馬見岡綿向神社など） ・民有地内の身近な緑化 ・公共施設の敷地緑化（日野町役場、町民会館、公民館、小中学校など） ・生活道路沿道の緑化や花づくりなど
	集落地 エリア	<p>■集落地の住環境の向上を図るべきエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の敷地緑化（公民館、小学校など） ・生活道路沿道の緑化や花づくりなど
	住宅地 エリア	<p>■市街化調整区域内の住宅地で、身近な公園緑地を保全すべきエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街区公園等の維持管理（湖南サンライズ、椿野台、五月台など） ・生活道路沿道の緑化や花づくりなど
	産業集積 エリア	<p>■市街化区域内の工業団地や大規模工場が集積する地区で、企業敷地内の緑化を図るべきエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業団地内や大規模工場の既存の緑の維持 ・新規立地企業に対する敷地内緑化
拠点	都市公園 拠点	<p>■都市公園（近隣公園）に位置づけられている公園で、更なる整備・充実を推進していくべき緑の拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の適切な整備や維持管理
	その他 緑の拠点	<p>■ダム周辺や農業公園の豊かな自然資源と歴史資源を活かして憩いや観光・レクリエーションに活用していくべき拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野川ダム公園や蔵王ダムやすらぎ広場の維持管理 ・滋賀農業公園「ブルーメの丘」、畜産技術振興センターの維持・保全 ・中野城跡等の維持・保全
軸	水と緑の軸	<p>■日野川や佐久良川などの河川空間で、水と緑のネットワークを形成していくべき軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野川、佐久良川の水と緑のネットワーク軸の維持・保全 ・親水公園、広場等の維持・保全、流域治水、減災対策の取り組み
	主要道路	<p>■主要道路の軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の植樹帯の維持管理（国道 307 号など）

6.5 都市公園の整備と管理の方針

(1) 都市公園の整備量

「6.3 緑地の保全及び緑化の目標」で示したように、現在供用済みの都市公園3公園と日野川ダム公園グランドや滋賀農業公園「ブルーメの丘」を都市公園に準ずる都市公園等とすることで、将来の住民一人当たりの都市公園等面積は $22.7\text{ m}^2/\text{人}$ を目標とします（都市公園法運用指針では、住民一人当たりの都市公園面積は $10\text{ m}^2/\text{人}$ 以上を確保することが記されています）。

また、配置については、現在の供用済みの3箇所の都市公園は人口の多い市街化区域に位置しており、利便性の高い都市公園と評価できます。

(2) 都市公園の整備方針

供用済みの3公園については、現在、子どもの遊び場、住民の憩いの場、スポーツ活動の拠点など地域の中心的な公園として利用されています。しかしながら、供用から30~40年が経過し、施設の老朽化、町民ニーズの多様化に対応しきれない状況となっています。子どもたちがのびのびと楽しく遊び、成長することができる環境、住民の憩いの場となる環境、町民がスポーツやレクリエーションに親しめる環境を創出するため、地元関係者からの要望や提案、アンケート等により、住民意向を踏まえながら、公園の再整備を行っていきます。

一方、未供用の山王公園は、歴史的町並みを有する旧市街地に隣接する貴重な緑空間となります。本公園の整備にあたっては、本町の人口や財政事情、社会的な動向等を踏まえ、慎重に検討を進めています。

(3) 都市公園の維持管理方針

供用済みの3公園の整備後は、住民との協働も含めた適切な施設の維持管理を行っていきます。

住民に愛される公園を目指し、遊具等の公園施設・樹木について適切な維持管理を行います。社会のニーズが多様化する中で、公園に求められる機能やサービスも変化しており、今後の公園のあり方を再検討するなど、住民や住民団体、ボランティア、企業等も交えた協働による公園運営を図り、公園の機能強化やサービスの向上に努めます。

第7章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

7.1 施策の体系

緑地の保全及び緑化推進のための施策体系を、以下のように設定します。

基本方針	個別方針	施策	将来像との関係
1. 豊かな森林・河川・農地の緑を保全し活用する	1-1 緑豊かな風土をつくる 森林の緑を保全し活用する	①森林資源の保全 ②公園機能の充実	森林保全エリア 水と緑の軸
	1-2 河川がつくる水と緑のネットワークを保全し活用する	①河川環境の維持・保全 ②水害減災対策の推進	
	1-3 農業生産基盤となる緑の農地を保全する	①農地の維持・保全 ②耕作放棄地の防止	
2. 歴史的景観を形成する緑を保全し活用する	2-1 歴史的町並みの緑を保全しまちの活性化に活かす	①魅力向上と憩いの場づくり ②町家等敷地内の緑の保全	市街地エリア
	2-2 社寺等の貴重な緑を保全する	①社寺等の緑の保全	市街地エリア 集落地エリア
3. 良好的な生息環境の維持に向け緑を充実する	3-1 身近な公園等を適切に配置し維持する	①既設公園等の維持管理 ②集落地の広場等の維持・充実	住宅地エリア 集落地エリア
	3-2 工業団地等の企業敷地内の緑を維持する	①企業敷地内の緑地の維持 ②企業敷地内の緑化の推進	産業集積エリア
	3-3 公共施設を活用し緑を増やす	①公共施設等の緑化の推進	市街地エリア 集落地エリア
	3-4 民有地の緑化を推進する	①民有地緑化の推進	市街地エリア 住宅地エリア 集落地エリア
4. 緑の拠点として都市公園等を充実する	4-1 スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる公園を充実する	①既設都市公園の再整備 ②既設都市公園の維持管理	都市公園拠点 その他緑の拠点
	4-2 自然資源・歴史文化資源を有する公園等を活用する	①ダム公園等の適切な維持管理 ②観光・レクリエーション利用の促進	
5. 多様な主体の連携により緑のまちづくりを推進する	5-1 緑のまちづくりの意識醸成を図る	①学習会・体験会等の実施	全体
	5-2 様々な主体の連携により緑のまちづくりを推進する	①活動団体等の交流支援	全体
		②農業経営団体等との連携 ③町内立地企業との連携	

7.2 緑地保全及び緑化推進施策

基本方針1. 豊かな森林・河川・農地の緑を保全し活用する

1-1 緑豊かな風土をつくる森林の緑を保全し活用する

①森林資源の保全

- ・本町を包み込む山地や丘陵地の豊かな森林資源の保全を図ります。
- ・森林の持つ水源かん養、生物多様性の保全、地球温暖化や災害の防止などの多面的機能が発揮されるよう森林の保全を推進します。

②公園機能の充実

- ・森林資源を観光・レクリエーションの場として活用するため、綿向山に至る自然歩道の整備などを進めるとともに、鈴鹿国定公園の公園機能の充実を県に要請していきます。

1-2 河川がつくる水と緑のネットワークを保全し活用する

①河川環境の維持・保全

- ・本町の貴重な水辺空間であり、本町の森林と琵琶湖を結ぶ重要な環境軸でもある日野川や佐久良川は、河川環境の整備・保全を図るとともに、緑地空間を活用できるよう、関係機関に要請し、水と緑のネットワーク軸の維持・保全を図ります。
- ・地元要望等を考慮しながら、河川敷を活用した親水公園や広場等の維持管理・活用を進めます。
- ・河川環境の整備にあたっては、魚道の設置などグリーンインフラの整備方策に関する研究を進めます。

②水害減災対策の推進

- ・水害リスクの高いエリアにおける流域治水の取り組みや減災対策を推進します。
- ・特に源流部の森林の保全や、上・中流域の農地を保全し、流水による災害の抑制に努めます。

1-3 農業生産基盤となる緑の農地を保全する

①農地の維持・保全

- ・農地は本町の緑の主要な構成要素の1つであり、多様な機能を有する自然空間であることから、今後とも農地の維持・保全を図ります。
- ・農地は集落地と密接に関連していることから、農業者だけでなく集落全体の取り組みにより、集落機能の持続発展と、生産基盤である農地の保全・維持管理を支援します。
- ・農道整備や水路整備などの農業基盤整備においては、環境への負荷を最小限に留めます。

②耕作放棄地の防止

- ・近年、増加傾向にある耕作放棄地の発生を防ぐため、防止対策を講じます。

基本方針2. 歴史的景観を形成する緑を保全し活用する

2-1 歴史的町並みの緑を保全しまちの活性化に活かす

①魅力向上と憩いの場づくり

- ・歴史的町並みを有する市街地内では、街歩きの魅力向上と地域住民の身近な憩いの場づくりを図ります。

②町家等敷地内の緑の保全

- ・歴史的な町並みや町家などの建造物は、その敷地内に緑を有しています。町並みに関わるこれらの樹木等について保全を図ります。

2-2 社寺等の貴重な緑を保全する

①社寺等の緑の保全

- ・馬見岡綿向神社をはじめとする本町内の社寺は、歴史的景観を形成する貴重な緑を有していることから、社寺の所有者等と連携して樹木等の保全を図ります。

基本方針3. 良好的な生活環境の維持に向け緑を充実する

3-1 身近な公園等を適切に配置し維持する

①既設公園等の維持管理

- ・土地区画整理区域内等の計画的に基盤整備された住宅地に確保されている公園等は、町民に身近な公園として引き続き適切な維持管理を各自治会に促します。

②集落地の広場等の維持・充実

- ・身近な公園を適正に配置するため、農村集落地においては、既存の広場や緑地を地域住民との協働のもと維持・保全を図ります。

3-2 工業団地等の企業敷地内の緑を維持する

①企業敷地内の緑地の維持

- ・工業団地内の企業や大規模工場では敷地内に緑を有していることから、事業者等と連携して既存の緑の維持を図ります。

②企業敷地内の緑化の推進

- ・新たに工業団地などに立地する企業に対しては、敷地内緑化の推進を図るよう要請しています。

3-3 公共施設を活用し緑を増やす

①公共施設等の緑化の推進

- ・日野町役場、町民会館、公民館、小中学校などの公共施設等の敷地では、積極的に緑化に努め、緑豊かな市街地形成を図ります。

3-4 民有地の緑化を推進する

①民有地緑化の推進

- ・住宅市街地内では、民有地内緑地による生垣や花壇等の身近な緑化の推進を図ります。

基本方針4. 緑の拠点として都市公園等を充実する

4-1 スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる公園を充実する

①既設都市公園の再整備

- ・都市公園(近隣公園)のうち、供用済みの3公園については、地域の中心的な公園として維持・充実を図ります。
- ・社会情勢や町民のニーズを把握しながら、魅力的な公園となるよう再整備を行い、緑の拠点としての充実を図ります。
- ・都市公園を災害時の活動拠点として活用できるように、防災機能の整備を推進します。

②既設都市公園の維持管理

- ・既設都市公園については、今後とも適切な施設の維持管理に努めます。
- ・また、計画的な予防保全(点検、補修、補強等)を促進し、長寿命化及びライフサイクルコストの平準化を図ります。

4-2 自然資源・歴史文化資源を有する公園等を活用する

①ダム公園等の適切な維持管理

- ・豊かな自然資源を有している日野川ダム公園や藏王ダムやすらぎ広場を憩いの場として適切に維持管理し、水と緑の保全、利用の充実を図ります。

②観光・レクリエーション利用の促進

- ・観光・レクリエーションの拠点である体験型農業公園の滋賀農業公園「ブルーメの丘」、グリム冒険の森、畜産技術振興センター、中野城跡等では、良好な自然環境の維持・保全を図るとともに、観光・レクリエーションの利用促進を関係団体に要請していきます。

基本方針5. 多様な主体の連携により緑のまちづくりを推進する

5-1 緑のまちづくりの意識醸成を図る

①学習会・体験会等の実施

- ・住民の緑のまちづくりに対する意識醸成を図るため、楽しみながら参画できる森林環境学習や里山保全活動を推進し、住民への参加、協力などを促進します。
- ・河川環境の重要性に関する意識を高めるため、多様な生物が生息できる川づくりについての勉強会などの開催を推進します。

5-2 様々な主体の連携により緑のまちづくりを推進する

①活動団体等の交流支援

- ・緑化活動などに取り組む住民やまちづくり団体との連携を深めます。さらに、団体相互の交流を支援するなど、活動の広がりを支援します。

②農業経営団体等との連携

- ・農地などの緑を守るため、認定農業者や営農組織等の多様な経営体の支援や普及団体との連携を行い、地域農業の生産体制を確立します。

③町内立地企業との連携

- ・環境保護や緑化活動に取り組む企業や、生物多様性保全活動などに取り組んでいる事業所等の取り組みを積極的に紹介するとともに、企業間の交流促進など企業と連携した緑のまちづくりの推進に努めます。

第8章 計画の推進体制と進行管理

8.1 推進体制

本計画は、多様な緑を対象としていることから、計画の推進にあたっては、行政のみならず、住民、事業者がそれぞれ「生物の多様性、歴史ある風土、快適な生活環境を育む豊かな緑に包まれたまち“日野”」を実現していくため、各主体の強みや特性を活かしながら、主体的に取り組んでいくことが重要となります。

このため、行政、住民、事業者が適切に協議・連携が図れる推進体制を構築し、時代の変化に応じた緑のまちづくりに取り組みます。

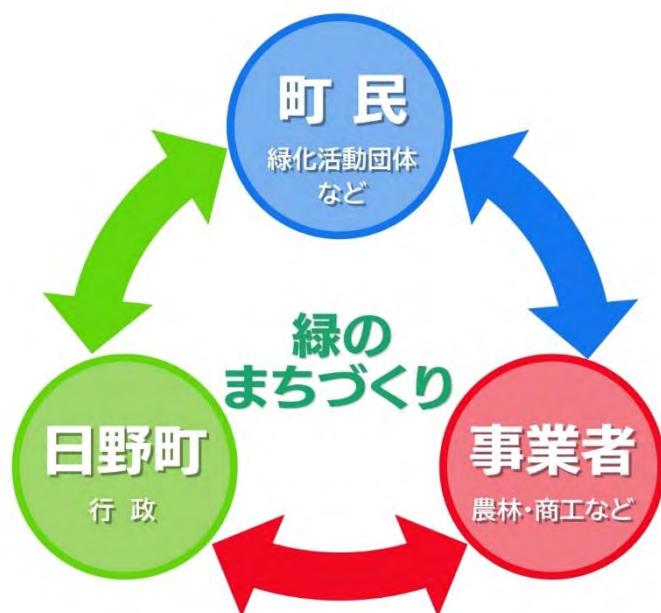


図 46 計画の推進体制

8.2 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、施策の実施状況の把握・評価を踏まえて、計画全体の改善・見直しを行う、PDCA サイクル (Plan : 計画、Do : 実行、Check : 評価、Action : 改善) による進捗管理を行います。

進捗管理は、施策ごとに取り組み状況を整理し、施策効果を評価した上で、次のステップの計画改善につなげていきます。なお、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や住民ニーズへの対応が必要となった場合は、Action (改善) の中で、必要に応じて計画の見直しを行うなど柔軟な運用を図ります。



図 47 PDCA サイクル

参考資料

用語説明

用語	説 明
あ行	
ESG 投資	財務的な要素に加えて、非財務的な要素である ESG（環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)）を考慮する投資のことをいう。
Well-being	身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念。
オープンスペース	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。
か行	
カーボンニュートラル	CO ₂ をはじめとする温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指す。
街区公園	都市公園の種類の一つ。もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置することが基準とされている。
環境学習	持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育や学習。
環境負荷	人の活動が環境に与える負担のこと。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。
近隣公園	都市公園の種類の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置することが基準とされている。
グリーンインフラ	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある町土づくりを進めるものとをいう。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前 1 年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいう。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含まない。一般的には、遊休農地と同義語として扱われている。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。事業者が設置する施設で得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

用語	説明
さ行	
里山	集落や耕地の周囲の山や森林を指す。里山は、人が長年利用し干渉することで形成された自然である。里山の生態系は、人と生物と立地環境の間の複雑な相互関係から成り立っていて、その広がりは周囲の農地や河川に及ぶ。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
施設緑地	都市公園をはじめとして、児童遊園、緑地、緑道、広場などの公共的性格を持ったオープンスペースなどを総称して「施設緑地」と呼ぶ。自然公園（国定公園など）や風致地区のような、ある範囲を指定して規制などをかける「地域制緑地」との対比として使われる。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。
水源かん養	雨水等を地下に浸透させ、保持し、水源を確保する働きのことをいう。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元される。かん養機能を有する森林や水田等が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や濁水を引き起こす原因となる。
ストック効果	インフラのストック効果は、整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果をいう。
スペクトルバンドコンビネーション	スペクトルバンドとは、ラジオ、テレビ、携帯電話ネットワークなどの通信目的で使用される周波数帯域のことである。
スポンジ化	（都市の）スポンジ化は、都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴が空くように生じ、密度が下がっていくことを指す。
生態系	太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係し合いながら循環していることをいう。
生物多様性	様々な生態系が存在することならびに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
た行	
地域のアイデンティティ	その地域の歴史、文化、地理的な特性、人々の生活様式などが複合的に結びついて形成される住民の地域への帰属意識や独自性、誇りなどを指す。
地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと
長寿命化	老朽化している施設を計画的に保全し供用可能期間を延ばすことにより、更新に伴う大規模な財政支出を軽減する取り組みを指す。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

用語	説明
都市計画区域	自然的、社会的条件等を勘定して、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。本町は町全域が、都市計画区域となっている。
都市公園	都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が設置する公園または緑地で、基本的には都市計画区域内に設置される。良好な都市環境の提供、都市の安全性の向上、住民の憩いの場、地域の活性化などに不可欠な都市施設として位置づけられている。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図ることを目的とする法律。
な行	
ニューノーマル社会	社会が変化し、新たな常識が定着することを指す。これまで主に経済分野で使われてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大による生活習慣の変化により、一般の人々の間でも広く知られるようになった。
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者」で、意欲と能力を有し5年後にかけて経営改善を進めていく農業者であると市町村の認定を受けた者を指す。
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止めて反転させ、回復軌道に乗せること。自然再興ともいう。2030年までに地球の生物多様性の状態を2020年と同等以上に戻し(2030年のネイチャーポジティブの実現)、2050年までに自然と共生する社会の実現を目指すというもの。
は行	
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいの有無等に係らず、すべての人が利用可能なお常により良いものに改良していくこうという考え方。
用途地域	都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を13種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。
ら行	
ライフサイクルコスト	ある施設の「ライフサイクルコスト」とは、「維持管理費用+更新費」のことである。
レジリエンス	防災分野や環境分野で想定外の事態に対し、社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さのことを行う。



日野町緑の基本計画

〒529-1698

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

TEL : 0748-52-1211 (代表)

FAX : 0748-52-2043

E-mail : mail@town.shiga-hino.lg.jp

※イメージとして日野観光写真コンクールに入賞された写真を使用